外部評価報告書

静岡大学教育学部 教育学研究科平成 25 年 10 月

目 次

はじ	じめに		1
自己	上評価報告	音書概要	
I	学部等の)現況及び特徴	3
П	目的		4
Ш	基準ごと	の自己評価	
	基準1	組織の目的	5
	基準2	組織構成	7
	基準3	教員及び支援者等	12
	基準4	学生の受入れ	17
	基準5	教育内容及び方法	23
	基準6	教育の成果	43
	基準7	施設・設備及び学生支援	57
	基準8	内部質保証システム	64
	基準9	管理運営	68
	基準 10	情報等の公表	71
	基準 11	研究活動の状況及び成果	73
	基準 12	地域貢献活動の状況	80
	基準 13	国際化の状況	84
静岡]大学外部	邓評価委員会	
Ι	静岡大学	教育学部外部評価委員会実施	88
Π	静岡大学	教育学部外部評価委員会資料	89
Ш	静岡大学	教育学部/研究科 外部評価結果調査票	94
IV	外部評価	「委員会議事録······1	08
自己	上評価・外	、部評価を終えて	26

はじめに

教育学部長・教育学研究科長 梅澤 収

本冊子は、静岡大学教育学部・教育学研究科が平成 25 年度に行った「(第3回) 自己評価・外部評価」に関する報告書です。本学部・研究科は、平成12年度に初めてこれを実施し、前回は平成 20 年度に実施しておりますので、今回が3度目の「自己評価・外部評価」報告書となります。

ところで、現在の大学評価制度は、「自己点検・評価」「認証評価」「国立大学法人評価」 の3層構造になっています。

第1に、「自己評価・外部評価(正式には「自己点検・評価」と言う)」は、早くは平成3年に大学設置基準で努力義務とされ、次に同基準では平成11年にその実施と結果公表の義務化、結果の学外者による検証の努力義務化の規定に至りました。その後、平成14年には自己点検・評価の実施と結果の公表に係る規定を学校教育法に移し、法律上明示されました(施行は平成16年度から)。

第2の「認証評価」とは、文部科学大臣の認証を受けた「認証評価機関」による評価で、 平成14年に学校教育法に規定され、平成16年度から施行されています。これには2種類あり、一つは「機関別評価」(大学全体の組織体としての状況)というもので7年ごとに実施され、静岡大学は平成21年度にこの評価を受け、「適格」認定されています。もう一つは、「専門職大学院評価」というもので、5年ごとに実施されています。本研究科・教育実践高度化専攻(教職大学院)は、平成24年度に評価を受け「適格」認定されたところです。

第3の「国立大学法人評価」は、国立大学法人制度が平成16年度から導入されたことにより、6年間の中期目標期間における中期目標の達成状況を評価するものです。国立大学法人評価委員会(文部科学省)が設置され、中期目標期間における業務全体について総合的な評価を実施するものです。第1期(H16-H21)、第2期(H22-H27)ですから、平成21年度に行われました。なお、この「国立大学法人評価」は、教育研究評価については、独立行政法人大学評価・学位授与機構による評価結果を尊重することになっています。

これとは別に、文部科学省は、昨年(2012)年6月に、国立大学の個々のミッションの再定義を踏まえた「大学改革実行プラン」の策定を開始しています。教員養成分野のミッションの再定義は昨年10月にそのプロセスが開始され、静岡大学は昨年12月、今年7月、10月と文部科学省と遣り取りがあり、ほぼ確定しました。その基本方向は、教育委員会との連携・協働によって教員養成の高度化・修士レベル化を図るとともに、教員免許と教員

養成、そして教員研修を組合せて、教職支援の総合的な枠組みを構築していくことです。 この改革を、グローバル化対応の国立総合大学・静岡大学の中長期的改革と連動させて行 うことです。

教育学部・研究科は、以上のような多様かつ多面的な諸評価に積極的かつ実践的に、今後取り組んでいく必要があります。そのためには、中長期的な改革内容と日常(ルーティン)の教育研究・組織運営の取組をどうリンクさせ調整していくのかが決定的に重要です。前回の評価書作成の担当委員長から意見聴取する中で、私はその必要性を強く認識致しました。私はこれを「企画と評価の一体化」の必要性と位置づけて、ここ2~3年取り組んで来たところです。具体的には、学部長就任2年間における「主要な取組み課題」を教授会で明示し、その実現ための組織編成を提案し了承を得ることとしました。また、次の新年度の最初の教授会では、これまでの達成状況を報告するとともに、今後の取組み課題と組織体制を提案し了承を得ています。

今回の自己評価報告書の作成にあたっては、芳賀正之委員長はじめ、学部評価委員の皆さんにはたいへんな労力をおかけしました。「組織全体の活動についてのデータ」の収集という点では前回よりもかなり向上したと言えますが、今取り組んでいる「企画と評価の一体化」の観点から自己評価書を作成するという課題は、次回に持ち越さざるを得ませんでした。それでも、自己点検と外部評価のプロセスによって、学部・大学院の全体像とその課題をかなり客観的に認識することができたと思います。学部長・研究科長と致しましては、この一連のプロセスと本評価書を通じて得られた新たな知見を、今後の学部・研究科運営に有効に活かしたいと考えております。

最後になりましたが、お忙しいなか、外部評価委員として、膨大な自己評価報告書をお 読みいただき、丁寧かつ有益なご意見をお寄せいただいた、3名の外部評価委員の皆様に は、この場をお借りしまして、改めて心より御礼申し上げます。

自己評価報告書概要

I 学部等の現況及び特徴

1 現況

(1) 大学名 静岡大学

(2) 所在地 静岡市駿河区大谷836

(3) 学部等の構成

学部:教育学部

研究科:教育学研究科

附置研究所:なし

関連施設:附属教育実践総合センター、自然観察

実習地、附属静岡小学校、附属浜松小学校、附属静岡中学校、附属島田中学校、附属近界公中学校、附属幼稚園、附

属特別支援学校

(4) 学生数及び教員数

学生数:学部 1698 人 研究科 133 人

教員数:128人

2 特徴

第二次世界大戦後の学制改革に基づく新制大学のひとつとして、昭和24年(1949)5月31日に静岡大学が設立され、それと同時に教育学部が設置された。設立当時、教育学部は静岡本校以外にも浜松分校、島田分校、三島教場を設けていたが、その後漸次統合した。昭和26年(1951)に大岩地区に移転し、さらに昭和45年(1970)に大谷地区へと移転し、現在に至っている。

この間、社会的な要請に応えて、平成元年(1989)に総合教育課程を設置した。さらに、平成10年(1998)には、それまでの小学校教員養成課程、中学校教員養成課程、養護学校教員養成課程、幼稚園教員養成課程の4課程を学校教育教員養成課程に統合するとともに、総合教育課程を生涯教育課程、総合科学教育課程、芸術文化課程の3課程に改編した。平成16年(2004)には国立大学法人となり、本学部も法人としての自主性を生かし、今までにも増して学生の教育に力を注ぎつつ、幅広い研究を行っている。

新しい体制のもとで本学部は、豊かな人間性と幅広い教養を基礎とする実践的指導力を備えた教育従事者、社会教育、企業内教育等の分野で活躍することのできる、広い視野と多彩な能力・技術を有する人材、あるいは今日的かつ学際的な専門性をもち、幅広い職種・分野の第一線で指導

的役割を果たしうる人材を育成することを目指している。 学校教育教員養成課程では、幅広い教養を基礎とする実践的な指導力を備えた教員の養成を図る。子どもたちの発達過程を見通して、学ぶよろこびと生きる力を育てる実践的力量を高めることを目標としている。学校種別の枠を越えて対応できるように、この課程の学生は、小学校教員免許と中学校の各教科の教員免許の2つを取得する(ただし、幼児教育専修の学生は幼稚園と小学校、特別支援教育専攻

生涯教育課程では、学校教育と社会教育の相互の関連を 意識した上で、生涯学習の実践的な指導者を育成する。

の学生は特別支援と小学校または中学校)。

総合科学教育課程では、総合的・統合的な方法での教育を通して、日常生活に用いられる諸資材に対する科学的な理解を深め、科学的成果を社会的貢献に結びつけて、専門外の人々に平易に伝えるための人材を育成し、生活者優先社会に適合した教育を行う。

芸術文化課程では、音楽・美術・デザイン・書の分野において、創造的能力を発揮できる人材の育成を図る。

学部教育で身につけた専門性をさらに高めたいと考える学生や、実践に基づいた研究を展開したいと考える現職教員等の要望に応えるため、昭和56年(1981)3月31日に教育専攻科を廃止し、同年4月1日に静岡大学大学院教育学研究科(修士課程)を発足した。

教育学研究科の修士課程は、平成21年4月の改組によって、学校教育研究専攻(修士課程)と教育実践高度化専攻(教職大学院)の2専攻となった。学校教育研究専攻(修士課程)は、教育実践上の課題や現代的課題に対応する基本知識・技法を総合的に学びつつ、教科専門や教職専門に関する研究力量(修士論文)を備えた教員養成を目的としている。教育実践高度化専攻(教職大学院)は、新しい学校づくりの有力な担い手となる新人教員及び地域や学校において指導的・中核的な役割を果たす優れた実践的指導力を備えた中核的中堅教員の養成を目的としている。

教員養成を担う大学教員の養成を担うため、平成24年4月1日に教育学研究科共同教科開発学専攻(後期3年のみの博士課程)を愛知教育大学と全国で唯一の教育系共同大学院として共同設置した。博士課程レベルの教員養成研究に関する最新の研究成果を還元するなどにより、県下、中部圏、ひいては全国レベルでの教員養成研究や現職教員研修に貢献することが期待される。

Ⅱ 目的

1 静岡大学教育学部の教育目的

本学部は、「豊かな人間性と幅広い教養を基礎とする実践的指導力を備えた教育従事者、社会教育・企業内教育等の分野で活躍することのできる広い視野と多彩な技能・技術を有する人材、今日的かつ学際的な専門性を持ち、幅広い職種・分野の第一線で指導的役割を果たしうる人材を育成すること」を学部全体の教育目的として定めている(静岡大学教育学部規則第1条の2)。

以上の教育目的に基づき、アドミッション・ポリシーの中では教育学部が育てる人間像として、「学校教育教員養成課程では、子どものことをよく理解し、子どもの全人的成長を助け、わかりやすい授業のできる教員を育成します。生涯教育課程、総合科学教育課程、芸術文化課程では、広い視野と多様な技能・技術を備え、広く社会における教育を担うことのできる人材を育成します。」と掲げ、学生を受け入れている。

本学部を構成する、学校教育教員養成課程、生涯教育課程、総合科学教育課程、芸術文化課程の4つの課程それぞれの教育目的は、以下のとおりである。

- (1) 学校教育教員養成課程においては、豊かな人間性と幅広い教養を基礎とする現代的な専門的知識・技術を 身につけ、子どもたちの発達過程を見通して、学ぶよろこびと生きる力を育てていける実践的指導力を備え た教員を養成することを目的としている。
- (2) 生涯教育課程においては、生涯学習社会への移行が急速に進んでいく中、これを支える人材、また、これまでの教員養成に関する教育、研究の成果をふまえて、新しい時代の新しい教育に関与するすぐれた研究者、 実践的な指導者を養成することを目的としている。
- (3)総合科学教育課程においては、すぐれた科学技術の成果や問題点とその社会との関わりについての総合的な理解の上に立ち、科学技術の最先端についての知識をユーザーや生活者に還元することのできる人材を養成することを目的としている。
- (4) 芸術文化課程においては、社会の急激な変化にともない、芸術の世界も必然的に様相を変貌させ、多様化の方向に進んでいく中、このような状況にあって、パイオニアとして活躍できる人材、また、音楽・美術・デザイン・書の分野において創造的能力を発揮できる人材を養成することを目的としている。

2 静岡大学大学院教育学研究科の教育目的

本研究科は、「教育に関する高度な専門的力量と見識を備えた学校教員及び教育事業従事者の育成」を研究科全体の教育目的として定めている(静岡大学大学院教育学研究科規則第1条の2)。

以上の教育目的に基づき、アドミッション・ポリシーの中では教育学研究科が育てる人間像として、「教育に関する高度な専門的力量と見識をそなえた学校教員をはじめ、教育関連分野で活躍する人材を育成します。」と掲げ、学生を受け入れている。

高度な専門的力量を持つ学校教員や教育事業従事者の育成を達成するために、本研究科は学校教育に関するすべての学問分野を網羅できるように、3つの専攻を設けている。学校教育研究専攻(修士課程)に11の専修を、共同教科開発学専攻(博士課程)には4つの分野を、教育実践高度化専攻では4つの領域を設けている。

本研究科では、学校教育研究専攻においては、「教育に関する高度な専門的力量及び見識を備えた学校教員並びに教育事業従事者の育成」を目的としている。また、共同教科開発学専攻においては、「教科開発学の究明を通じて、教科内容の構成原理を明らかにし、教科教育の開発及び教育環境の創造、更に、高等教育機関において、高度な資質をもった教員の養成をするために必要な能力の育成」を目的としている。さらに、教育実践高度化専攻においては、「総合的な実践的指導力のある新人学校教員及び中核的中堅学校教員の養成」を目的としている。

Ⅲ 基準ごとの自己評価

基準1 組織の目的

(1) 観点ごとの分析

観点 1-1-①【学士課程】 学部等の目的(学科又は課程等の目的を含む。)が、学部規則等に明確に定められ、その目的が、学校教育法第 83 条に規定された、大学一般に求められる目的に適合しているか。

【観点に係る状況】

静岡大学(以下「本学」という。)では、静岡大学学則第1条に本学の目的、使命を定め、また、第二期中期目標・計画において、教育に関する基本的目標として、「国際感覚と高い専門性を有し、チャレンジ精神にあふれ、豊かな人間性を有する教養人を育成する。」「教職員と学生が相互に潜在能力を引き出し、知と文化を未来に継承・発展させる。」ことを掲げている。この目標達成のため、具体的な教育目標として、学士課程では「幅広く深い教養と専門知識をもち、国際社会に通用し得る課題探究能力と問題解決能力、人間性豊かでチャレンジ精神に満ちた人材の育成」を定めている。

教育学部(以下「本学部」という。)では、以上の本学の基本的目標を踏まえ、静岡大学教育学研究科規則第1条の2に、「豊かな人間性と幅広い教養を基礎とする実践的指導力を備えた教育従事者」「社会教育・企業内教育等の分野で活躍することのできる広い視野と多彩な技能・技術を有する人材」「今日的かつ学際的な専門性を持ち、幅広い職種・分野の第一線で指導的役割を果たしうる人材」の育成を目的として定めている。

【分析結果とその根拠理由】

本学は中期目標・計画において、教育に関する基本的目標として2つの観点からの人材 育成を掲げ、それを実現するために「幅広く深い教養と専門知識をもち、国際社会に通用 し得る課題探究能力と問題解決能力、人間性豊かでチャレンジ精神に満ちた人材の育成」 を定めている。

本学部では、それらの基本的目標を踏まえて、3つの異なる専門性や技能を備えた人材 の育成を目的としている。

本学の目的、使命及び本学部の人材育成に関する目的は、学校教育法第 83 条に規定された「大学は、学術の中心として、広く知識を授けるとともに、深く専門の学芸を教授研究し、知的、道徳的及び応用能力を展開させることを目的とする」に対応し、外れるものではない。

観点 1-1-②【大学院課程】 研究科等の目的(専攻等の目的を含む。)が、研究科規則等 に明確に定められ、その目的が、学校教育法第 99 条に規定された、大学院一 般に求められる目的に適合しているか。

【観点に係る状況】

本学大学院では、静岡大学大学院規則第1条に大学院の目的を定め、また、第二期中期

目標・計画において、教育に関する基本的目標として、「国際感覚と高い専門性を有し、チャレンジ精神にあふれ、豊かな人間性を有する教養人を育成する」「教職員と学生が相互に潜在能力を引き出し、知と文化を未来に継承・発展させる」ことを掲げている。この目標達成のため、具体的な教育目標として、修士課程では「質の高い高度職業人」、博士課程では「高度な専門的知識能力をもち、新しい領域を開拓することのできる高度職業人」、専門職大学院では「高度専門職人材」の養成を定めている。

教育学研究科(以下「本研究科」という。)では、以上の本学大学院の基本的目標及び目的を踏まえ、静岡大学大学院教育学研究科規則第2条に、学校教育研究専攻においては、「教育に関する高度な専門的力量及び見識を備えた学校教員並びに教育事業従事者の育成」を目的としている。また、共同教科開発学専攻においては、「教科開発学の究明を通じて、教科内容の構成原理を明らかにし、教科教育の開発及び教育環境の創造、更に、高等教育機関において、高度な資質をもった教員の養成をするために必要な能力の育成」を目的とする。さらに、教育実践高度化専攻においては、「総合的な実践的指導力のある新人学校教員及び中核的中堅学校教員の養成」を目的として定めている。

【分析結果とその根拠理由】

本学は第二期中期目標・計画において、教育に関する基本的目標として2つの観点からの人材育成を掲げ、それを実現するために「幅広く深い教養と専門知識をもち、国際社会に通用し得る課題探究能力と問題解決能力、人間性豊かでチャレンジ精神に満ちた人材の育成」を定めている。

本研究科では、それらの基本的目標を踏まえて、修士課程、博士課程、専門職学位課程ごとに目的を定めている。

本学大学院の目的、使命及び本研究科の目的と理念は、学校教育法第 99 条に規定された「大学院は、学術の理論及び応用を教授研究し、その深奥をきわめ、又は高度の専門性が求められる職業を担うための深い学識及び卓越した能力を培い、文化の発展に寄与することを目的とする」に対応し、外れるものではない。

(2)優れた点及び改善を要する点

本学部は、「豊かな人間性と幅広い教養を基礎とする実践的指導力を備えた教育従事者」「社会教育・企業内教育等の分野で活躍することのできる広い視野と多彩な技能・技術を有する人材」「今日的かつ学際的な専門性を持ち、幅広い職種・分野の第一線で指導的役割を果たしうる人材」の育成を目的としている。

また、本研究科の学校教育研究専攻においては、「教育に関する高度な専門的力量及び見識を備えた学校教員並びに教育事業従事者の育成」を、共同教科開発学専攻においては、「教科開発学の究明を通じて、教科内容の構成原理を明らかにし、教科教育の開発及び教育環境の創造、更に、高等教育機関において、高度な資質をもった教員の養成をするために必要な能力の育成」を目的としている。さらに、教育実践高度化専攻においては、「総合的な実践的指導力のある新人学校教員及び中核的中堅学校教員の養成」を目的としている。

このような本学部及び本研究科の目的(理念)に関して、教職員や学生、一般の方々の 認知状況を把握し、認知度が低い場合には周知に向けた対策を講ずる必要がある。

基準2 組織構成

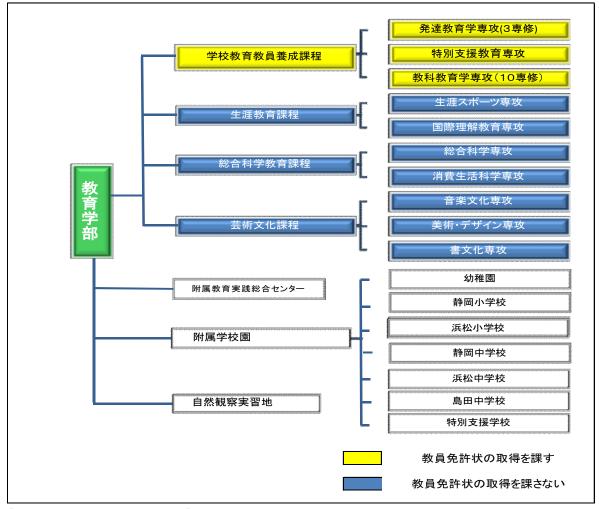
(1) 観点ごとの分析

観点 2-1-①【学士課程】 学科の構成(学科以外の基本的組織を設置している場合には、 その構成)が、学士課程における教育研究の目的を達成する上で適切なもの となっているか。

【観点に係る状況】

本学部の組織は【資料 2-1-1】のとおりである。教育者として必要とされる十分な知識と実践的指導力を育成するために学校教育教員養成課程を置き、教育実習及び授業・生徒指導に関わる研鑽の場としての7つの附属学校園、附属教育実践総合センター、自然観察実習地との連携の下、学生指導に当たっている。様々な分野で指導的役割を果たすことのできる人材を育成するため、教員免許を卒業要件としない生涯教育課程、総合科学教育課程、芸術文化課程(これら3課程を「ゼロ免課程」と称す。)を設置している。

【資料 2-1-1】 教育学部の組織図(出典:総務係資料)



【分析結果とその根拠理由】

本学部では、「豊かな人間性と幅広い教養を基礎とする実践的指導力を備えた教育従事者」「社会教育・企業内教育等の分野で活躍することのできる広い視野と多彩な技能・技術

を有する人材」「今日的かつ学際的な専門性を持ち、幅広い職種・分野の第一線で指導的役割を果たしうる人材」の育成を目的としている。教員養成課程に加えて3つのゼロ免課程 (生涯教育課程・総合科学教育課程・芸術文化課程)を設けることにより、これらの人材育成に対応した組織を構成している。

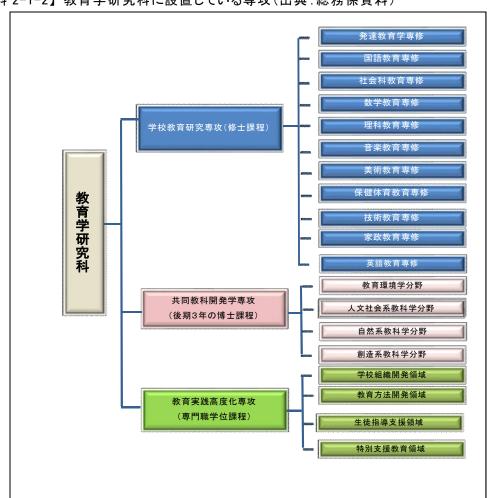
観点 2-1-②【大学院課程】 専攻の構成(専攻以外の基本的組織を設置している場合には、 その構成)が、大学院課程における教育研究の目的を達成する上で適切なもの となっているか。

【観点に係る状況】

高度な専門的力量を持つ学校教員や教育事業従事者の育成を達成するために、本研究科は学校教育に関するすべての学問分野を網羅できるように、3つの専攻を設けている【資料 2-1-2】。

学校教育研究専攻(修士課程)に 11 の専修を、共同教科開発学専攻(博士課程)には 4つの分野を、教育実践高度化専攻(教職大学院)では4つの領域を設けている。

さらに、授業や生徒指導に関わる研究の場として教育学部、附属教育実践総合センター、7つの附属学校園、自然観察実習地を擁している。教育学研究科と教育学部、附属学校園との関係は【資料 2-1-3】のとおりである。



【資料 2-1-2】教育学研究科に設置している専攻(出典:総務係資料)

本研究科では、学校教育研究専攻においては、「教育に関する高度な専門的力量及び見識を備えた学校教員並びに教育事業従事者の育成」を目的としている。また、共同教科開発学専攻においては、「教科開発学の究明を通じて、教科内容の構成原理を明らかにし、教科教育の開発及び教育環境の創造、更に、高等教育機関において、高度な資質をもった教員の養成をするために必要な能力の育成」を目的としている。さらに、教育実践高度化専攻においては、「総合的な実践的指導力のある新人学校教員及び中核的中堅学校教員の養成」を目的としている。この目的に沿った各専攻の専修や分野、領域で構成されており、さらに教育学部や附属教育実践総合センター、自然観察実習地と連携することにより、目的に掲げる人材の育成に対応した組織となっている。

【資料 2-1-3】教育学研究科と教育学部・附属学校園等との関係(出典:総務係資料) 教育学研究科 修士課程 学校教育研究専攻 後期3年博士課程 共同教科開発学専攻 専門職学位課程 附属学校園 教育実践高度化専攻 附属幼稚園 附属静岡小学校 附属浜松小学校 教育実践総合センター 附属静岡中学校 附属浜松中学校 自然観察実習地 附属島田中学校 教育学部 附属特別支援学校 学校教育教員養成課程 牛涯教育課程 総合科学教育課程 芸術文化課程

観点 2-1-③【学士課程・大学院課程】 附属施設、センター等が、教育研究の目的を達成 する上で適切なものとなっているか。

【観点に係る状況】

附属教育実践総合センターは、本学部の地域連携を窓口として、教育現場との協働による研究や研修、学校教職員向けの公開講座、県内連携協力校との関係の進展、教育委員会との連携協力事業、学生アシスタント、ボランティアの学校派遣、実践参画的な学びの実現などを行っている。

教育実践総合センターは、教育関連諸機関と連携し、学習活動及び学校外活動を含む生活行動の指導等の教育実践並びに教育相談に関する研究、教育及び研修に資することを目的としている。センターは、教育実践、教育相談、地域連携の3部門から構成され、11名の兼任教員及びセンター長、非常勤事務補佐員、客員教授各1名から成っており、さらには各講座から選出された企画実施委員と協力して運営している。平成23年度の改組としては、教育実践部門に学部の重要課題である教員養成スタンダード分野の新設を決め、平成24年度から専任教員1名が着任した。

組織の充実を図るとともに、後述の基準 12 にあるように、教育現場との協働による研究や研修、地域連携、地域貢献の活動状況からしても本学部の教育研究を達成するうえで重要な役割を担っている。

観点 2-2-①【学士課程・大学院課程】 教授会・学科会等が、教育活動に係る重要事項を 審議するための必要な活動を行っているか。また、教育課程や教育方法等を検 討する教務委員会等の組織が、適切に構成されており、必要な活動を行ってい るか。

【観点に係る状況】

教授会規則に則り、教育に関する事項、学生の支援及び身分に関する事項、教員の人事に関する事項、その他の教育活動に関する必要事項等を審議する組織として、教授会を設置している。教授会は、毎月(8月を除く)1~2回程度開催し、所要時間は2~3時間程度である。

教育課程や教育方法を検討する学部組織として、6名の委員で構成される教務・入試委員会を設置している。平成23年度は委員会を18回開催し、教育課程や教育方法に関する事項、学生の異動、単位認定、卒業認定、非常勤講師採用計画、授業日程、時間割、シラバス等に関する検討を行った。

「教育学研究科委員会規則」に則り、教育に関する事項、学生の支援及び身分に関する 事項、教員の人事に関する事項、その他の教育活動に関する必要事項等を審議する組織と して、教育学研究科委員会(以下「研究科委員会という。」)を設置している。研究科委員 会は、教授会に引き続いて開催し、所要時間は30分程度である。

教育課程や教育方法等を検討する委員会として、教育学研究科小委員会(以下「研究科小委員会」という。)を設置している。研究科小委員会は、委員長(研究科長)、副委員長(研究科委員会選出)及び11名の委員(各専攻から選出)で構成し、委員の中から5名を教務担当に当てている。

【分析結果とその根拠理由】

教授会は、教育活動に関わる重要事項を審議するために、必要な活動を行っている。教育に関する事項、学生の支援及び身分に関する事項、教員の人事に関する事項、その他の教育活動に関する必要事項等を審議している。

教務・入試委員会を設置して教務委員長を置くことで、本学部の教育課程や教育方法に 関する必要事項を検討するための適切な体制を整えている。教務・入試委員会は、教育課程や教育方法を検討する学部組織として、6名の委員で構成される。委員会の中で、教務 に関する事項を統括するのは、教授会選出の教務委員長である。教務・入試委員会では、 教育課程や教育方法に関する事項、学生の異動、単位認定、卒業認定、非常勤講師採用計 画、授業日程、時間割、シラバス等に関する検討を行っている。

研究科委員会は、教育活動に関わる重要事項を審議するために、必要な活動を行っている。

研究科小委員会を置くことで、本研究科の教育課程や教育方法に関する必要事項を検討 するための適切な体制を整えている。

(2)優れた点及び改善を要する点

本学部は、小学校2校、中学校3校、特別支援学校1校、幼稚園1校からなる7つの附属学校園と、附属教育実践総合センター及び自然観察実習地を擁しており、教員養成に関わる実践的指導力を育成するための環境が十分に整っている。

本研究科は、学校教育に関するすべての学問分野を網羅できるように、3つの専攻を設置しており、教育に関する高度な専門的力量と見識を備えた学校教員及び教育事業従事者を育成するための環境が十分に整っている。

学部と研究科に関しては、改善を要する点は特にない。

ただ、教育実践総合センターでは、これまで担ってきた任務を、①センターに専任教員がいて全学部的な広がりのある課題に応ずるものと、②教員がセンター専任でなく、関連の組織に帰属し、協働してミッションを実現するものとに整理し直し、他の組織・人員と連携・協働しながら複合的・重層的にミッションを実現していく学部全体の連携体制に合わせるために、組織体制の見直しをいっそうすすめる必要がある。

基準3 教員及び支援者等

(1) 観点ごとの分析

観点 3-1-①【学士課程・大学院課程】 教員の役割分担が明確化され、他組織等との組織 的な連携体制が整備され、教育研究に係る責任の所在が明確にされた教員組織 編制がなされているか。

【観点に係る状況】

学部(学士課程)の専任教員は、学校教育に関係する 11 の専門分野からなる講座又は 附属教育実践総合センターのいずれかに所属している。また、専任教員として大学院教育 学研究科の学校教育研究専攻、共同教科開発学専攻の教育研究に従事している。教育実践 高度化専攻については独立した専攻として専任教員が所属し、学部の教育や運営に携わっ ている。教員組織としての講座やセンター等とは別に、各専攻・専修ごとに「教室」を置 き、多様な授業科目の運営について明確な責任を負うことのできる体制を取っている。

【分析結果とその根拠理由】

教員組織として、講座等の他に各専攻・専修に教室を置くことで、学生教育に対する責任の所在を明確にしている。

観点 3-1-②【学士課程】 学士課程において、教育活動を展開するために必要な教員が確保されているか。また、教育上主要と認める授業科目には、専任の教授又は准教授を配置しているか。

【観点に係る状況】

本学部の教育活動(カリキュラム)は、教育目的を達成するために構成されている。教員が担当する授業科目の大部分は、各自の研究内容に関係するものであり、教員の教育内容と研究活動とは関連している。平成24年5月1日現在、専任教員数は113名(うち教授65名、58%)であり、学生収容定員(1,600名)に対して適正な専任教員数を確保している。配置は【資料3-1-1】の通りである。また、教育上主要となる科目は専任の教授又は准教授が担当しており、常勤と非常勤の割合は【資料3-1-2】のとおりである。

【分析結果とその根拠理由】

本学部の教員の研究活動と教育内容とは関連があり、それぞれが研究活動で得た知識や知見を教育に反映させ、本学部の教育目的の達成に貢献し、教育活動の基盤となっている。

本学部の教育課程を遂行する上で必要な人員は確保されており、学生に対して十分な指導を行うことが可能である。各課程とも、大学設置基準に定める教員数及び教授数を適正に満たしている。在籍学生(1698 名)に対する教員 1 名当たりの学生数は 15 名である。

また、大学設置基準等に準拠しながらも、効果的なカリキュラムを遂行するため、専任教員に加えて客員教員(平成23年度は1名)や非常勤講師(平成23年度は96名)を任用することにより、必要な教員数を確保している。したがって、教育活動を展開するための必要な教員が確保されてよう。

教育上主要と認める授業科目には、専任の教授又は准教授、講師を配置している。全科目の91.7%が専任教員であり、その中の必修科目では専任教員が90.6%を占める。

【資料 3-1-1】 専任教員の配置(平成 24 年 5 月 1 日現在・出典:総務係資料)

=# rdr		職位						
講座	教授 准教授		講師	助教	計			
国語教育	3	2(1)	1(1)	0	6(2)			
社会科教育	6(2)	5(1)	2	0	13(3)			
数学教育	5	3	0	0	8			
理科教育	10	3	1	0	14			
音楽教育	5(2)	1	1	0	7(2)			
美術教育	5	1(1)	1	0	7(1)			
保健体育	10(1)	3	0	1(1)	14(2)			
技術教育	4	2	0	1	7			
家政教育	4(3)	3(3)	1	0	8(6)			
英語教育	6	2[1]	1	0	9[1]			
学校教育	7	5(2)	4(2)	0	16(4)			
教育実践総合センター	0	2(1)	2(1)[1]	0	4(2)[1]			
合計	65(8)	32(9)[1]	14(4)[1]	2(1)	113 (22)[2]			

(注1)()は内数で女性教員数

(注2)[]は内数で外国人教員数

【資料 3-1-2】 学部授業科目への専任教員の配置状況(平成 24 年 5 月 1 日現在・出典:総務係資料)

科	目数	専任教員担当数	非常勤講師担当数	専任教員の割合(%)
全科目 983		904	79	91.7
必修科目 329		298	31	90.6

観点 3-1-③【大学院課程】 大学院課程において、教育活動を展開するために必要な教員 が確保されているか。

【観点に係る状況】

教員は、大学院設置時の学校法人審議会による資格審査、又は学年進行による完成後の研究科で行われた人事に関する委員会による審査を経て、研究科の教育指導を担当することができる。

本研究科の教育活動(カリキュラム)は、教育目的を達成するために構成されている。 教員が担当する授業科目の大部分は、各自の研究内容に関係するものであり、教員の教育 内容と研究活動とは関連している。

【分析結果とその根拠理由】

本研究科の教員の研究活動と教育内容とは関連があり、それぞれが研究活動で得た知識や知見を教育に反映させ、本研究科の教育目的の達成に貢献している。

本研究科の教育課程を遂行する上で必要な教員は確保されており、学生に対して十分な教育研究指導を行うことが可能である。

全体として、適正な研究指導教員及び研究指導補充教員が確保されている。ただし、教員定数の削減により、教員が定年退職したり他大学へ異動したりした際に、後任の教員を速やかに補充できない事態が生じており、対策が必要である。

観点 3-1-④【学士課程・大学院課程】 学部・研究科等の目的に応じて、教員組織の活動をより活性化するための適切な措置が講じられているか。

【観点に係る状況】

本学部では、教育の目的に応じて教員組織の活動をより活発化するため、次の点に配慮している。

まず、本学部の特徴として、教科教育学の教員には教育現場の第一線で活躍している現職教員又は現場経験者を、大学教員として迎える場合が多い。現在、静岡県教育委員会、静岡市教育委員会と人事交流協定を締結し、教育現場での豊かな指導経験をもつ教員を3年任期で継続的に受け入れている。

一方、本研究科は学部の本務教員が学内兼務している場合が大半であるため、教員組織 の活動を活性化するための措置については学部と連動している。

本学部では年齢構成も配慮しており、年齢層は $50\sim54$ 歳が最も多く、 $25\sim29$ 歳が最も少ない。 $30\sim34$ 歳はやや少ないが、年齢構成のバランスは概ね保たれている。准教授は $40\sim44$ 歳が多く、教授は 45 歳以上が多い。

同じく本研究科でも年齢構成も配慮しており、年齢層は $50\sim54$ 歳が最も多く、 $30\sim34$ 歳が最も少ない。しかし、他の年齢層は概ね等しく、年齢構成のバランスは保たれている。

本学部の目的を達成するために必要な教員のバランスよい確保については、各講座の意向を尊重した上で、組織審査委員会及び教授会の議を経て決定しており、適切な任用がなされている。ただし、教員定数の削減により、教員が定年退職したり他大学へ異動したりした際に、後任の教員を速やかに補充できない事態が生じており、対策が必要である。

また、本研究科の目的を達成するために必要な教員のバランスよい確保については、各 専攻の意向を尊重した上で、組織審査委員会及び研究科委員会の議を経て決定しており、 適切な任用がなされている。

観点 3-2-①【学士課程・大学院課程】 教員の採用基準や昇格基準等が明確に定められ、 適切に運用がなされているか。特に、学士課程においては、教育上の指導能力 の評価、また大学院課程においては、教育研究上の指導能力の評価が行われて いるか。

【観点に係る状況】

教員採用及び昇格は、静岡大学教職員採用規程や静岡大学教員資格審査基準に定められた基準に基づいて行っている。採用に当たっては、書面による研究業績の提出に加えて、 候補者に対するヒアリングや模擬授業の実施等により、教育上の指導能力についても評価 している。

【分析結果とその根拠理由】

教員の採用や昇格に関する基準は明確に定められており、運用に当たっては、11の講座 を専門性から3群に分けた講座群資格審査委員会(あるいは附属教育実践総合センターや 研究科教育実践高度化専攻・共同教科開発学専攻の各人事会:採用候補者資格審査・順位 決定)、組織審査委員会(採用候補者決定)及び教授会(採用承認)の議を経て行っている。

観点 3-2-② 教員の教育及び研究活動等に関する評価が継続的に行われているか。また、 その結果把握された事項に対して適切な取組がなされているか。

【観点に係る状況】

本学部に関しては、ファカルティ・ディベロップメント (FD) 委員会を設置し、大学教育センターの「教育開発・評価 (FD) 部門」と連携して、教育内容・方法の改善を推進する体制を整えている。全学 FD 委員会が所掌する授業アンケートを、1 学期に2回 (中間・最終) 実施している。中間アンケートは教員が直接回収し、学生の要望を後半の授業に反映させている。最終アンケートの統計処理結果である『授業カルテ』と学生の自由記述欄のコピーを教員に返却し、教員は報告書 (『アンケート結果に応えて』) を作成して、学生に回答する体制を取っている。

本研究科に関しては、研究科小委員会委員の中から、評価担当委員2名を選出している。 うち1名を大学院FD担当として学部FD委員兼任とし、学部FD委員会や大学教育センターの「教育開発・評価(FD)部門」と連携して、教育内容・方法の改善に向けた推進体制を整えている。

【分析結果とその根拠理由】

学部では、ホームページに「学生による授業評価アンケート結果に応えて」のページを 設けている。平成23年度前学期・後学期の結果とその報告内容からも、平均して、ある程 度の満足度の高さが窺える。定期的な授業評価の実施と、評価結果に基づく教員の授業改 善努力により、平均値は年度を追うごとに上昇している。

観点 3-3-①【学士課程・大学院課程】 教育活動を展開するために必要な事務職員、技術職員等の教育支援者が適切に配置されているか。また、TA等の教育補助者の活用が図られている。

【観点に係る状況】

本学部の事務部は、事務長、事務長補佐の下、総務係、学務係及び附属学校事務室で組織されている。教育課程の展開を支援しているのは、主として学務係の事務職員である。 履修関係、教育実習関係、介護等体験実習関係、免許・資格関係、施設・設備関係、学生 支援関係等の業務を、常勤職員5名と非常勤(パート)職員5名で分掌している。

技術職員は、理科と自然観察実習地の実験・実習科目を支援している。

平成 24 年度のティーチング・アシスタント (TA) 任用状況では、修士課程の学生が、主に実験・実習や演習の補助を行っている。平成 24 年度の任用数は 51 名で授業時間数は 1,486 時間である。

【分析結果とその根拠理由】

事務職員や技術職員は限られた人数しか配置されていないが、非常勤(パート)職員を採用することにより、教育支援に関する業務に支障を来さないよう適切に措置している。TAを実験・実習や演習等に補助者として活用することにより、教育的効果をあげている。

(2)優れた点及び改善を要する点

本学部では、学部(学士課程)専任教員が所属する組織として講座及び附属教育実践総合センターを設けているが、それとは別に各専攻・専修ごとに教室を置き、多様な授業科目の運営について明確な責任を負うことのできる体制を取っている。教員は、それぞれが研究活動で得た知識や知見を教育に反映させ、本学部の教育目的の達成に貢献している。

また、全教員を対象として定期的な授業アンケートを実施し、授業改善に努めている。 専任教員に占める女性教員の比率が 18.4%と低いため、教員採用に当たっては、女性教員 の採用に留意する必要がある。

基準4 学生の受入

(1) 観点ごとの分析

観点 4-1-①【学士課程・大学院課程】 入学者受入方針(アドミッション・ポリシー)が明確に定められているか。またその方針が、学部・研究科等が掲げる教育の目的と適合しているか。

【観点に係る状況】

本学部では、求める学生像として「1.子どもの成長と教育に関心をもち、コミュニケーション能力にすぐれ、基礎的学力をもつ人、2.多様な価値観を認め、自分から積極的に学ぶことのできる人」の2項目を入学者受入方針(アドミッション・ポリシー)として掲げている。

また、本研究科学校教育研究専攻では、求める学生像として「1.教育と研究に関する 基礎的能力を持つ人、2.教科や発達・学習に関する諸問題を論理的に考察しようとする 人、3.教育経験を省察し、さらに高度な専門的能力、資質を探求しようとする人」の3 項目を入学者受入方針(アドミッション・ポリシー)として掲げている。共同教科開発学 専攻では、求める学生像として「(本専攻が養成・育成を目指す能力を)習得する意欲があ り、学位取得後、教科開発学の分野において自立して研究・実践でき、広く教育界に貢献 し、大学教員を志向する人材」を学生受入方針として掲げている。

【分析結果とその根拠理由】

入学者受入方針については、1-1-①で述べたように、本学部が掲げる目的と適合している。入学者受入方針を学部案内や学生募集要項等の刊行物、さらにホームページ【資料4-1-2】に掲載している。また、1-1-②でも述べたように、本研究科が掲げる目的も適合しており、入学者受入方針を研究科の学生募集要項、さらにホームページ【資料 4-1-4】に掲載している。

【資料4-1-2】アドミッション・ポリシーを掲載したホームページの該当箇所(学部)

(出典:http://www.ed.shizuoka.ac.jp/20/)



【資料4-1-4】アドミッション・ポリシーを掲載したホームページの該当箇所(研究科)

(出典:http://www.ed.shizuoka.ac.jp/218/)



観点 4-1-②【学士課程・大学院課程】 入学者受入方針に沿って、適切な学生の受入方法 が採用されており、実質的に機能しているか。

【観点に係る状況】

本学部の入学者選抜では、一般入試(前期日程・後期日程)、推薦入試、私費外国人留学生入試を行っている。一般入試では、専攻・専修の特性を考慮して、試験科目等を個別に設定したり、前期日程と後期日程でセンター試験と個別学力検査等の配点を変更したりして、きめ細やかな対応を行っている。推薦入試では、高等学校から推薦された生徒を対象として、センター試験と面接や実技、又はセンター試験を課さずに小論文や面接による選抜を行っている。なお、学校教員になろうとする強い意欲を持つ学生を選抜するために、推薦入試で教員養成特別枠10名を設けている。

研究科(学校教育研究専攻)では、志望者の多様なニーズに対応するため、のとおり一般選抜、社会人入試、教員特別入試を年2回(第1次募集で定員が充足した専修はその1回限り)実施している。また、平成24年度に教育学研究科共同教科開発学専攻(後期3年のみの博士課程)を愛知教育大学教育系共同大学院として共同設置した。外国語(英語)、小論文、口述試験の結果を総合し、受け入れている。

【分析結果とその根拠理由】

入学者受入方針に沿った学生を受け入れるため、各専攻・専修ごとに多様できめ細かな 選抜を実施しており、本学部が求める学生を見出す工夫を適切に講じている。

また、研究科では、入学者受入方針に沿った学生を受け入れるため、受験者の区分に合わせた検査科目を科して選抜を実施しており、本研究科が求める学生を見出す工夫を適切に講じている。

観点 4-1-③【学士課程・大学院課程】 入学者選抜が適切な実施体制により、公正に実施されているか。

【観点に係る状況】

本学部の入学者選抜は、教務・入試委員会の入試委員長・副委員長(教授会選出者)と、他の委員4名の計6名を中心として実施している。準備段階では、出題委員や点検委員が複数回の確認作業を行い、出題ミス等がないように十分チェックをしている。試験当日の実施組織としては、試験実施本部を設置し、突発的な出来事にも対処できるような体制を組んで臨んでいる。また、実施要領に従って試験監督者や要員を適切に配置し、公正で静穏な試験環境の確保に留意している。面接や実技試験に関しては、予め採点基準等を設定した上で、複数の委員で行っている。試験実施後は、複数の採点委員による採点、センター試験の得点の加算等を行い、入学者選考委員会の議を経て、合格者の決定を行っている。研究科(学校教育研究専攻)の入学者選抜は、研究科入試実施委員会を中心として実施

している。準備段階では、出題委員と研究科入試実施委員会が確認作業を行い、出題ミス 等がないように十分チェックをしている。試験当日の実施組織としては、試験実施本部を 設置し、突発的な出来事にも対処できるような体制を組んで臨んでいる。また、実施要項 に従って試験監督者や要員を適切に配置し、公正で静穏な試験環境の確保に留意している。 面接や実技試験に際しては、予め採点基準等を設定した上で、複数の委員が行っている。 試験実施後は複数の採点委員による採点の後、面接点や実技点、学部の成績等を得点化し たものを加算し、各専攻・専修における判定をもとに、研究科委員会の議を経て合格者を 決定している。

【分析結果とその根拠理由】

本学部の入学者選抜は、準備段階、試験当日、合格発表まで、教務・入試委員会と各専攻・専修が連携して取組み、公正に実施されていると判断できる。

同様に本研究科の入学者選抜についても、準備段階、試験当日、合格発表まで、研究科 入試実施委員会と各専攻・専修が連携して取組み、公正に実施されていると判断できる。

観点 4-1-④【学士課程・大学院課程】 入学者受入方針に沿った学生の受入が実際に行われているかどうかを検証するための取組が行われており、その結果を入学者選抜 の改善に役立てているか。

【観点に係る状況】

入学者受入方針のもと、入学者選抜方法の改善については、教務・入試委員会で検討し、 その結果を基にして各課程及び各専攻・専修ごとに改善策を協議し、次年度以降の入学者 選抜に反映するようにしている。また、入学者選抜方法研究部会委員が、幾つかの特定テーマについて、入学者選抜から入学後の学業の状況までを見渡した中期的検証をおこなっている。一方、研究科の入学者選抜方法の改善については研究科小委員会で検討し、その結果を基にして専攻ごとに改善策を協議し、次年度以降の入学者選抜に反映するようにしている。

【分析結果とその根拠理由】

入学者受入方針に沿った学生の受入の検証は、本学部では教務・入試委員会と各専修・ 専攻が連携して実施しており、適切に行われていると判断できる。その成果として、平成 21年度からは教員養成課程の推薦入試に、教員養成特別枠10名を設ける等の改善が見られ る。

本研究科における入学者受入方針に沿った学生の受入の検証は、研究科小委員会と各専 攻が連携して実施しており、適切に行われていると判断できる。

観点 4-2-①【学士課程・大学院課程】 実入学者数が、入学定員を大幅に超える、又は大幅に下回る状況になっていないか。また、その場合には、これを改善するための取組が行われるなど、入学定員と実入学者数との関係の適正化が図られているか。

【観点に係る状況】

本学部の平成20~24年度の入学者選抜における出願者、合格者、入学者の状況は【資料4-2-1】のとおりである。過去5年間、4課程の入学定員に対する出願者数の割合(出願倍率)は3.4~8.9倍であり、学部全体としては入学定員に対して十分に多くの出願者を確保している。また、入学定員に対する入学者数の割合(入学定員充足率)は100~107%の間にあり、入学者数が入学定員を大幅に超える状況には無い。

また、研究科において、平成21~24年度の入学者選抜における出願者、合格者、入学者の状況(1次試験と2次試験の総計)は【資料4-2-2】のとおりである。過去4年間、募集人員に対する実入学者数の割合(入学定員充足率)は77~125%であり、概ね適正化が図られている。ただし、学校教育研究専攻(修士課程)では、入学定員充足率は77~98%であり、100%をやや下回っている。志願者の少ない専攻は、2次試験を実施するなどの措置を講じている。

【資料 4-2-1】平均入学定員充足率(静岡大学教育学部)(出典:学務係資料)

	当时/無知/市北夕		π ι οο	ᅲᅀ	₩ + 00	## C	# C 4
教育学部	学科/課程/専攻名	項目	平成 20	平成 21	平成 22	平成 23	平成 24
	等		年度	年度	年度	年度	年度
		出願者数	980	1089	1005	1121	1104
	学校教育教員養成課程	合格者数	284	321	320	321	315
		入学者数	266	306	307	313	305
	环性	入学定員	260	300	300	300	300
		入学定員充足率	1.02	1.02	1.02	1.04	1.02
		出願者数	426	281	290	313	300
		合格者数	62	38	40	40	37
	生涯教育課程	入学者数	58	36	37	37	36
		入学定員	55	35	35	35	35
学士課程		入学定員充足率	1.05	1.03	1.06	1.06	1.03
教育学部	総合科学教育課程	出願者数	368	256	136	242	147
		合格者数	52	35	35	35	35
		入学者数	48	31	31	31	32
		入学定員	45	30	30	30	30
		入学定員充足率	1.07	1.03	1.03	1.03	1.07
		出願者数	270	173	210	130	129
		合格者数	42	43	40	38	38
	芸術文化課程	入学者数	41	36	36	36	37
		入学定員	40	35	35	35	35
		入学定員充足率	1.03	1.03	1.03	1.03	1.06

学部の入学者選抜においては、各専攻・専修とも入学辞退者を見込んで合格者を若干名上乗せして発表しており、しかも辞退者が見込みより多い場合には追加合格によって入学定員を満たすため、結果として入学定員充足率が100%を超える状況となっている。しかし、入学定員充足率は高々107%(平均103%)であり、十分に100%に近い。また、入学定員に対して十分に多くの出願者(3.4~8.9倍)を確保しており、入学者数が入学定員を下回る要素はない。したがって、入学定員と実入学者数との関係の適正化は、十分図られていると判断できる。

研究科全体としては、入学定員と実入学者数との関係の適正化が概ね図られている。しかし、学校教育研究専攻(修士課程)を見ると、毎年入学定員充足率が100%を割り込んでおり、志願者を増やすための努力が必要である。

【具件 7 2 21	十均八子足貝兀足卒(1	下門八十秋日	T 101 701147	(山央:子が	加州县村	
教育学	尚利/ 無和/ 市 4. 2 答	-E-D	平成21	平成22	平成23	平成24
研究科	学科/課程/専攻名等	項目	年度	年度	年度	年度
		出願者数	78	62	58	68
收上细印	学校教育研究専攻	合格者数	60	52	51	57
│修士課程 │ │ │ │ ◆ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○		入学者数	51	41	40	45
研究科		入学定員	52	52	52	52
		入学定員 充足率	0.98	0.79	0.77	0.87
		出願者数				25
然即 0年		合格者数				6
後期3年 博士課程教育 学研究科	共同教科開発学専攻	入学者数				6
		入学定員				4
		入学定員 充足率				1.50

【資料 4-2-2】平均入学定員充足率(静岡大学教育学研究科)(出典:学務係資料)

(2)優れた点及び改善を要する点

アドミッション・ポリシーを定めて、本学部が求める学生像を広く社会に公表し、それに沿って多様できめ細かな入学者選抜を実施し、適正数の学生を受け入れている。教員志望の強い学生を入学させるため、平成21年度から教員養成課程に新たに教員養成特別枠を設けている。

また、本研究科では、入学者受入方針(アドミッション・ポリシー)に沿った学生を受け入れるため、受験者の区分に合わせた検査科目を科して選抜を実施しており、本研究科が求める学生を見出す工夫を講じている。

研究科全体としては、入学定員と実入学者数との関係の適正化が概ね図られているが、 学校教育研究専攻(修士課程)を見ると、入学定員充足率が 100%を割り込んでおり、志 願者を増やすための努力が必要である。 基準5 教育内容及び方法

(1) 観点ごとの分析

観点 5-1-①【学士課程】 教育課程の編成・実施方針(カリキュラム・ポリシー)が明確 に定められているか。

【観点に係る状況】

本学の教育課程の編成・実施方針(カリキュラム・ポリシー)は【資料 5-1-1】、また、本学部の教育課程の編成・実施方針(カリキュラム・ポリシー)は【資料 5-1-2】のとおりである。これを本学のホームページで明示、公表している。

【資料 5-1-1】 静岡大学の編成・実施方針 (カリキュラム・ポリシー)

静岡大学は、学位授与の方針(ディプロマ・ポリシー)に基づき、下記の方針に従って教育 課程を編成し実施する。

- 1 全学教育科目においては、基礎的な学習方法、外国語の運用能力、情報処理、キャリア形成等の基本的スキルを身につけるために「基軸教育科目」を、国際感覚と教養を身につけるために「現代教養科目」を、理系の基礎的知識習得や教職等の資格取得のために「理系基礎科目」及び「教職等資格科目」をおく。
- 2 専門科目においては、各学部の学位授与の方針(ディプロマ・ポリシー)に基づき、それ ぞれの専門分野についての主体的な学びを促し、基本的知識・方法を身につけるための系統 的な授業配置を行う。
- 3 自ら問題を発見し、その解決のために他者と協同して行動できるようにするため、学生参加型授業、フィールドワーク、実験・実習等の授業を配置すると共に、地域社会との交流や国際交流の機会を積極的に提供する。
- 4 すべての授業について充分な学習時間を確保すると共に、客観的な評価基準に基づく成績評価を行う。

【資料 5-1-2】 教育学部の編成・実施方針(カリキュラム・ポリシー)

教育学部は、学位授与の方針(ディプロマ・ポリシー)に基づき、下記の方針に従って教育課程 を編成し実施する。

- 1 教育の専門家に求められる深い教養に根ざした公共的使命感、倫理観、教育観を身につけるために、基軸教育科目、現代教養科目、外国語、教職専門科目をおく。
- 2 教職専門科目においては、教育学部の学位授与の方針(ディプロマ・ポリシー)に基づき、 各専攻の専門分野についての主体的な学びを促し、基本的知識・方法を身につけるための系 統的な授業配置を行う。
- 3 学習内容に関わる専門的知識や教育理論と教育実践の間をつなぐ科学的に省察する能力 と実践的態度を身につけるために、実験、実習、演習、教育実習等の授業を配置する共に卒 業論文、卒業制作、卒業演奏等の課題をおく。
- 4 他者と協働して教育活動をつくるコミュニケーション能力とリーダーシップを身につけるために、教育ボランティアや地域の教育活動等の参加を推奨すると共に、教育実践活動を 客観的に評価するための講義や演習をおく。

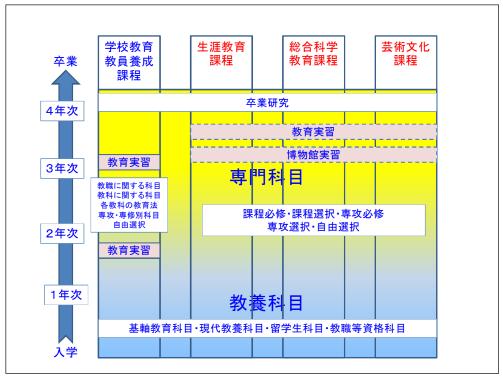
本学部のアドミッション・ポリシーは、静岡大学のビジョンや使命に基づいて、明確に 定めている。これを本学部ホームページ及び学生募集要項で明示、公表し、入試説明会に おいても紹介するなど、さまざまな媒体・機会を通じて周知を図っている。これらのこと から、本基準を十分に達成していると判断する。

観点 5-1-②【学士課程】 教育課程の編成・実施方針に基づいて、教育課程が体系的に編成されており、その内容、水準が授与される学位名において適切なものになっているか。

【観点に係る状況】

教育課程の体系は【資料 5-1-3】の通りである。各課程とも1~3年次に教養科目を履修して幅広い学問分野の基礎知識を学ぶとともに、専門科目の基礎を身に付けるための科目を履修する。3年次以降は主に専門科目を履修するとともに、4年次の卒業研究に向けた取組を開始する。4年次は、主として卒業研究に従事する。

【資料 5-1-3】 教育課程の体系



教員養成課程の卒業所要単位数は128単位のうち、教養科目を38単位以上、卒業研究7単位を含め、専門科目を90単位以上履修する。教職に関する専門科目群には、教育実習に関連する7単位(「教育実習」6単位・「事前事後指導」1単位)が含まれる。これに加えて、学校教育教員養成課程においては定められた教員免許状資格を取得する必要がある。

生涯教育課程、総合科学教育課程、芸術文化課程の卒業所要単位数は、126 単位のうち、 教養科目を38 単位以上、卒業研究8単位を含め、専門科目を88 単位以上履修する。さら に、教員免許の取得を希望する学生には「教育実習」(5単位)を設けている。

【分析結果とその根拠理由】

教員養成課程は、実践的指導力を備えた教育従事者の育成を目的としているため、教育職員免許法に準拠してカリキュラムを構成している。ゼロ免課程は、社会教育・企業内教育等の分野で活躍できる技能・技術を有する人材や、今日的かつ学際的な専門性を持つ人材の育成を目的としているため、専攻科目や自由選択科目に重きを置いてカリキュラムを構成している。そのため、いずれの課程とも、目的に沿った教育課程の体系性が保たれており、必修科目と選択科目の配当も適切である。

観点 5-1-③【学士課程】 教育課程の編成又は授業科目の内容において、学生の多様なニーズ、学術の発展動向、社会からの要請等に配慮しているか。

【観点に係る状況】

教養科目は、在学中や卒業後に必須となる基本的スキル・素養・実践力を身につけるための基軸教育科目として「新入生セミナー」「情報処理」「実用英語」「初修外国語」「健康体育」「キャリア形成科目」を設けている。また、各専門分野と有機的に関連させて幅広い教養を習得するための現代教養科目として「個別分野科目」「学際科目」を、留学生のための留学生科目として「日本語」「日本事情」を、そして、教員免許等の資格取得に必要な教職等資格科目として「教職教養科目」を設けており、各課程ともほぼ同様に履修する。

教員養成課程では、2種類の教員免許(小学校と中学校、幼稚園と小学校、特別支援学校と小学校又は中学校)の取得を義務付けることにより、学校種の枠を超えて対応できる教員の養成を行っている。そのため、主として教職に関する科目群と、教科に関する科目群(教科教育学専攻以外では専攻・専修別科目群)を中心として単位が取得できるように、専門科目を配置している。2、3年次には全員が教育実習を行う。

生涯教育課程、総合科学教育課程、芸術文化課程では、新しい時代の社会的ニーズに対応した学際的専門性を踏まえ、課程必修の専門科目群と課程選択の専門科目群を基盤にし、それぞれの課程の専門性を高めるための教育課程を編成している。3年次には学芸員資格取得希望者が博物館実習を、4年次には教員免許取得希望者が教育実習を行う。

教育課程の編成に関して、以下の項目に配慮している。

他課程科目の履修:ゼロ免課程の学生が教員養成課程の科目を履修することで教員免許を 取得できる体制を整えている。

他学部の授業科目の履修:「単位の認定に関する教育学部申し合せ」に基づき、他学部科目の単位を修得した場合には自由選択科目に読み替えて(可能な科目に限る)、卒業所要単位に算入できる。

インターンシップによる単位認定:インターンシップは総合科学教育課程で単位化している。

教員養成課程は2種類の教員免許の取得を趣旨としており、教職に関する科目群と教科に関する科目群を中心として単位が取得できるように専門科目を配置し、趣旨に沿った教育課程を編成している。ゼロ免課程は、学際的な専門性を有する人材の育成を目指しており、各課程の専門に特化した必修科目や選択科目を設けることにより、目標に沿った教育課程を編成している。

また、学生からのニーズに応え、他課程科目の履修、他学部や他大学との単位互換を実施している。一般企業や地方自治体等の協力を得てインターンシップを実施し、単位認定している。これらの状況より、学生からのニーズに対応した教育課程を編成していると判断できる。

観点 5-2-①【学士課程】 教育の目的に照らして、講義、演習、実験、実習等の授業形態 の組合せ・バランスが適切であり、それぞれの教育内容に応じた適切な学習指 導法が採用されているか。

【観点に係る状況】

学習指導法に関しては、以下の工夫を行っている。

授業形態の組合せ:平成 23 年度の教員養成課程とゼロ免課程の授業形態を、教員養成課程については【資料 5-2-1】とゼロ免課程については【資料 5-2-2】のとおりである。いずれの課程も教育目的に合わせて講義を主体として、演習と実験・実習をバランス良く組み合わせている。

【資料 5-2-1】 学校教育教員養成課程の開講総科目数及び授業形態

(平成23年度、出典:学務係資料)

		開講総科目数				講義		演習		実習·実験			
専 攻	専 修	教職に関 する科目	各教科の 教育法	教職に準 ずる科目	専攻·専修 別科目	合計	実数	割合(%)	実数	割合(%)	実数	割合(%)	
	教育実践学				20	125(241)	107(214)	88.8	12(18)	7.5	6(9)	3.7	
発達教育学	教育心理学				15	120(235)	106(212)	90.2	8(13)	5.5	6(10)	4.3	
	幼児教育				35	140(270)	111(222)	82.2	21(34)	12.6	8(14)	5.2	
環境教育	_			69[小28 +中·高 32+幼9]	2	107(211)	99(198)	93.8	5(7)	3.3	3(6)	2.8	
特別支援教育	_		12[小9+ 中·高3]			22	127(242)	115(223)	92.1	9(13)	5.4	3(6)	2.5
	国語教育	24			31	136(269)	125(250)	92.9	8(13)	4.8	3(6)	2.2	
	社会科教育				52	157(311)	125(250)	80.4	29(55)	17.7	3(6)	1.9	
	数学教育				28	133(263)	125(250)	95.1	5(7)	2.7	3(6)	2.3	
	理科教育				38	143(276)	124(242)	87.7	9(15)	5.4	10(19)	6.9	
教科教育学	音楽教育				24	129(255)	109(218)	85.5	17(31)	12.2	3(6)	2.4	
教科教育子	美術教育				26	131(250)	105(210)	84.0	16(29)	11.6	8(11)	4.4	
	保健体育教育				28	133(252)	113(226)	89.7	6(9)	3.6	14(17)	10.7	
	技術教育				32	137(259)	117(230)	88.8	8(13)	5.0	12(16)	6.2	
	家庭科教育				39	144(274)	121(239)	87.2	14(19)	6.9	9(16)	5.8	
	英語教育				25	130(249)	110(220)	88.3	9(15)	10.0	11(14)	5.6	

(注1)()内の数字は単位数を示す

(注2)割合(%)は開設総科目の単位数に対する各授業形態の割合を示す

【資料 5-2-2】生涯教育課程・総合科学教育課程・芸術文化課程の開講総科目数及び形態 (平成 23 年度、出典:学務係資料)

課程	専攻	開講総科目数			講	義	演	習	実習·実験		
		課程共通	専攻別	合計	実数	割合(%)	実数	割合(%)	実数	割合(%)	
生涯教育 課程	生涯スポーツ	4	26	30(58)	16(32)	55.2	12(24)	41.4	2(2)	3.4	
	国際理解教育		28	32(63)	25(50)	79.4	5(10)	15.9	2(3)	4.8	
総合科学	総合科学	4	47	51(93)	34(65)	69.9	11(20)	21.5	6(8)	8.6	
教育課程	消費生活科学		37	41(80)	26(50)	62.5	12(24)	30.0	3(6)	7.5	
世年ナル	音楽文化		32	36(71)	15(30)	42.3	19(38)	53.5	2(3)	4.2	
芸術文化	美術・デザイン	4	26	30(57)	11(22)	57.9	16(32)	56.1	3(3)	5.3	
	書文化		26	30(59)	16(32)	54.2	13(26)	44.1	1(1)	1.7	

(注1)()内の数字は単位数を示す

(注2)割合(%)は開設総科目の単位数に対する各授業形態の割合を示す

フィールドワーク教育: 教員養成課程では「理科教育学演習 I 」「地理学研究法」「美術史調査実習」等で、ゼロ免課程では「質的調査演習」等で、それぞれフィールドワークを取り入れている。

複数教員による授業担当: 教職に関する科目の「教科教育法」「教科内容指導論」等や、 専門科目の「基礎化学実験」等では、専門の異なる教員が複数で授業を担当している。

社会人による授業支援:「教職入門」や教育実習の「事前事後指導」に附属学校教員の支援を仰いでいる。また「地域研究」でゲストスピーカーとして NGO 関係者を招くなど、経験者の知見を取り入れた授業を行っている。

【分析結果とその根拠理由】

各専攻・専修の教育内容や専門性に応じて、多様な授業形態のカリキュラムを適切かつ バランスよく配置している。授業の多くは少人数で行われ、専門性を生かした複数教員に よるオムニバスの授業、附属学校教員による教育現場に即した授業等、きめ細かくユニー クな工夫を行っている。

観点 5-2-②【学士課程】 単位の実質化への配慮がなされているか。

【観点に係る状況】

単位の実質化に関して、以下の項目に配慮している。

組織的な履修指導:入学時と各年次の年度当初に、学年・課程別に履修方法等に関するガイダンスを実施している。単位認定には、1単位の授業科目につき標準 45 時間の学修を必要とすることを学生便覧に明記して周知し、授業時間外の学修が必要であることを説明している。

授業時間外の学習時間の確保:シラバスに予習・復習に関する指示を明示している。

履修科目の登録の上限設定:複数教科の免許科目を同一時間割上に配置することで、複数 の免許科目の履修を制限している。

補講期間の設定:休講の代替として前後期それぞれに補講期間を設け、学修時間の確保に 努めている。 単位の厳格化:「静岡大学単位認定等に関する規程」において、最低合格点を 60 点とする 5 段階評価 (秀・優・良・可・不可)に定めており、単位の厳格化を図っている。

【分析結果とその根拠理由】

組織的ガイダンスの実施、シラバスにおける予習・復習の指示、補講期間の設置、単位の厳格化等、単位の実質化に配慮している。また、GPA 制度を導入し、評価とともに成績証明に記しており、履修単位の上限設定の実施に取り組んでいる。

観点 5-2-③【学士課程】 適切なシラバスが作成され、活用されているか。

【観点に係る状況】

シラバス作成マニュアルに沿って専門科目のシラバスを作成し、学内外から検索できるように Web 上で公開している。シラバスには授業の目標や学習内容、16 回分の授業計画、予習・復習に関する指示、テキスト・参考書、オフィスアワー等を掲載している。

【分析結果とその根拠理由】

シラバスには授業の目標や学習内容、授業計画、予習・復習に関する指示の他に、成績評価の方法や基準も掲載しているため、学生は授業選択に際して必要な情報を得るために、シラバスを活用している。

観点 5-2-④【学士課程】 基礎学力不足の学生への配慮等が組織的に行われているか。

【観点に係る状況】

基礎学力不足の学生への配慮等については、指導教員制をとっているため指導教員が個別に対応している。

自主学習を促すため、シラバスへの予習・復習に関する指示の明示やガイダンス等での説明に加え、講義棟の空きスペース 3 箇所に会議用テーブル、長椅子を設置して自習場所を確保したり、附属図書館の開館時間を通常期間の平日は $9\sim22$ 時(休業期間は 19 時)、土・日曜は $9\sim19$ 時(休業期間は 17 時)まで延長したりしている。

【分析結果とその根拠理由】

基礎学力不足の学生への対応は、現在のところ指導教員レベルに止まっており、組織的な補充教育は実施していない。

シラバスへの予習・復習の指示の明示やガイダンス等での説明に加え、自習場所の確保、 附属図書館の開館時間の延長等に配慮している。自主学習を促進するためには、教員の自 主学習指導に対する自覚を促すことも含め、さらなる対策を講じる必要がある。 観点 5-3-①【学士課程】 学位授与方針(ディプロマ・ポリシー)が明確に定められているか。

【観点に係る状況】

本学の学位授与の方針(ディプロマ・ポリシー)は【資料 5-3-1】、また、本学部の学位 授与の方針(ディプロマ・ポリシー)は【資料 5-3-2】のとおりである。これを本学のホ ームページで明示、公表している。

【資料 5-3-1】静岡大学の学位授与方針(ディプロマ・ポリシー)

静岡大学は、教職員、学生の主体性の尊重と相互啓発の上に立ち、平和で幸福な未来社会の建設への貢献をめざす「自由啓発・未来創成」のビジョンを掲げ、教育・研究に携わっている。このようなビジョンのもとで、国際感覚と高い専門性を有し、チャレンジ精神にあふれ、豊かな人間性を有する教養人を育成することが本学の教育目標であり、下記に示すそれぞれの資質・能力を身につけていることを学位授与の条件とする。

- 1 専門分野についての基本的な知識を習得し、これを社会の具体的文脈のなかで活用することができる。
- 2 外国語を含む言語運用能力、情報処理、キャリア形成等の基本的スキルを身につけている。
- 3 多様性を認め、幅広い視点から物事を考え、行動することのできる国際感覚と深い教養 を身につけている。
- 4 主体的に問題を発見し、自らのリーダーシップと責任のもとで、様々な立場の人々と協同して、その解決にあたることができる。

【資料 5-3-2】教育学部の学位授与方針(ディプロマ・ポリシー)

教育学部は、豊かな人間性と幅広い教養を基礎とする実践的な指導力を備えた教育従事者、社会教育・企業内教育等の分野で活躍することのできる広い視野と多彩な技能・技術を有する人材、今日的かつ学際的な専門を持ち、幅広い職種・分野の第一線で指導的役割を果たしうる人材の育成を教育目標としており、下記に示すそれぞれの資質・能力を身につけていることを学士(教育学)の学位授与の条件とする。

- 1 教育の専門家に求められる深い教養に根ざした公共的使命感、倫理観、教育観を有している。
- 2 教育活動を支え実現する上で不可欠な専門的知識・技能及び言語処理能力、情報処理等 の基本的スキルを身につけている。
- 3 学習内容に関わる専門的知識や教育理論と教育実践の間をつなぐ科学的に省察する能力と実践的態度を身につけ、幅広い視点から物事を考えることができる。
- 4 他者と協働して教育活動をつくるコミュニケーション能力とリーダーシップを身につけている。

本学部のディプロマ・ポリシーは、静岡大学のビジョンや使命に基づいて、明確に定めている。今後、これを本学部ホームページ及び学生募集要項で明示、公表し、入試説明会においても紹介するなど、さまざまな媒体・機会を通じて周知を図っていく必要がある。

観点 5-3-②【学士課程】 成績評価基準が組織として策定され、学生に周知されており、 その基準に従って、成績評価、単位認定が適切に実施されているか。

【観点に係る状況】

現在、成績は「秀(100~90)」「優(89~80)」「良(79~70)」「可(69~60)」「不可(59以下)」の5段階の標語と評点をもって判定し、「可」以上を合格として単位認定している。5段階評価にそぐわない科目については、「合」又は「否」の評語で表すことができ、「合」を合格として単位認定している。これらの評価基準(配点は除く)を学生便覧に明記するとともに、入学時のガイダンスや履修指導時に説明している。成績返還は、所定の時期に直接学生本人に行っている。また、本人が希望しない場合を除き、保護者に成績表のコピーを送付している。

成績評価は、各科目ともシラバスに評価方法と基準を明記し、100 点満点で採点している。評価対象は筆記試験、レポート、実技試験、口頭試問、討論への参加状況、プレゼンテーション等である。それらに授業への出席状況を加え、到達目標に対応させて総合的に判断している。卒業認定は、教務委員会が教養科目と専門科目の必修単位の取得状況や、各専攻・専修が定めている単位数以上の単位を取得しているか確認した後、教授会で判定を行っている。

卒業認定は、「静岡大学学則」第38条と第39条の規程に基づき、「教育学部規則」に則って単位を修得したものに対して行い、学士(教育)の称号を与えている。学則は学生便覧とホームページに、学部規則は学生便覧に明示しており、入学時のガイダンスや履修指導時に説明している。

【分析結果とその根拠理由】

全学的に成績評価基準を策定して学生便覧に明示し、ガイダンス等で説明している。卒業認定基準も学生便覧に掲載し、ガイダンス等で説明している。これらのことから、教育の目的に応じた成績評価基準や卒業認定基準が組織として策定され、学生に周知されていると判断できる。

また、成績評定基準を定めて学生便覧に掲載するとともに、シラバスに評価方法と基準を明記して、多様な観点からきめ細かな成績評価を行っている。卒業認定は課程ごとに卒業要件を定め、教授会の議を経て行っており、適切に実施していると判断できる。

観点 5-3-③【学士課程】 成績評価等の客観性、厳格性を担保するための組織的な措置が 講じられているか。

【観点に係る状況】

学生への成績通知後、その内容に異議がある場合には、学生は全学教育科目については、 全学の学務部窓口又は授業担当教員に、学部専門科目については授業担当員に申立てを行 う。学生の申立てを受けた授業担当教員は、成績を確認した上で、その結果を学生に伝え る。修正の必要を認めた場合には、授業担当教員が学務係に申し出て成績を修正する。

【分析結果とその根拠理由】

成績評価の厳格性を担保するために、現在は成績評価に対する学生からの異議申立てを 受けた授業担当教員が、速やかに対応している。しかし、学部としては異議申立て制度の ような措置を講じていないため、早急に取り組むべき課題である。

観点 5-3-④【学士課程】 学位授与方針に従って卒業認定基準が組織として策定され、学生に周知されており、その基準に従って卒業認定が適切に実施されているか。

【観点に係る状況】

本学の学位授与方針に沿った卒業認定基準が策定されている。

成績評価は、各科目ともシラバスに評価方法と基準を明記し、100 点満点で採点している。評価対象は筆記試験、レポート、実技試験、口頭試問、討論への参加状況、プレゼンテーション等である。それらに授業への出席状況を加え、到達目標に対応させて総合的に判断している。卒業認定は、教務委員会が教養科目と専門科目の必修単位の取得状況や、各専攻・専修が定めている単位数以上の単位を取得しているか確認した後、教授会で判定を行っている。

【分析結果とその根拠理由】

学位授与方針に基づき、成績評定基準を定めて学生便覧に掲載するとともに、シラバスに評価方法と基準を明記して、多様な観点からきめ細かな成績評価を行っている。卒業認定は課程ごとに卒業要件を定め、教授会の議を経て行っており、適切に実施していると判断できる。

観点 5-4-①【大学院課程】 教育課程の編成・実施方針が明確に定められているか。

【観点に係る状況】

本研究科の教育課程の編成・実施方針(カリキュラム・ポリシー)は【資料 5-4-1】のとおりである。

【資料 5-4-1】教育学研究科 教育課程編成・実施の方針(カリキュラム・ポリシー)

教育学研究科は、学位授与の方針(ディプロマ・ポリシー)に基づき、下記の方針に従って教育課程を編成し実施する。

○学校教育研究専攻

教科、子ども・学校、さらに発達・学習に関する専門的な深い知識を有し、国際的感覚を備え、地域・学校の教育課程に広い視野から実践的に対応できる能力を身につけるための系統的な授業配置と研究指導を行う。

- 1.共通科目として教職キャリア、初等・中等教育の総合研究、身体・芸術系教育などに関連 した科目、及び教育現場の現代的課題に対応した国際理解教育、環境教育、情報教育に関 連する科目の中から6単位以上を履修する。
- 2.教育実践能力を育成するための共通実践科目として専修実践研究2単位及び教材開発論2単位を必須科目とする。
- 3.専門分野に関わる知識や研究能力を身につけるための専修教科科目の中から 10 単位以上を選択し、課題研究 6 単位と自由選択科目 4 単位以上を履修する。

合計 30 単位以上を履修する。その上で、専修する領域の中から主題を選び研究指導を受け、 修士論文、又は研究成果を提出する。

○共同教科開発学専攻

教科開発学の究明を通じて、教科内容の構成原理を明らかにし、教科教育の開発及び教育環境の創造についての自立的な研究を進めることができ、研究者ないし、高度な専門職従事者として活動できる能力を身につけるための系統的な授業配置と研究指導を行う。

- 1. 専攻基礎科目として、2 つの必修科目「教科開発学原論(2単位)」「教科開発学実践論(1単位)」がある。選択科目として、「文化資源活用論」「教育評価実証方法論」など7 科目(すべて1単位)を配置し、この中から最低6単位を履修する。
- 2. 専攻分野科目として、「教科開発学分野選択科目」をはじめとし、「人文社会系/自然系/ 創造系教科学分野選択科目」合計 27 科目が用意され、この中から最低 10 単位を履修する。
- 3. 専攻応用科目として、「教科開発学セミナーI(必修)、 II(必修)、 III(選択)」(すべて2単位)があり、博士論文執筆に向けての準備と、2月にすべての院生と教員が一堂に会して授業(セミナー)を行う。

合計 20 単位以上を履修する。その上で、博士論文指導主査の教員とは頻繁に個別に話し合うことのほかにも、副査教員とも密に連絡を取り合い、博士論文執筆に取り組む。

本研究科のアドミッション・ポリシーは、静岡大学のビジョンや使命に基づいて、明確に定めている。これを本学部ホームページ及び学生募集要項で明示、公表し、入試説明会においても紹介するなど、さまざまな媒体・機会を通じて周知を図っている。これらのことから、本基準を十分に達成していると判断する。

観点 5-4-②【大学院課程】 教育課程の編成・実施方針に基づいて、教育課程が体系的に編成されており、その内容、水準が授与される学位名において適切なものになっているか。

【観点に係る状況】

本研究科学校教育研究専攻の教育課程の体系は【資料 5-4-2】のとおりである。教育課程は「発達教育専修」と「教科教育専修」に大別され、「教科教育専修」は国語教育、社会科教育、数学教育、理科教育、音楽教育、美術教育、保健体育教育、技術教育、家政教育、英語教育の 10 専修となっている。これらの専修は、それぞれの教育目的に沿って「専攻共通科目」「専修教科科目」等を配置し、独自の教育課程を編成している。

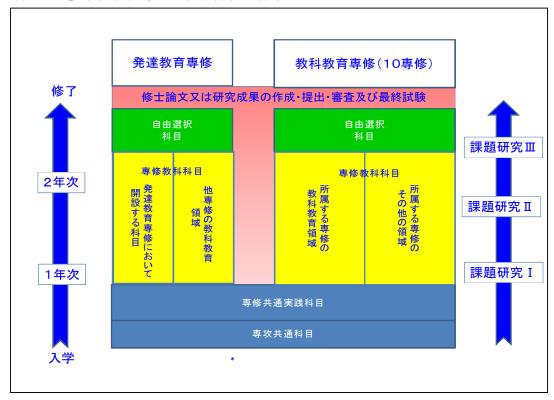
学校教育研究専攻の修了必要単位数 30 単位のうち、専攻共通科目を6単位、専修共通 実践科目を4単位、専修教科科目を10単、課題研究を6単位、自由選択科目を4単位履修 する。詳細は以下のとおりである。

- ア 専攻共通科目:必修1科目2単位のほか、2科目4単位以上を選択履修する。
- イ 専修共通実践科目:各専修で開設される2科目4単位すべてを履修する。
- ウ 専修教科科目:各教科教育専修においては、所属する専修において開設する授業科目のうち、教科教育領域から2科目4単位以上、その他の領域から「教科内容論」を含む3科目6単位以上を選択履修する。また発達教育学専修においては、各教科教育領域から2科目4単位以上、所属する専修において開設する科目から3科目6単位以上を選択履修する。
- エ 課題研究:各専修で開設される3科目6単位をすべて履修する。
- オ 自由選択科目:学校教育研究専攻において開設する科目から4単位以上を自由に選択し、履修する。
- カ 研究指導・修士論文

専修する領域のなかから主題を選び研究指導を受け、修士論文又は研究成果を提出 する。

全専修ともに修士論文作成に係わる課題研究(6単位)を履修しつつ、修了に必要な単位を修得し、修士論文の試験に合格した学生に修士(教育学)の学位を授与している。

【資料 5-4-2】学校教育専攻の教育課程の体系



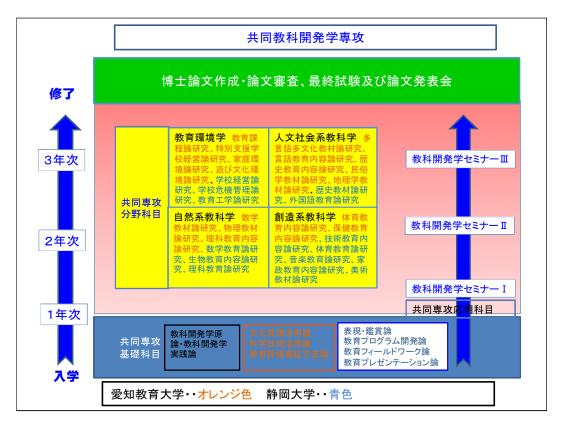
【資料5-4-3】修了必要単位数(出典:学生便覧)

専修	専攻共 通科目	専修共 通実践 科目	専修教科科目	課題研究	自由選 択科目	合計	
発達教育学専修	6	4	他専修の教科教育領域から	4	6	4	30
九连秋日146	O	1	発達教育学専修におい て開設する科目から	6		1	
国語教育専修 社会科教育専修 数学教育専修 理科教育専修 音楽教育専修	6	4	所属する専修の教科教 育領域から	4	6	4	30
美術教育専修 保健体育教育専修 技術教育専修 家政教育専修 英語教育専修	O	4	所属する専修のその他 の領域から (※「教科内容論」を含 める。)	6	o o	4	30

また、職業を有している等の事情により、標準修業年限(修士課程では2年間)では大学院の課程を修了できないと考えられる学生に対し、本人からの申請に基づいて、大学が審査し、修士課程においては、4年間以内の計画的な履修をあらかじめ認める長期履修制度を設けている。

次に、共同教科開発学専攻の教育課程の体系は【資料5-4-6】のとおりである。

【資料5-4-6】共同教科開発学専攻の教育課程の体系



本共同専攻では、両大学の教員から研究指導を受けられる体制のもとに、教科開発学に関する「基礎科目」、各分野の専門的な「分野科目」、各分野の総合的な「応用科目」の三つの科目群で構成される。まず、基礎科目の教科開発学原論、教科開発学実践論を履修し、教科開発学の基礎的な理論や方法論を理解した上で、研究題目に応じ、必要な分野科目を履修して専門性を深めていくと同時に、一つの体系化された学問の中に位置づけた上で、研究課題をまとめあげていく。

共同教科開発学専攻における修了に必要な単位数は【資料 5-4-7】のとおりである。

【資料5-4-7】修了必要単位数(出典:学生便覧)

科目	共同	専攻		共同専	攻分野科目		共同専	合計
	基礎科目		教育環境	人文社会系	自然系教科	創造系教科	攻応用	
専攻			学分野科	教科学分野	学分野科目	学分野科目	科目	
			目	科目				
	必修	選択	選択	選択	選択	選択	必修	
共同教科開発学専攻	2	4		4	2 0			
合計	(6				4	2 0	

必修とされる単位のほか、専攻分野科目は、10単位以上を取得する必要があるが、教育

環境学の専攻分野科目のうちから2単位及び教育環境学分野以外の3分野の選択科目のうちから2単位の計4単位は必ず含むこととする。

標準修業年限の3年以上(特に優れた研究業績をあげた者にあっては2年以上)在籍し、 修了要件の20単位以上単位を修得した者で必要な研究指導を受けた上、博士論文の審査及 び論文の内容や専門分野に関する口述ないし筆記試験に合格した者に、博士(教育学)を 授与する。

【分析結果とその根拠理由】

本研究科の教育課程は「学校教育研究専攻」(修士課程)、「教育実践高度化専攻」(専門職学位課程)に分かれ、さらに後期3年のみの博士課程として、共同教科開発学専攻が設けられている。カリキュラムポリシーにそって、【資料5-4-2、5-4-3】及び【5-4-6】で示してある教育課程が体系的に編成されており、内容、水準が授与される学位名において適切なものになっていると判断できる。

観点 5-4-③ 【大学院課程】 教育課程の編成又は授業科目の内容において、学生の多様 なニーズ、学術の発展動向、社会からの要請等に配慮しているか。

【観点に係る状況】

教育課程の編成に関しては、「静岡大学大学院教育学研究科規則」に基づき、他研究科の授業科目の履修を認めて単位認定している。

平成23年度より小学校教員免許取得プログラムを開始し、現職教員が受験しやすい特別 受験制度を設けるなど、多様かつ教員志向の高い人材への門戸を広げることで、学校教育 への更なる貢献が予測される。

【分析結果とその根拠理由】

他研究科の授業科目の履修を認め、単位認定している。

理論と実践を往還する実践的指導力に強みをもつ教育実践高度化専攻と連携協働して、 学校教育研究専攻のさらなる機能充実がめざされている。

観点 5-5-①【大学院課程】 教育の目的に照らして、講義、演習等の授業形態の組合せ・ バランスが適切であり、それぞれの教育内容に応じた適切な学習指導法が採 用されているか。

【観点に係る状況】

学習指導法に関しては、以下の工夫を行っている。

フィールドワーク教育:「学校教育実践研究」等で、協力連携校・附属学校でのフィールドワークを取り入れている。また、「幼児教育学演習」等で幼稚園・保育所の観察実習、「地

理学特論 I 」で地場産業の見学を取り入れるなど、地域と連携した実践的な授業を行っている。

複数教員による授業担当:「国際理解教育専門研究」、「環境教育専門研究」等で、専門の 異なる教員が複数で授業を担当している。

高度な専門教育:「理科教育実践研究」では附属学校の研究との連携、「地学特論 I」では 学会・講演会への参加、「社会科教育実践研究」では教育委員会の協力を得るなど、各分野 の専門性を高度に発展させた授業を展開している。

【分析結果とその根拠理由】

各専修の教育内容や専門性に応じて、多様な授業形態のカリキュラムを適切かつバランスよく配置している。授業の多くは少人数で行われ、専門性を生かした複数教員によるオムニバスの授業、附属学校園や教育委員会と連携した教育現場に即した授業等、きめ細かくユニークな工夫を行っている。

観点 5-5-②【大学院課程】 単位の実質化への配慮がなされているか。

【観点に係る状況】

単位の実質化に関して、以下の項目に配慮している。

組織的な履修指導:入学時と2年次の年度当初に、研究科小委員会の教務担当委員と各専攻の代表者が、履修に関するガイダンスを実施している。共同教科開発学専攻にあっては、愛知教育大学とともに合同で両大学の中間地点に位置する浜松市において開催している。単位認定には、1単位の授業科目につき標準45時間の学修を必要とすることを学生便覧に明記して周知させ、授業時間外の学修が必要であることを説明している。

授業時間外の学習時間の確保:シラバスに予習・復習に関する指示を明記している。英語教育専攻では、ホームページを介して自学自習用の演習課題を配布し、授業時間外の学習を促している。

単位の厳格化:「静岡大学単位認定等に関する規程」により、最低合格点を50点とする4段階評価(優・良・可・不可)を、最低合格点を60点とする5段階評価(秀・優・良・可・不可)とし、単位の厳格化を図っている。

【分析結果とその根拠理由】

組織的ガイダンスの実施、シラバスにおける予習・復習の指示、単位の厳格化等、単位 の実質化に配慮している。 観点 5-5-③【大学院課程】 適切なシラバスが作成され、活用されているか。

【観点に係る状況】

シラバス作成マニュアルに沿ってシラバスを作成し、学内外から検索できるように Web 上で公開している。シラバスには授業の目標や学習内容、15回分の授業計画、予習・復習 に関する指示、テキスト・参考書、オフィスアワー等が記載されている。成績評価について は方法と基準を明示している。

【分析結果とその根拠理由】

シラバスには授業の目標や学習内容、授業計画、予習・復習に関する指示の他に、成績評価の方法や基準も掲載しているため、学生は授業選択に際して必要な情報を得るために、 シラバスを活用している。

(授業科目、単位等)

- 第10条 各授業科目の単位は、1単位の授業科目を45時間の学修を必要とする内容をもって構成することを標準とし、当該授業による教育効果及び授業時間外に必要な学修を考慮して、次に定める基準により計算する。
 - (1) 講義については、1時間の授業に対して2時間の授業時間以外の学修を必要とするものとし、15時間の授業をもって1単位とする。
 - (2) 演習については、授業の内容により、1時間の授業に対して2時間又は0.5時間の授業時間外の学修を必要とするものとし、15時間又は30時間の授業をもって1単位とする。
 - (3) 実験、実習及び実技については、授業の内容により1時間の授業に対して0.5時間の授業時間外の学修を必要とするときは30時間、授業時間外の学修を要しないときは45時間の授業をもって1単位とする。
 - (4) 講義、演習、実験、実習又は実技のうち、複数の方法の併用により授業を行う場合は、その組み合わせに応じ、次表の学修時間により計算した総学修時間数が45時間となる授業をもって1単位とする。

授業の種類	授業1時間当たりの学修時間					
講義	3 時間					
演習	授業の内容により 1.5 時間又は 3 時間					
実験、実習及び実技	授業の内容により1時間又は1.5時間					

観点 5-5-⑤【大学院課程】 研究指導、学位論文(特定課題研究の成果)を含む。)に係る指導の体制が整備され、適切な計画に基づいて指導が行われているか。

【観点に係る状況】

学生が希望する研究テーマについて1名ないし2名の指導教員が、研究の枠組み、方法、 結果のまとめや考察、論文作成等について、綿密な指導を行っている、1年次には、履修 指導等を受けて各自が志望する学問分野や関連分野の授業(特論や演習等)を修得しなが ら、指導教員のゼミ等で関係文献の講読、予備調査、基礎実験等を行う。 2 年次は研究テーマや構想に従い、修士論文を仕上げていく。多くの専攻や専修では1 年次に修士論文に関する構想発表会を、2 年次に中間発表会を開催している。発表者は指導教員以外の教員から助言を受けたり、自分の研究の進捗状況やレベルを客観視したりすることができる。また、発表会に参加する1 年生にとっては、自分の研究テーマについて模索する好機になっている。これらの修士論文に関する一連の研究指導は、「課題研究 $I \sim III$ 」として1 年次前期・後期と2 年次前期に単位化(2 単位)している。

【分析結果とその根拠理由】

学生は各自の志望に基づく指導教員体制により、各自が主体的に決定した研究テーマについて、研究面や論文作成面において、適切な指導を受けられるようになっている。各専攻では1年次に構想発表会や2年次に中間発表会を開催することにより、指導教員以外の教員からも助言や指導を受けられるように配慮している。これらのことから、主修士論文に係る指導体制は整備されており、機能していると判断できる。

観点 5-6-①【大学院課程】 学位授与方針が明確に定められているか。

【観点に係る状況】

本学の学位授与の方針(ディプロマ・ポリシー)は【資料 5-6-1】、また、本研究科の学位授与の方針(ディプロマ・ポリシー)は【資料 5-6-2】のとおりである。これを本学のホームページで明示、公表している。

【資料 5-6-1】静岡大学 学位授与の方針(ディプロマ・ポリシー)

静岡大学 学位授与の方針 (ディプロマ・ポリシー)

静岡大学は、教職員、学生の主体性の尊重と相互啓発の上に立ち、平和で幸福な未来 社会の建設への貢献をめざす「自由啓発・未来創成」のビジョンを掲げ、教育・研究に 携わっている。このようなビジョンのもとで、国際感覚と高い専門性を有し、チャレン ジ精神にあふれ、豊かな人間性を有する教養人を育成することが本学の教育目標であり、 下記に示すそれぞれの資質・能力を身につけていることを学位授与の条件とする。

- 1.修士課程、専門職課程においては、専門分野についての深い知識をもとにした研究能力ないし高度な専門職を担う能力を身につけている。
- 2.博士課程においては、専門分野についての自立的な研究を進めることができ、研究者ないし高度な専門職従事者として活動できる能力を身につけている。

【資料 5-6-2】教育学研究科 学位授与の方針(ディプロマ・ポリシー)

教育学研究科は、学校教育研究専攻(修士課程)、教育実践高度化専攻(専門職学位課程)、また共同教科開発学専攻(博士課程)の3つの専攻からなり、各専攻においては、下記に示す資質・能力を身につけている者にそれぞれ、修士(教育学)、教職修士(専門職)、博士(教育学)の学位を授与する。

○学校教育研究専攻

教育に関する高度な専門的力量及び見識を備えた学校教員並びに教育事業従事者の育成を教育目標とし、社会における学校教育の理念を理解し、教育に関する深い専門的知識と考え方を身につけること、教科や発達・学習に関する諸問題を論理的に考察し研究できる能力、及び地域社会が直面する教育課題に実践的に対応できる能力を身につけている者に修士(教育学)の学位を授与する。

○教育実践高度化専攻

新しい学校づくりの有力な担い手となる新人教員、及び高度な実践的指導力を備えた中核的な中堅教員の養成を教育目標とし、理論知と実践知とを融合する新しい知識体系の構築に取り組み、現代的学校教育課題解決につながる理論的、学術的基礎を備えて、高度な実践的指導力を身につけている者に教職修士(専門職)の学位を授与する。

○共同教科開発学専攻

教科開発学の究明を通じて、教科内容の構成原理を明らかにし、教科教育の開発及び教育環境の創造、さらに、高等教育機関において、高度な資質を持った教員養成をおこなうことのできる能力育成を教育目標とし、学校教育が抱える複雑・多様化した諸問題に対応した高度な教科学と教育環境学を融合した教科開発学の研究者、又は専門職従事者として活動できる能力を身につけている者に博士(教育学)の学位を授与する。

【分析結果とその根拠理由】

本研究科のディプロマ・ポリシーは、静岡大学のビジョンや使命に基づいて、明確に定めている。今後、これを本学部ホームページ及び学生募集要項で明示、公表し、入試説明会においても紹介するなど、さまざまな媒体・機会を通じて周知を図っていく必要がある。

観点 5-6-②【大学院課程】 成績評価基準が組織として策定され、学生に周知されており、 その基準に従って、成績評価、単位認定が適切に実施されているか。

【観点に係る状況】

成績は「秀」「優」「良」「可」「不可」の5段階の標語と評点をもって判定し、「可」以上を合格として単位認定している。これらの評価基準(配点は除く)を学生便覧【資料5-6-3】に明記するとともに、入学時のガイダンスや履修指導時に説明している。成績返還は、所定の時期に直接学生本人に行っている。

修了認定基準は、「静岡大学大学院教育学研究科規則」第6条に基づいている。学生便 覧に明示することにより、学生に周知している。

成績評価は各科目ともシラバスに評価方法と基準を明記し、100点満点で採点している。 主な評価対象はレポート、討論への参加状況、プレゼンテーション等である。それらに授 業への出席状況を加え、到達目標に対応させて総合的に判断している。

【分析結果とその根拠理由】

全学的に成績評価基準を策定して学生便覧に明示し、ガイダンス等で説明している。修 了認定基準も学生便覧へ掲載し、ガイダンス等で説明している。これらのことから、教育 の目的に応じた成績評価基準や修了認定基準が組織として策定され、学生に周知されてい ると判断できる。

成績評定基準を定めて学生便覧に掲載するとともに、シラバスに評価方法と基準を明記 して成績評価を行っており、適切に実施していると判断できる。

観点 5-6-③【大学院課程】 成績評価等の客観性、厳格性を担保するための組織的な措置 が講じられているか。

【観点に係る状況】

学生への成績通知後、その内容に異議がある場合には、学生は授業担当教員に申立てを 行う。学生の申立てを受けた授業担当教員は、成績を確認した上で、その結果を学生に伝 える。修正の必要を認めた場合には、授業担当教員が学務係に申し出て成績を修正する。

【分析結果とその根拠理由】

成績評価の正確性を担保するために、現在は成績評価に対する学生からの異議申立てを 受けた授業担当教員が、速やかに対応している。しかし、研究科として異議申立て制度の ような措置を講じていないため、早急に取り組むべき課題である。

観点 5-6-④【大学院課程】 学位授与方針に従って、学位論文に係る評価基準が組織として策定され、学生に周知されており、適切な審査体制の下で、修了認定が適切に実施されているか。

【観点に係る状況】

修了要件である修士論文又は特定の課題についての審査は、「静岡大学大学院教育学研究 科規則」の第18条に基づき、研究科委員会が選出する教授又は准教授3名以上等で構成す る審査委員会を設置し、主査を中心とする審査及び口頭試問による最終試験を経て合否を 判定している。

修了認定は、修了認定基準に従い、原則2年以上在学し、30単位以上履修した上で修士 論文及び最終試験に合格したものについて、研究科小委員会で審議し、研究科委員会で決 定している。

【分析結果とその根拠理由】

修了認定は各専攻の評価基準に則った修士論文及び博士論文の評価を踏まえ、研究科委員会で最終決定しており、適切に実施していると判断できる。

(2)優れた点及び改善を要する点

各専攻ではそれぞれの教育課程に沿って学生教育を行うとともに、学生の研究テーマに 関連の深い教員1名又は2名を指導教員として選任し、修士論文に関する研究指導を行う 指導教員制を導入している。指導教員との協議による主体的な研究テーマの決定、TAとし ての活動を通じた能力の育成や教育的機能の訓練等により、研究指導への最適な取組を行っている。各専攻では、1年次に構想発表会や2年次に中間発表会を開催することにより、 指導教員以外の教員からも助言や指導を受けられるように配慮している。

既設の授業に加えて、平成 24 年度から、小学校教員免許取得プログラムを設けた。小学校教員免許を取得することを目的としたプログラムであり、その履修を許可された者は、静岡大学教育学部において開設する授業科目のうち、別に定める小学校教員免許の所要資格を得るための授業科目を履修することができる。

単位の実質化に関しては、シラバスに予習・復習に関する事項を明示したり、単位を厳格化したりして対応しているが、教員の自主学習指導に対する自覚も含めて、さらに対策を講じる必要がある。成績評価の正確性を担保するために、異議申立てに関する制度を整備する必要がある。

基準6 教育の成果

(1) 観点ごとの分析

観点 6-1-①【学士課程・大学院課程】 各学年や卒業(修了)時等において学生が身に付けるべき知識・技能・態度等について、単位修得、進級、卒業(修了)の状況、 資格取得の状況等から、あるいは卒業(学位)論文等の内容・水準から判断して、学習成果が上がっているか。

【観点に係る状況】

学生の就学状況や教育の成果を把握できる資料として、以下のものを示してある。

年次別平均修得単位数 (学士課程): 平成 23 年度の教養科目と専門科目を合わせた年次別修得単位数を【資料 6-1-1】に示してある。教員養成課程では2年次の単位修得数が最も多く、次いで1年次、3年次、4年次の順である。

【資料 6-1-1】年次別平均修得単位数(出典:学務係資料)】

	市仏	• 専修		平成2	3年度	
	导攻	- 守修	1年次	2年次	3年次	4年次
	改造物本尚	教育実践学専修	49.6	58.6	28.2	20.1
	発達教育学 専攻	教育心理学専修	48.1	60.0	31.9	16.9
	中久	幼児教育専修	47.0	47.5	40.3	17.5
	環境教育専攻	Ż				14.4
	特別支援教育	事 攻	48.0	56.2	41.0	16.7
		国語教育専修	50.0	56.8	30.9	14.3
学校教育教員		社会科教育専修	50.8	62.9	32.0	14.4
子校教育教員 養成課程		数学教育専修	46.4	55.2	29.3	15.6
及风味性		理科教育専修	43.8	57.0	34.0	16.6
	教科教育学	音楽教育専修	44.9	52.1	31.0	17.7
	専攻	美術教育専修	43.7	57.0	38.9	21.7
		保健体育教育専修	45.2	56.2	32.0	11.2
		技術教育専修	42.3	59.4	37.4	19.4
		家庭科教育専修	51.5	61.9	36.0	11.2
		英語教育専修	46.0	54.5	30.0	17.0
	生涯学習専攻	Ź				15.2
生涯教育課程	生涯スポーツ	専攻	42.7	50.5	30.7	23.1
	国際理解教育	育専攻	46.1	44.6	32.3	14.1
総合科学	総合科学専攻		50.3	43.2	25.1	18.7
教育課程	消費生活科学専攻		47.1	39.5	27.3	13.4
	音楽文化専攻	Ż	47.7	40.5	32.8	23.6
芸術文化課程	美術・デザイン	ク専攻 アー	44.0	46.3	42.3	17.6
	書文化専攻		44.6	27.8	37.8	18.4

年次別平均修得単位数(大学院課程):平成23年度における学校教育に関する科目、教科教育に関する科目、専攻教科に関する科目、自由選択科目、特別研究、課題研究を合わせた年次別平均修得単位数を【資料6-1-2】に示す。1年次に専修免許取得に必要な科目を履修する学生が多いため、ほとんどの専攻で1年次の修得単位数が多くなっている。

【資料 6-1-2】年次別平均修得単位数 (平成 23 年度、出典:学務係)

	発達 教育学	国語 教育	社会科 教育	数学 教育	理科 教育	音楽 教育	美術 教育	保健体育 教育	技術 教育	家政 教育	英語 教育
1年次	27.6	27.7	24.5	28.0	30.4	33.0	19.3	26.0	27.0	32.0	28.0
2年次	13.0	7.0	11.3	6.0	10.0	5.6	8.6	5.8	7.7	8.0	6.0

卒業状況 (学士課程): 平成 19~23 年度の卒業状況を【資料 6-1-3、資料 6-1-4】に示してある。過去5年間、平均して90%近い学生が標準修了年限内に卒業している。

【資料 6-1-3】 教育学部標準年限内卒業状況 (出典:学務係資料)

		平成19年度			平成20年度	
専攻名	平成16年度入 学者	標準年限内 修了者	標準年限内 修了率	平成17年度 入学者	標準年限内 修了者	標準年限内 修了率
学校教育教員養成課程	267	242	90.6%	266	242	91.0%
生涯教育課程	57	48	84.2%	58	54	93.1%
総合科学教育課程	46	43	93.5%	49	46	93.9%
芸術文化課程	41	35	85.4%	42	36	85.7%
合 計	411	368	89.5%	415	378	91.1%
		平成21年度			平成22年度	
専攻名	平成18年度 入学者	標準年限内 修了者	標準年限内 修了率	平成19年度 入学者	標準年限内 修了者	標準年限内 修了率
学校教育教員養成課程	267	237	88.8%	265	233	87.9%
生涯教育課程	55	50	90.9%	56	44	78.6%
総合科学教育課程	47	44	93.6%	45	42	93.3%
芸術文化課程	40	38	95.0%	40	35	87.5%
合 計	409	367	89.7%	406	354	87.2%
		平成23年度				
専攻名	平成20年度 入学者	標準年限内 修了者	標準年限内 修了率			
学校教育教員養成課程	266	237	89.1%			
生涯教育課程	58	51	87.9%			
総合科学教育課程	48	43	89.6%			
芸術文化課程	41	37	90.2%			
合 計	413	368	89.1%			

備考

① 標準修業年限内卒業者の欄は、当該年度の卒業者のうち、標準修業年限内に卒業した者の数を記載

標準修業年限で卒業(修了)した者の数

② 標準修業年限内卒業(修了)率= 標準修業年限(例:4年制学部であれば4年)前の入学者数

【資料 6-1-4】教育学部「標準年限×1.5年」内 卒業率 (出典:学務係資料)】

	平成19年度							平成20年度	Ę	
課程名	平成14年度 入学者	平成17年度修 了者(標準)	平成18年度 卒業者	平成19年度 卒業者	「標準年限× 1.5」年内 卒業率	平成15年度 入学者	平成18年度 修了者(標 準)	平成19年度 卒業者	平成20年度 卒業者	「標準年限× 1.5」年内 卒業率
学校教育教員養成課程	272	240	12	1	93.0%	267	236	15	1	94.4%
生涯教育課程	57	50	5	0	96.5%	56	42	11	1	96.4%
総合科学教育課程	49	41	1	1	87.8%	46	40	1	0	89.1%
芸術文化課程	42	34	5	1	95.2%	43	38	1	0	90.7%
合 計	420	387	23	3	98.3%	412	356	28	2	93.7%
			平成21年度					平成22年度	Ę	
課程名	平成16年度 入学者	平成19年度修 了者(標準)	平成20年度 卒業者	平成21年度 卒業者	「標準年限× 1.5」年内 卒業率	平成17年度 入学者	平成20年度 修了者(標 準)	平成21年度 卒業者	平成22年度 卒業者	「標準年限× 1.5」年内 卒業率
学校教育教員養成課程	267	240	15	3	96.6%	266	242	14	2	97.0%
生涯教育課程	57	48	6	0	94.7%	58	54	1	2	98.3%
総合科学教育課程	46	43	1	1	97.8%	49	46	0	0	93.9%
芸術文化課程	41	35	4	1	97.6%	42	36	4	0	95.2%
合 計	411	368	29	5	97.8%	415	378	19	4	96.6%
			平成23年度							
課程名	平成18年度 入学者	平成21年度 卒業者(標準)	平成22年度 卒業者	平成23年度 卒業者	「標準年限× 1.5」年内 卒業率					
学校教育教員養成課程	267	237	16	2	95.5%					
生涯教育課程	55	50	2	1	96.4%					
総合科学教育課程	47	42	4	0	97.9%					
芸術文化課程	40	38	1	0	97.5%					
合 計	409	367	23	3	96.1%					

順号 ① 「標準修業年限×1.5」年内卒業(修了)率= <u>(標準修業年限×1.5)年間に学位を取得した者の数</u> (標準修業年限×1.5)年前の入学者数

(例) 4年制学部についての平成23年度における「標準修業年限×1.5」年内卒業率

平成18年度入学者数100人

卒業者(平成21年度80人、平成22年度7人、平成23年度3人)

「標準修業年限×1.5」年内卒業率= <u>80+7+3</u> =90%

修了状況 (大学院課程): 平成 19~23 年度の修了状況を【資料 6-1-5、資料 6-1-6】に 示してある。過去5年間、平均して 90%以上の学生が標準修了年限内に修了している。標 準了年限を超えた場合にも、1年以上超過する留年生はわずかである。

【資料 6-1-5】標準年限内修了状況(出典:学務係資料)

		平成19年度		平成20年度				
専攻名	平成18年度入 学者	標準内年限内 修了者	標準年限内 修了率	長期履修者	平成19年度入 学者	標準内年限 内修了者	標準年限内 修了率	
学校教育	12	12	100.0%	0	16	14	87.5%	
国語教育	14	12	85.7%	0	9	8	88.9%	
社会科教育	5	4	80.0%	0	7	6	85.7%	
数学教育	2	2	100.0%	0	2	2	100.0%	
理科教育	12	11	91.7%	0	12	10	83.3%	
音楽教育	3	3	100.0%	0	1	1	100.0%	
美術教育	7	6	85.7%	0	3	3	100.0%	
保健体育教育	11	9	81.8%	2	8	9	90.0%	
技術教育	7	7	100.0%	0	2	2	100.0%	
家政教育	3	2	66.7%	0	2	1	50.0%	
英語教育	2	1	50.0%	1	5	5	83.3%	
合 計	78	69	88.5%	3	67	61	87.1%	
			平成21年度					
専攻名	長期履修者	平成20年度 入学者	標準内年限内 修了者	標準年限内 修了率				
学校教育	1	29	29	96.7%				
国語教育	0	8	8	100.0%				
社会科教育	1	0	1	100.0%				
数学教育	0	1	1	100.0%				
理科教育	0	13	12	92.3%				
音楽教育	0	5	5	100.0%				
美術教育	0	4	3	75.0%				
保健体育教育	1	9	10	100.0%				
技術教育	0	3	3	100.0%				
家政教育	0	1	1	100.0%				
英語教育	0	2	2	100.0%				
合 計	3	75	75	96.2%				
		平成22年度			平成23年度			
専攻名	平成21年度 入学者	標準内年限内 修了者	標準年限内 修了率	平成22年度入 学者	標準内年限内 修了者	標準年限内 修了率		
学校教育研究専攻	51	46	90.2%	41	38	92.7%		

- ① 平成21年度 教育学研究科修士課程11専攻は、学校教育研究専攻の1専攻に改組
- ② 標準修業年限内修了者の欄は、当該年度の修了者のうち、標準修業年限内に修了した者の数を記載

<u>標準修業年限で卒業(修了)した者の数(注1)</u> ③ 標準修業年限内卒業(修了)率= 標準修業年限(2年)前の入学者数に長期履修者数を加算

(注1)長期履修制度を利用している学生については、長期履修年限を標準修業年限とした。

【資料 6-1-6】「標準年限×1.5」内修了状況(出典:学務係資料)

		平成1	9年度			平成	20年度	
専攻名	平成17年度 入学者	平成18年度 修了者	平成19年度 修了者	「標準年限× 1.5」年内 修了率	平成18年度 入学者	平成19年度 修了者	平成20年度 修了者	「標準年限× 1.5」年内 修了率
学校教育	19	16	2	94.7%	12	12	0	100.0%
国語教育	13	13	0	100.0%	14	12	2	100.0%
社会科教育	6	2	1	50.0%	5	4	0	80.0%
数学教育	6	5	1	100.0%	2	2	0	100.0%
理科教育	5	4	1	100.0%	12	11	1	100.0%
音楽教育	6	6	0	100.0%	3	3	0	100.0%
美術教育	9	8	1	100.0%	7	6	0	85.7%
保健体育教育	8	8	0	100.0%	11	9	0	81.8%
技術教育	3	3	0	100.0%	7	7	0	100.0%
家政教育	2	1	1	100.0%	3	2	1	100.0%
英語教育	3	3	0	100.0%	2	1	0	50.0%
合 計	80	69	7	95.0%	78	69	4	93.6%
		平成2	 21年度			平成	22年度	
専攻名	平成19年度 入学者	平成20年度 修了者	平成21年度 修了者	「標準年限× 1.5」年内 修了率	平成20年度 入学者	平成21年度 修了者	平成22年度修 了者	「標準年限〉 1.5」年内 修了率
学校教育	16	14	0	87.5%	29	28	0	96.6%
国語教育	9	8	0	88.9%	8	8	0	100.0%
社会科教育	7	6	0	85.7%	0	0	0	
数学教育	2	2	0	100.0%	1	1	0	100.0%
理科教育	12	10	0	83.3%	13	12	0	92.3%
音楽教育	1	1	0	100.0%	5	5	0	100.0%
美術教育	3	3	0	100.0%	4	3	1	100.0%
保健体育教育	8	7	0	87.5%	9	9	0	100.0%
技術教育	2	2	0	100.0%	3	3	0	100.0%
家政教育	2	1	0	50.0%	1	1	0	100.0%
英語教育	5	4	1	100.0%	2	2	0	100.0%
合 計	67	58	1	88.1%	75	72	1	97.3%
		平成2	23年度					
		_ 5 / -/-	亚芹00左连	「標準年限×	1			
専攻名	平成21年度入 学者	平成22年度修 了者	平成23年度 修了者	1.5」年内 修了率				

| ① 「標準修業年限×1.5」年内卒業(修了)率 = <u>(標準修業年限×1.5)年間に学位を取得した者の数</u> (標準修業年限×1.5)年前の入学者数(A)

(例)2年制修士課程についての平成22年度における「標準修業年限×1.5」年内卒業率

平成20年度入学者数75人 修了者(平成21年度72人、平成22年度1人) = (72+1) 75 = 97.3%

「標準修業年限×1.5」年内卒業率

学部の成績評価の分布 (学士課程): 平成 23 年度の成績評価の結果を【資料 6-1-7】に 示してある。合格者の割合 (秀、優、良、可、認定の合計) は教養科目が 92.8%、専門科 目が 94.9%で、履修者のほとんどが合格している。成績の内訳は、「優」の比率が最も高 く、「秀」と「優」を合わせると50%以上を占めている。

【資料 6-1-7】 学部 科目区分別成績評価一覧 (平成 23 年度、出典:学務係資料)

된 모 .C .C	評価の割合(%)										
科目区分	秀	優	良	可	認定	不可	再試	その他	(空白)	合計	
全科目	14.5	49	21.2	9.6	0	4.5	0	0.9	0.2	100	
教養科目等	14.1	38.3	26.3	14	0.1	6.9	0	0.3	0	100	
専門科目等	14.7	52.8	19.4	8	0	3.7	0	1	0.3	100	

修士課程の成績評価の分布:平成23年度の成績評価の結果を【資料6-1-8】に示してある。成績の内訳は「優」が最も多く、「秀」と「優」を合わせると90%以上を占めている。

【資料 6-1-8】修士課程 成績評価一覧 (平成 23 年度、出典:学務係資料)

評価	秀	優	良	可	不可	その他	合計
割合(%)	22.1%	70.5%	4.4%	1.6%	0.3%	1%	100%

教員免許の取得状況 (学士課程): 平成 23 年度の取得件数を【資料 6-1-9】に示してある。教員養成課程では 264 名が 809 件の免許を取得した。学生の中には卒業要件の 2 種類免許に加え、さらに異なる教科の免許を取得する学生もいるため、平均すると 3~4 種の免許を取得している。免許状取得が卒業要件ではないゼロ免課程でも、144 名の学生中 70 名の学生が 143 件の免許を取得した。

【資料 6-1-9】 種類別教員免許の取得件数(平成 23 年度、出典:学務係資料)

分 計	免許状種類		平成2	3年度
光計1人性	秩	教科	教員養成	ゼロ免
幼稚園教諭	一種		20	0
初性图叙訓	二種		13	0
小学校教諭	一種		229	0
小子仪叙訓	二種		28	0
	一種	国語	36	3
	二種		1	0
	一種	社会	41	4
	二種	11 五	4	0
	一種	数学	29	6
	二種	数于	10	0
	一種	理科	24	5
中学校教諭	二種	生 17	2	0
中子仪叙副	一種	音 楽	17	13
	一種	美術	16	4
	一種	保健体育	22	15
	二種	不进冲月	0	1
	一種	技 術	11	0
	一種	家 庭	17	0
	一種	英語	27	13
	二種	光	5	0

分 計件稀粉	免許状種類		平成23年度				
光計八性知	Ę	教科	教員養成	ゼロ免			
		国 語	32	5			
		地理歴史	29	4			
		公 民	15	0			
		数学	28	6			
		理 科	19	6			
		音 楽	16	13			
高等学校教諭	一種	美術	14	4			
		書 道	6	3			
		保健体育	21	17			
		家 庭	14	0			
		情 報	6	6			
		工業	7	0			
		英 語	28	15			
養護学校(特別 支援学校)教諭	一種		22	0			
合	計		809	143			
			計	952			

教員免許以外の資格取得状況 (学士課程):本学部で支援している各種資格の平成 23 年度の取得状況を【資料 6-1-10】に示す。ゼロ免課程では学芸員とスポーツ指導者が、教員養成課程では学校図書館司書が多い。

【資料 6-1-10】 資格取得状況(平成 23 年度、出典:学務係資料)

資格	平成23年度				
具作	ゼロ免	教員養成			
学芸員	18	6			
社会教育主事	5	1			
スポーツ指導者	21	4			
学校図書館司書	0	13			

(注1)学芸員と社会教育主事は実習申込書に記載された 取得希望者数

(注2)スポーツ指導者は(財)日本体育協会公認スポーツ 指導者養成講習会免除適応コース履修証明者数 (注3)学校図書館司書は単位取得者数

(注4)消費生活アドバイザー・消費生活専門相談員は認 定試験合格者数

教員免許の取得状況 (大学院課程): すでに一種教員免許状を取得している学生は、所定の単位を修得し、かつ本研究科を修了して修士の学位を取得することにより、専修免許状を受ける資格を取得できる。平成 23 年度に修了生が取得した専修免許は 85 件で、種類は【資料 6-1-11】に示してある。

【資料 6-1-11】 種類別専修教員免許状の取得件数 (平成 23 年度、出典:学務係資料)

免許状種類	教諭専修	教諭専修		教 中 諭 学 専 校					教 高 諭 等 専 学 修 校							小計								
教			国	社	数	理	音	美	保健	技	家	英	国	地理	公	数	理	音	美	書	保健	家	英	
科			語	会	学	科	楽	術	体 育	術	庭	語	語	歴史	民	学	科	楽	術	道	体 育	庭	語	
	1	13	2	4	3	6	5	5	4	1	1	3	2	4	1	3	6	5	6	1	5	1	3	85

平成 24 年度、大学院(教育学研究科・修士)の各専修に対し、「大学院生又は指導教員と大学院生が発表した学会発表件数及び作品数(主に美術)、発表回数(主に音楽)」について、過去 5 年間分(平成 19 年度修了~平成 23 年度修了)までの追跡調査を実施した。

【分析結果とその根拠理由】

学部において、ほとんどの学生が計画的に単位を修得しており、標準修了年限内に卒業 している。成績の内訳は、「優」の比率が最も高く、「秀」と「優」を合わせると 50%以上 を占めている。教員養成課程では 2 種類の教員免許の取得が卒業要件であるが、さらに異 なる教科の免許を取得する学生もおり、平均すると3~4種の免許状を取得している。免 許状取得が卒業要件ではないゼロ免課程の学生の免許取得件数も多い。ゼロ免課程を中心 に各種資格の取得を支援しており、学芸員やスポーツ指導者等の資格を取得する学生が多 い。これらのことより、教育の成果や効果は上がっていると判断できる。

大学院において、ほとんどの学生が計画的に単位を修得しており、標準年限内に修了している。成績の内訳は「優」が最も多く、「秀」と「優」を合わせると 90%以上を占めている。平成 23 年度の専修教員免許の取得は 85 件である。平成 19 年度から平成 23 年度までの 5 年間において、大学院生による学会等での研究発表数は 240 件である。論文数も 72 本、音楽の演奏会や美術の作品発表は 88 本である。これらのことから、教育の成果や効果は上がっていると判断できる。

観点 6-1-②【学士課程・大学院課程】 学習の達成度や満足度に関する学生からの意見聴 取の結果等から判断して、学習成果が上がっているか。

【観点に係る状況】

平成24年度に卒業予定者全員を対象として、『「大学生活・学習」に関するアンケート』を実施し(回答数315)、「学業の達成度について」を調査した。その中で「専門分野に関する知識・技術」については、「とても身についた」と「やや身についた」を合わせたプラス評価が74.6%であった。また、「チームワーク」(74.7%)「コミュニケーション能力」(69.8%)「幅広い教養と基礎学力」(68.2%)もプラス評価が高かった。

同様に、平成 24 年度に修了予定者全員を対象として、『「大学生活・学習」に関するアンケート』を実施し(回答数 42)、「学業の達成度について」を調査した。14 項目中 7 項目では、「とても身についた」と「やや身についた」を合わせたプラス評価が 80%であり、全体的に達成度が高かった。中でも「専門分野に関する知識・技術」についてはプラス評価が 90.5%となり、学生から専門分野に関する学業の達成度は高いと評価された。また、「コミュニケーション能力」(85.7%)「問題発見/分析/解決能力」(85.7%)「文章読解・表現能力」(85.7%) もプラス評価が高かった。

【分析結果とその根拠理由】

卒業予定者を対象とした学業の成果の達成度に関するアンケート調査の結果では、「専門分野に関する知識・技術」や「幅広い教養と基礎学力」という、主として正課の学習によって育成される能力への評価が高かった。加えて、「チームワーク」や「コミュニケーション能力」という社会で求められる能力への評価も高かった。これらのことより、教育の成果や効果は上がっていると判断できる。

また、修了予定者を対象とした学業の成果の達成度に関するアンケート調査の結果では、 全体的に達成度が高く、中でも「専門分野に関する知識・技術」は高く評価されていた。 これらのことからも、教育の成果や効果は上がっていると判断できる。

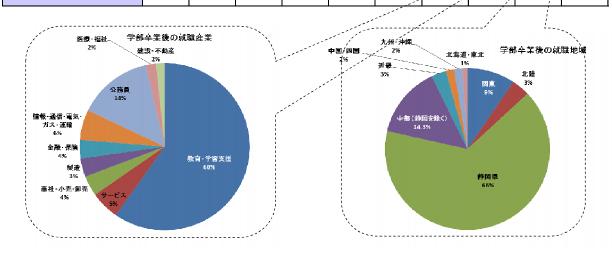
観点 6-2-①【学士課程・大学院課程】 就職や進学といった卒業(修了)後の進路の状況 等の実績から判断して、学習成果が上がっているか。

平成23年度の進路状況を【資料6-2-1】に示してある。全就職者に占める教員・教育従事者の比率は43.4%(大学院進学者を除き、教員養成課程に限定すると68.3%)であり、塾や予備校などの学習支援も含めると60%以上が教育に関連した職業に就いている。教育関連産業以外は多種多様であり、幅広い分野に人材を提供している。就業地は静岡県内が66%、次いで静岡県を除く中部地方、関東地方の順である。進学者は12%である。

平成 19~23 年度の修了生の進路状況を【資料 6-2-2】に示してある。平成 23 年度の全就職者に占める教員・教育従事者の割合は 68.3%である。就業地は静岡県内が 75%、次いで関東地方、静岡県を除く中部地方の順であり、静岡県内に教員として就職する修了生が多い。

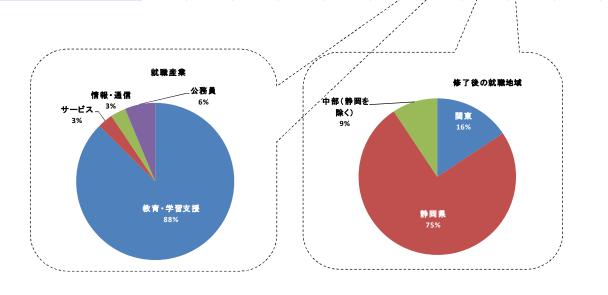
平成20年度 平成19年度 平成21年度 平成22年度 平成23度 実数 実数 割合(%) 実数 割合(%) 実数 割合(%) 実数 割合(%) 教員·教育従事者 148 37.1 152 37.0 156 39.5 169 44.0 177 43.4 就職 公務員・主な一般企業 163 41.0 169 130 32.9 34.6 131 32.1 49 進学 10.3 13.4 44 40 10.4 12.0 41 55 11.1 -11.0-1 その他 46 11.6 8.5 65 16.5 ⁄51 12.5 384 合 計 398 100.0 411 100.0 395 100.0 100.0 408 100.0

【資料 6-2-1】教育学部卒業後の進路状況 (出典:学務係資料)



		T 4.	- 	- D 		T 4.0			a a rtr		
		平成1	平成19年度		平成20年度		平成21年度		22度	平成23度	
		実数	割合(%)	実数	割合(%)	実数	割合(%)	実数	割合(%)	実数	割合(%)
就職	教員·教育従事者	40	51.3	35	52.2	55	70.5	28	59.6	28	68.3
松	公務員・主な一般企業	22	28.2	8	12.0	5	6.4	9	ر مرر 19.1	4	9.8
	進学	5	6.4	1	1.5	5	6.4	2	4.3	3	7.3
	その他	11	14.1	23	34.3	13	16.7	.8-1.01	17,0	6	14.6
合 計		78	100.0	67	100.0	78	100.0	.47	100.0	41	100.0

【資料 6-2-2】修士課程修了後の進路状況 (出典:学務係資料)



【分析結果とその根拠理由】

教育の目的で意図している養成しようとしている人物像等について、学生の進路状況から判断すると、平成 23 年度卒業生の全就職者に占める教員・教育従事者の比率は 43.4% (大学院進学者を除き、教員養成課程に限定すると 68.3%) で、塾や予備校などの学習支援も含めると 60%以上が教育に関連した職業に就いていることから、「豊かな人間性と幅広い教養を基礎とする実践的指導力を備えた教育従事者」の育成は、概ね達成できていると判断できる。さらに、教育関連産業以外に就職した卒業生も、その就職先は多種多様であり、幅広い分野に人材を提供していることから、「社会教育・企業内教育等の分野で活躍することのできる広い視野と多彩な技能・技術を有する人材」や「今日的かつ学際的な専門性を持ち、幅広い職種・分野の第一線で指導的役割を果たしうる人材」の育成も、概ね達成できていると判断できる。これらのことから、本学部の教育の成果や効果は上がっていると評価できる。

また、教育の目的で意図している養成しようとしている人物像等について、平成 23 年度の修了生の進路状況から判断すると、全就職者に占める教員・教育従事者の比率は現職教員の復職を含めると 68.3%と高い水準にある。さらに、一般学生の半数以上も教職に就いていることから、「教育に関する高度な専門的力量と見識を備えた学校教員及び教育事業従事者」の育成は、概ね達成できていると判断できる。これらのことから、本研究科の教育の成果や効果は、上がっていると評価できる。

観点 6-2-②【学士課程・大学院課程】 卒業(修了)生や、就職先等の関係者からの意見 聴取の結果から判断して、学習成果が上がっているか。

【観点に係る状況】

平成24年度に、『静岡大学に関するアンケート調査』を実施した。調査対象は卒業3年目の卒業生全員、過去5年間に2名以上の卒業生・修了生を受け入れた教育機関(静岡県内の小・中学校長宛)及び一般企業、教育機関の回答数37、一般企業の回答数68)、4年生の保護者全員、過去3年間に志願数6人以上の高等学校、回答数254)である。卒業生からの評価、就職先等からの評価として教育機関と一般企業からの評価を以下に示してある。

卒業生からの評価:卒業生に「学生生活を通じて身につけることができたと思う能力」をたずねところ、「とても身についた」と「やや身についた」を合わせたプラス評価が高かったのは、「チームワーク」(86.5%)「専門分野に関する知識・技術」(85.4%)「コミュニケーション能力」(84.2%)であった。一方、「英語の能力」(20.3%)「初修外国語の基礎知識」(24.7%)の習得度は低く、ともに「全く習得できなかった」の割合が高かった。さらに、「国際的視野」(37.1%) もそれほど身につかなかったことが分かる。

さらに、「静岡大学で学んだことや経験が役に立っていると感じること」をたずねたところ、13項目中9項目で「十分役に立っている」と「ある程度役に立っている」を合わせたプラス評価が50%以上である一方、習得度と同様に「初修外国語の基礎知識」で「全く役に立っていない」の割合が最も高かった。

同様に修了生においても、『静岡大学に関するアンケート調査』を実施した。調査対象は修了3年目と5年目の修了生全員、過去5年間に2名以上の卒業生・修了生を受け入れた教育機関(静岡県内の小・中学校長宛)及び一般企業である。修了生からの評価、就職先等からの評価として教育機関と一般企業からの評価を以下に示してある。

修了生からの評価:修了生に「学生生活を通じて身につけることができた思う能力」を たずねたところ、「とても身についた」と「やや身についた」を合わせたプラス評価が高か ったのは、「専門分野に関する知識・技術」(94.7%)「幅広い教養と基礎学力」(92.1%) 「コミュニケーション能力」(92.1%)であった。一方で「英語の能力」は最も低く、「全 く身につかなかった」が 31.6%、「あまり身につかなかった」が 42.1%と、身につかなか ったことが窺える。同様に「国際的視野」も低く、「全く身につかなかった」が 18.4%、「あ まり身につかなかった」が 50.0%を占める。

さらに、「静岡大学で学んだことや経験が役に立っていると感じること」をたずねたところ、14 項目中 11 項目で「十分役に立っている」と「ある程度役に立っている」を合わせたプラス評価が 60%以上である一方、習得度と同様に「英語の能力」で、「あまり役に立っていない」が 42.1%、「全く役に立っていない」が 18.4%と、その割合が最も高かった。

卒業生に対する教育機関からの評価:卒業生を採用した勤務校が「職務を遂行していく中で重要と思われる能力」について「非常に重要である」と回答した割合の高いものは、「チームワーク」(94.6%)「コミュニケーション能力」(81.1%)「市民としての見識」(51.4%)「専門分野に関する知識・技術」(48.6%)「課題発見/分析/解決能力」(48.6%)の順であった。一方、卒業生の「職務を遂行する中で重要であると思われる能力の習得度」をたずねたところ、「十分習得していた」と「ある程度は習得していた」を合わせたプラス評価が高いのは、「チームワーク」(86.5%)「幅広い教養と基礎学力」(86.5%)「コミュニケーション能力」(83.8%)の順であった。

さらに、教職に特化した内容として「学校教育などに関する能力の習得度」をたずねたところ、「教員としての使命感及び熱意」は、「十分習得していた」と「ある程度は習得していた」を合わせたプラス評価が83.8%と、最も高い。同様に、「学習指導の能力」「子どもを理解する能力」もプラス評価が6割、7割を占める。教職に関する能力や資質の育成は概ね達成されていると評価された。

勤務校の卒業生に対する「**総合的な満足度」**は、「非常に満足」は 18.9%、「概ね満足」 が 59.5%と、プラス評価が 78.4%であった。

アンケート調査に加えて、静岡県内の教員採用人事を所轄している静岡県教育委員会に聴き取り調査を行ったところ、「学部等の教育の成果や効果があがっているか。」の間に対して、教育委員会からは「学校現場は経験によって力が発揮されるところが多分にある。学部の教育の成果が出ているかと言えば分からない。ただ、教員としての基礎的な力が身についているからこそ、その資質が伸びていると思われる。」との回答が寄せられた。

修了生に対する教育機関からの評価:修了生を採用した勤務校が「職務を遂行していく中で重要と思われる能力」について「非常に重要である」と回答した割合の高いものは、「専門分野に関する知識・技術」(80.0%)「コミュニケーション能力」(80.0%)「チームワーク」(70.0%)である。一方、修了生の「職務を遂行する中で重要であると思われる能力の習得度」についてたずねたところ、「十分習得していた」と「ある程度は習得していた」を合わせたプラス評価が高いのは、「専門分野に関する知識・技術」(80.0%)「幅広い教養と基礎学力」(80%)「コミュニケーション能力」(80.0%)などであった。

さらに、教職に特化した内容として「学校教育などに関する能力の習得度」をたずねたところ、「教員としての使命感及び熱意」は、「十分習得していた」と「ある程度は習得していた」を合わせたプラス評価が80.0%と、最も高い。「学習指導の能力」「子どもを理解する能力」もプラス評価が教職に関する能力や資質の育成は概ね達成されていると評価された。

勤務校の卒業生に対する「**総合的な満足度」**は、「非常に満足」は 20%、「概ね満足」が 50%と、プラス評価が 70%であった。

卒業生に対する一般企業からの評価:卒業生を採用した企業が「職務を遂行する中で重要と思われる能力」について「非常に重要である」と回答した割合が高いものは、「コミュニケーション能力」(77.9%)「チームワーク」(69.1%)「問題発見/分析/解決能力」

(45.6%)の順であった。一方、卒業生の「職務を遂行する中で重要であると思われる能力の習得度」をたずねたところ「十分習得していた」と「ある程度は習得していた」を合わせたプラス評価が高いのは、「幅広い教養と基礎学力」(88.2%)「チームワーク」(86.8%)「コミュニケーション能力」(85.3%)であった。

採用企業の卒業生に対する「**総合的な満足度」**は、「非常に満足」が23.5%、「概ね満足」が70.6%と、プラス評価が94.1%と高いことが分かる。

アンケート調査に加えて、静岡県内の企業1社に聴き取り調査を行った。「学部等の教育の成果や効果があがっているか。」の問に対して、N企業からは「教育関係において教材を多く扱っており、教育学部出身の方は、発想力やコミュニケーション力もあり、その成果は表れていると感じる。」との回答が寄せられた。

修了生に対する一般企業からの評価:回答数が4件と少ないため正確な分析は困難であるが、修了生を採用した一般企業が「職務を遂行する中で重要と思われる能力」について、全社が「非常に重要である」と回答したのは、「課題発見/分析/解決能力」「コミュニケーション能力」「チームワーク」であった。一方、修了生の「職務を遂行する中で重要であると思われる能力の習得度」をたずねたところ、「コミュニケーション能力」と「チームワーク」については「十分習得していた」とのプラス評価であった。

採用企業の修了生に対する「**総合的な満足度**」では、「非常に満足」が 50%、「概ねや満足」が 50%のプラス評価であった。

【分析結果とその根拠理由】

卒業生を対象としたアンケート調査では、「チームワーク」「専門分野に関する知識・技術」「コミュニケーション能力」に関する習得度が高いと評価された。これらの能力は、卒業生を採用した教育機関と一般企業のアンケート調査においても、業務遂行における重要度が比較的高いとされた。また、卒業生に対する「総合的な満足度」のプラス評価は教育機関が 78.4%、一般企業が 94.1%で、いずれも高かった。これらの結果から、本学部の教育の成果や効果は上がっていると判断できる。

修了生を対象としたアンケート調査では、「専門分野に関する知識・技術」や「幅広い教養と基礎学力」に関する習得度が高いと評価された。これらの能力は、修了生を採用した教育機関へのアンケート調査においても、業務遂行における重要度が比較的高いとされた。また、修了生に対する「総合的な満足度」のプラス評価は教育機関が70%、一般企業は100%で、いずれも高かった。数としては少ないが、これらの結果から、本研究科の教育の成果や効果は、概ね上がっていると判断できる。

(2)優れた点及び改善を要する点

学部において、過去5年間、90%以上の学生が標準修了年限内に卒業しており、免許・ 資格の取得件数も多い。全就職者に占める教員・教育従事者の比率が高く、学習支援も含 めると、半数以上が教育関連の職業に就いている。卒業生は「チームワーク」「専門分野に 関する知識・技術」「コミュニケーション能力」の習得度が高く、これらは卒業生の就職先 からも比較的重要度が高いとされた能力である。また卒業生の就職先からは、総合的な満足度に対してプラス評価が得られている。一方で、「英語の能力」や「初修外国語の基礎知識」の習得度及び役立ち度が低いことから、外国語教育の見直しや改善が求められる。

大学院において、過去5年間、96%以上の学生が標準修了年限内に卒業しており、免許取得件数も多い。全就職者に占める教員・教育従事者の比率が高く、学習支援も含めると半数以上が教育関連の職業に就いている。修了生の「専門分野に関する知識・技術」「幅広い教養と基礎学力」「コミュニケーション能力」の習得度が高く、これらは卒業生が就職した教育機関からも比較的重要度が高いとされた能力である。また修了生の就職先からは、総合的な満足度に対して概ねプラス評価が得られている。一方で、「英語の能力」や「国際的視野」の習得度及び役立ち度が低いことから、英語を含めた国際理解教育の見直しや改善が求められる。

進路状況において、平成23年度卒業生の全就職者に占める教員・教育従事者の比率は43.4%(大学院進学者を除き、教員養成課程に限定すると68.3%)であり、さらに比率を上げるための工夫が必要である。卒業生や就職先からの意見聴取を定期的に行い、学部の教育に反映するシステムを構築する必要がある。

また、教育の目的で意図している養成しようとしている人物像等について、平成23年度の修了生の進路状況から判断すると、全就職者に占める教員・教育従事者の割合は68.3%と高い水準にある。さらに採用率を上げるための工夫が必要である。修了生を採用した教育機関から、数としては少ないが、修了生に対する総合的な満足度について10%のマイナス評価があった。マイナス評価を受けた要因を明らかにすることにより、改善を図る必要がある。また、修了生や就職先からの意見聴取を定期的に行い、研究科の教育に反映するシステムを構築する必要がある。

基準7 施設・設備及び学生支援

(1) 観点ごとの分析

観点 7-1-①【学士課程・大学院課程】 教育研究活動を展開する上で必要な施設・設備が 整備され、有効に活用されているか。

【観点に係る状況】

B216

60

S.AV.L

本学部はA~Gの7棟において、研究室、実験室、実習室、演習室を設置している。こ れらのうち、主に学部生を対象とした授業で共用する講義室と演習室は【資料 7-1-1】の とおりである。講義室にはスクリーンを備え、約半数の部屋には AV 設備と情報コンセント を設置している。これらの部屋の利用率は、平均5割である。

本学部・研究科の各専攻・専修に属する教室には、実験室、実習室、演習室(主にゼミ など少人数授業用)のほか、特定用途のものとして電算機教室、製図室、アトリエやピア ノ個人練習室等がある。自然観察実習地は学部共用で、栽培のほか理科の観察・実習に使 用している。運動場や体育館は静岡キャンパス共用で、種目に応じた種類が設置されてい る。

部屋NO	定員	設備	授業数	数/週	部屋NO	定員	設備	授業数	数/週
即度NO	止 貝	記入1/用	前期	後期	即度NO	.	記文1/用	前期	後期
B109	60	S,AV	10	10	B217	60	S,AV,L	15	16
B110	150	S,AV,M,L	9	13	B218	150	S,AV,L	13	14
B111	150	S,AV,M	13	11	C309	80	S,AV	6	9
B204	40	S,AV	6	4	G001	90	S,AV,M,L	10	15
B205	40	S,AV	5	4	G104	180	S,AV,M,L	12	8
B206	40	S,AV	5	5	G201	60	S,AV,M,L	15	10
B207	40	S,AV	7	2	G202	60	S,AV	13	12
B208	40	S,AV	11	7	G204	150	S,AV,M,L	9	11
B212	99	S,AV,M,L	8	18	A601	45	書道	9	12
B214	60	S,AV,L	16	16	D308		IT	11	5
B215	60	S,AV,L	17	18	E201	90	音楽	13	11

14

【資料 7-1-1】教育学部教室使用状況(平成 24 年度、出典:学務係資料)

18 S: スクリーン、AV: VHS、DVD、映写装置など、M: マイク、L: 情報コンセント

学生用として学生控室やサークル用施設を用意しているほか、講義棟の空きスペース3 箇所に会議用テーブル4卓と長椅子9脚(3箇所の合計)を置き、このうち1箇所には情 報コンセントを設置して、情報ネットワーク利用の便宜を図っている。図書は附属図書館 本館で管理している。専攻・専修が設置している図書室や資料室、あるいは研究室配備の 図書もあるが、登録された図書類は本館で一元管理している。

校舎のバリアフリー化を目指すものとして、障害者対応のトイレ2カ所とスロープがあ

本学部の教育研究に必要な教室や施設は揃っているが、『「大学生活・学習」に関するア ンケート』で、施設・設備についての要望の中で、学部生からはインターネット接続の環 境をより進めて欲しいことや自習するスペースを増やしてほしいといった意見があった。

また、大学院生からは、研究に必要な道具や整備の充実、バリアフリーへの配慮などの 意見があった。

【分析結果とその根拠理由】

施設・設備は教育研究の目的に応じて、基本的には必要な整備と有効活用がなされ、バリアフリー化についても配慮されているが、多くの学部生が満足する水準には至っていない。アンケート調査の結果、学部生と大学院生ともにさらなる改善を求めていることから、講義室・実験室の整備、自習スペースやラウンジの整備、施設のバリアフリー化等のハード面及び情報処理・IT関係では主にハード面と運用面で、一層の改善を要する。

観点 7-1-②【学士課程・大学院課程】 教育研究活動を展開する上で必要な I C T 環境が 整備され、有効に活用されているか。

【観点に係る状況】

情報ネットワークは全学的に整備され、全教職員・学生に広く利用されている。本学部ではネットワーク管理委員会が中心となって、ネットワーク利用環境の整備を行っている。有線/無線 LAN ケーブルは学部全体に行き渡り、授業において、講義室の大半で利用できる環境が整っている。また、全講義室にプロジェクター、マイク、スピーカーが設備されており、教員が講義で適切に利用できる環境が整っている。小中高等学校で導入されているのと同等の電子黒板やタブレット端末を導入し、学部や大学院の ICT をいかに活用するかについての授業で活用している。

【分析結果とその根拠理由】

本学部では、ネットワーク管理委員会が中心となり、学部の事情に適した整備・運営を行っている。学生の利便性にも配慮し、講義室・教室(B110、B212、B215、C309、D308、G104、G204、L301)や渡り廊下(B棟と C棟)に無線 LAN が設置されており、教育研究活動において有効に利用されている。G103 と L101(教職支援室)に電子黒板を、L101にタブレット端末が 20 台配置されており、教育研究活動において有効に利用されている。また、現在の小中高等学校における ICT 環境の状況を鑑み、適切に学校教育で活用・指導できるよう、電子黒板、実物投影機及びタブレット PC を教員・学生が気軽に利用出来る体制が整っている。

観点 7-1-③【学士課程・大学院課程】 自主的学習環境が十分に整備され、効果的に利用されているか。

【観点に係る状況】

本学部の建物内には学生用として学生控室やサークル用施設を用意しているほか、講義棟の空きスペース3箇所に会議用テーブル4卓と長椅子9脚(3箇所の合計)を置き、このうち1箇所には情報コンセントを設置して、情報ネットワーク利用の便宜を図っている。また、平成25年度からの教職支援室の運用に向けて、平成24年度、学部内に教職支援室準備委員会を設け、施設・設備WG、図書・物品WG、運営・活動WG、人事・予算WGとい

った検討グループをつくり、議論を重ねながら教職支援準備室の方向性が決まり、平成 25 年 3 月に整備が完了した。

【分析結果とその根拠理由】

自主的学習環境となるフリースペースの基本的な考え方として、学生が幅広く授業実践に関する交流や情報交換を行う場となり、各教科の教材、教科書・指導書、学習指導要領などの書籍、教職関連の月刊誌などを置くこととなる。また、この施設には電子黒板とパソコン、プレゼンテーション用の液晶プロジェクターなども備える予定である。

観点 7-2-①【学士課程・大学院課程】 授業科目、専門、専攻の選択の際のガイダンスが 適切に実施されているか。

【観点に係る状況】

教育課程や履修手続きに関するガイダンスの詳細は、各委員会で検討し決定している。ガイダンスは、年度当初に学年及び新入生ごとに、ほぼ1日をかけて実施している。教務・入試委員会は授業時間割と授業科目等に関する内容を、学生・キャリアサポート委員会は学生生活と就職に関する内容を、教育実習委員会は教育実習に関する内容を、介護等体験実施委員会は介護体験実習に関する内容を担当している。また、教員免許の取得方法に関するガイダンスは、該当する教室から担当教員を出して、学生からの相談に応じる相談会を開催している。さらに、各教室は各専攻・専修に関するガイダンスにおいて、学生プロフィールの作成、日常生活の諸注意、各学年の専門授業、取得できる資格、研究室について等きめ細やかな指導を行っている。

【分析結果とその根拠理由】

本学部のカリキュラムは課程及び専攻・専修ごとに編成が異なり、さらに取得を希望する教員免許や資格の種類に応じて変化する為、複雑化している。専攻等別ガイダンスにおいて、各教室は履修単位や免許の取得に間違いや遺漏が生じないようにする為、きめ細やかな指導を行っている。また、年度当初に組織的なガイダンスや相談会を実施するほか、学務係の窓口で常時相談に応じるなど、適切な指導を実施している。

観点 7-2-②【学士課程・大学院課程】 学習支援に関する学生のニーズが適切に把握されており、学習相談、助言、支援が適切に行われているか。

また、特別な支援を行うことが必要と考えられる学生への学習支援を適切に行うことのできる状況にあり、必要に応じて学習支援が行われているか。

【観点に係る状況】

この教職支援室には相談員を配置し、学生の就職支援及びアドバイス、学生・卒業生に対する教育相談、教員養成に関るイベント等の企画などを行う。模擬授業などができる教室スペース、また相談室及び自主的学習の場となるフリースペースを設けている。

【分析結果とその根拠理由】

学生が幅広く授業実践に関する交流、情報交換を行えるよう支援体制を強化するため教職支援室を設置した。同窓会と連携して学生の就職に関する相談や卒業後間もない若い教員の様々な相談に応じるための窓口ともなる

観点 7-2-③【学士課程・大学院課程】 学生の部活動や自治会活動等の課外活動が円滑に 行われるよう支援が適切に行われているか。

【観点に係る状況】

本学では公認の文化系サークル 42 団体と、運動部 62 団体及びボランティア系サークル 10 団体が活動している。本学部生も多くの学生が自己の可能性を求め、健全な心身の育成をめざし活動している。しかし、活動している本学部生は、大学の課外活動への支援は行われていないと考えている学生が最も多く、改善を求めている学生も多い。改善の要望はウエイトトレーニング場の改善、野球場等の運動施設の改善である。大学の課外活動に関する経費は年間約 700 万円の予算であり、適切な支援は出来ない予算額である。

【分析結果とその根拠理由】

課外活動に関する支援は、大学と学生団体が懇談会を持つことによりニーズを把握しながら平等に行われている。しかしながら、大学からの課外活動に関する経費があまりにも少ないことから、適切な支援を行うことは難しい。

観点 7-2-④【学士課程・大学院課程】 生活支援等に関する学生のニーズが適切に把握されており、生活、健康、就職等進路、各種ハラスメント等に関する相談・助言体制が整備され、適切に行われているか。また、特別な支援を行うことが必要と考えられる学生への生活支援等を適切に行うことのできる状況にあり、必要に応じて生活支援等が行われているか。

【観点に係る状況】

学生の学習環境や学生生活に関する相談については、学内に「何でも相談窓口」、「学生相談室」を設けて対応している。本専攻の所在地である静岡キャンパスの「学生相談室」には、相談員として学内の教員5名と、非常勤のカウンセラー2名を配置している。相談方法も、直接の面談に加え、電話相談にも応じている。

また、学生のメンタルヘルス支援システムについては、静岡大学保健センターを中心に 対応に当たっている。精神科医1名とカウンセラー1名が学生へのカウンセリングを行う。 利用方法は、静岡大学保健センターホームページにおいて公開されている。

学生へのハラスメント防止対策としては、入学直後の新入生ガイダンスで、教育学部の ハラスメント防止委員会によるガイダンスの時間を設けている。大学としては「静岡大学 におけるハラスメントの防止等に関する規程」を定め、健全で快適な教育研究環境を整備

し維持することを努力している。相談体制としては、先述の「何でも相談窓口」、「学生相 談室」に加え、静岡キャンパス内の教職員 15 名のハラスメント相談員を配置して対応して いる。全学組織のハラスメント防止対策委員会により、ハラスメント啓発リーフレットが 作成されている。こうした情報については、静岡大学のホームページに公開されており、 広く周知を図っている。

キャリア支援の体制については、学内に就職資料情報室を設け、6名のキャリアカウン セラーを配置して対応している。また、教育学部には学生・就職委員会が存在し、当委員 会が教員志望者に向けての様々なサポート (例:学部4年生と修士1・2年生を対象とし た、同窓会講師による直前模擬面接指導)を行っている。

以上のような全学的あるいは部局段階の学生支援システムが確立していることに加え、 本学部では4月の入学時点でガイダンス資料を配布し、教務関係の事項や学校における実 習、本学部での生活上の注意事項などに関する説明を行っている。

【分析結果とその根拠理由】

学生が在学期間中に本学部の課程の履修に専念できるよう、静岡大学として、教育学部・ 教育学研究科として、各種相談・支援体制を構築し、それを広く学生に周知してきている。

観点 7-2-⑤【学士課程・大学院課程】 学生に対する経済面の援助が適切に行われている か。

【観点に係る状況】

本大学の学部生、大学院生への経済的支援に関しては、日本学生支援機構奨学金その他 の制度による奨学金並びに入学料、授業料の免除及び徴収猶予の制度によっている。これ らの制度を学部生、大学院生に周知をはかるべく、静岡大学ホームページ上に情報を掲載 している。

授業料免除及び徴収猶予の制度については、「静岡大学授業料免除及び徴収猶予の取扱 いに関する規則」を定め、授業料と入学料のいずれについても、全学免除か半額免除、支 払いの猶予が可能となっている。こうした情報についても、静岡大学ホームページ、掲示 物、印刷物、学生便覧の媒体を活用し、周知を行っている。過去5年間、授業料免除の適 用を受けている学部生・大学院生を【資料 7-2-2】及び【資料 7-2-3】に示してある。

また、学部生、大学院生に関して、平成 19 年度から平成 23 年度までの日本学生支援機 構奨学金の貸与状況については【資料 7-2-4】及び【資料 7-2-5】のとおりである。

【資料 /-2-2】授業料免除の美施状況(字部生)(出典:字務係資料)												
		平成19年度		平成2	0年度	平成2	1年度	平成2	2年度	平成23年度		
		前期	後期	前期	後期	前期	後期	前期	後期	前期	後期	
	学生数	1688	1683	1688	1684	1679	1672	1684	1677	1703	1699	
	出願者	137	149	131	139	160	163	168	183	199	211	
	出願率	8.12	8.85	7.76	8.25	9.53	9.75	9.98	10.91	11.69	12.42	
	全額免除	37	29	25	15	18	11	28	9	68	50	
	半額免除	89	109	94	110	120	140	123	161	110	150	
	不許可	10	11	12	14	22	12	17	13	17	11	
	辞退	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	

【資料 7-2-3】授業料免除の実施状況 (大学院生) (出典:学務係資料)

	平成19年度		平成20年度		平成2	1年度	平成2	2年度	平成2	3年度
	前期	後期	前期	後期	前期	後期	前期	後期	前期	後期
学生数	156	156	152	149	157	155	137	137	126	126
出願者	29	27	26	25	32	26	27	22	25	21
出願率	18.6	17.3	17.1	16.8	20.4	16.8	19.7	16.1	19.8	16.7
全額免除	6	5	5	4	1	0	2	1	5	2
半額免除	22	21	16	21	25	24	17	20	15	16
不許可	1	1	5	2	6	2	8	1	5	3
辞退	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0

【資料 7-2-4】奨学金貸与の状況(学部生)(出典:学務係資料)

		平成19年度	平成20年度	平成21年度	平成22年度	平成23年度
- 	学生数(人)	1688	1688	1679	1684	1703
日本学生 支援機構	第一種(人)	281	284	288	277	263
	第二種(人)	272	299	355	332	362
その他(人)		8	6	11	17	16
合計(人)		561	589	654	626	641

注1) 第一種:無利子で貸与(月額30,000円、自宅通学月額45,000円、自宅外通学月額51,000円)

注2) 第二種: 有利子で貸与(月額30,000円・50,000円・80,000円・100,000円・120,000円の中から選択)

注3) その他: 地方公共団体・教育委員会・民間企業・財団が運営している奨学金

【資料 7-2-5】奨学金貸与の状況(大学院生)(出典:学務係資料)

		平成19年度	平成20年度	平成21年度	平成22年度	平成23年度
	学生数	156	152	157	137	126
日本学生	第一種	34	30	46	44	30
∠ 1,∞1,∞1 11	第二種	10	10	17	8	4
その他		0	0	0	0	0
4	計	44	40	63	52	34

注1)第一種:無利子で貸与(月額50,000円または88,000円)

注2) 第二種: 有利子で貸与(月額50,000円・80,000円・100,000円・130,000円・150,000円の中から選択)

注3) その他: 地方公共団体・教育委員会・民間企業・財団が運営している奨学金

【分析結果とその根拠理由】

学生への経済的支援については、入学料と授業料の支払い猶予及び全学・半額免除という条件整備を行ってきている。奨学金についても日本学生支援機構奨学金をはじめとした既存の制度を学生に効果的に活用してもらうべく広報や対応等を実施していることから、本基準を十分に達成していると判断する。

(2)優れた点及び改善を要する点

多くの講義室は AV や LAN の装備を有し、その他の教室類や授業・研究を行うための施設類を合わせて、全体として教育研究組織の運営及び教育課程の実現に必要な種類と数が揃っている。

本学部として教室等施設の種類と数には不足はないものの、講義室・実験室の整備、自習スペースやラウンジの整備面では不十分な部分もある。そこで、平成25年度から教育学部 L 棟 1 階に教職支援室が開かれる。自主的学習環境となるフリースペースを設け、学生が幅広く授業実践に関する交流や情報交換を行う場となる。各教科の教材、教科書・指導書、学習指導要領などの書籍、教職関連の月刊誌などを置くこととなり、また、この施設には電子黒板とパソコン、プレゼンテーション用の液晶プロジェクタとスクリーンなども備える予定である。

基準8 内部質保証システム

(1) 観点ごとの分析

観点 8-1-①【学士課程・大学院課程】 教育の取組状況や大学の教育を通じて学生が身に 付けた学習成果について、教育の目的等と照らした自己点検・評価を実施し、 教育の質を保証するとともに、教育の質の改善・向上を図るための体制が整 備され、機能しているか。

> なお、自己点検・評価は、在学生、卒業(修了)生、就職先等への意見聴 取等を踏まえ実施しているか。

【観点に係る状況】

教育に関する活動実態を把握する組織として、教務・入試委員会を中心に、教育実習委員会、介護等体験実施委員会、教職入門実施委員会、教育学部博物館実習委員会がある。 これらの委員会と学務係が連携し、卒業・留年や単位認定、留学、教育実習、介護等体験 実習、教員免許・各種資格取得、進路等に関するデータを収集し、資料を作成して蓄積し ている。卒業研究は指導教員が保管している。

全学 FD 委員会が所掌する授業アンケートを、1学期に1回実施している。アンケートの統計処理結果である『授業カルテ』と学生の自由記述欄のコピーを教員に返却し、教員は報告書(『アンケート結果に応えて』)を作成して、学生に回答する体制を取っている。報告書は Web 上(学内限定)でも公開している。

平成24年度に全学評価会議が中心となり、学部生、大学院生を対象として『「大学生活・学習」に関するアンケート』を実施し、「教育」「学習支援」「生活支援」「進路支援」「教職員との相談体制」に関する総合的な満足度を調査した。その結果、本学部は「教育」と「学習支援」に関する総合的な満足度が、大学全体の平均よりも上回っている項目がいくつかある。

【分析結果とその根拠理由】

教務・入試委員会を中心とし、それぞれの委員会と学務係が連携して教育の状況について把握できるデータや資料を適切に収集し、蓄積している。

また、全学及び学部のFD委員会、全学評価会議を中心として、授業アンケートや『「大学生活・学習」に関するアンケート』の実施に加え、FD討論会や学長懇談会の開催、オピニオン・ボックスの設置等を行っている。授業アンケートの結果、平均値は年度を追うごとに上昇しており、定期的な授業評価の実施と、評価結果に基づく教員の自己点検・評価が適切に機能している。『「大学生活・学習」に関するアンケート』の調査結果より、改善が必要な事項については実施時期を明記した「改善計画書」を作成して対応している。

観点 8-1-②【学士課程・大学院課程】 自己点検・評価の結果について、外部者(当該大学の教職員以外の者)による検証が実施されているか。

また、自己点検・評価及び外部者による検証結果に対し、教育の質の向上、 改善のための取組が行われ、教育課程の見直し等の具体的かつ継続的な方策 が講じられているか。

【観点に係る状況】

平成 24 年度に卒業 3 年目の卒業生全員(回答数 89)、過去 5 年間に 2 名以上の卒業生・修了生を受け入れた教育機関(回答数 37)と一般企業(回答数 68)を対象として、『静岡大学に関するアンケート調査』を実施した。

同様に、平成24年度に修了3年目と5年目の修了生全員(回答数38)、過去5年間に2 名以上の卒業生・修了生を受け入れた教育機関(回答数10)と一般企業(回答数2)を対象として、『静岡大学に関するアンケート調査』を実施した。

また、教育の質の向上・改善のための取組として、教務・入試委員会と FD 委員会を中心に、全教員にシラバスの作成を義務付け、授業期間中に学生による授業評価を実施し、授業終了後に教員から授業評価に対する報告書を提出させている。

教育課程の見直しについては、社会的要請と学生や学外者からの意見や評価等を踏まえ、 各専攻・専修、講座・教室代表者会、教務・入試委員会、教員養成カリキュラム委員会等 が連携し、継続的に行っている。

【分析結果とその根拠理由】

学外者からの意見の反映については、全学評価会議が中心となり、卒業生や卒業生を受け入れた就職先から本学部の教育状況に対する意見や評価を得て、それらを学部の業務改善や自己点検・評価に反映させる体制を整備している。

また、教育の状況に関する評価結果を Web 上(学内限定)で公表し、大学関係者にフィードバックしている。教育課程の見直しや教員組織の構成については、学生や学外者の意見や評価を踏まえ、教務・入試委員会や教授会で継続して検討する体制にある。全学評価会議が中心となり、大学生活・学習に関する自己点検・評価に関する循環システムを立ち上げ、全学的な改善を推進している。

観点 8-1-③【学士課程・大学院課程】 学部・研究科等の構成員(学生及び教職員)の意 見の聴取が行われており、教育の質の改善・向上に向けて具体的かつ継続的 に適切な形で活かされているか。

【観点に係る状況】

教育の質の向上・改善のための取組として、教務・入試委員会と FD 委員会を中心に、 全教員にシラバスの作成を義務付け、授業期間中に学生による授業評価を実施し、授業終 了後に教員から授業評価に対する報告書を提出させている。

教育課程の見直しについては、社会的要請と学生や学外者からの意見や評価等を踏まえ、 各専攻・専修、講座・教室代表者会、教務・入試委員会、教員養成カリキュラム委員会等 が連携し、継続的に行っている。

また、教員は授業アンケートの結果に基づき、報告書(『アンケート結果に応えて』)を 作成して提出するとともに、評価の対象となっている発声、板書、教材の使用法、テーマ 設定、時間の厳守、授業の進度、学生の反応の確認、公平性、質問・相談への対応、学習 環境の適正化、シラバスの内容の反映、難易度等について、さらなる改善に向けて継続的 に努力している。

【分析結果とその根拠理由】

教育の状況に関する評価結果をWeb上(学内限定)で公表し、大学関係者にフィードバックしている。教育課程の見直しや教員組織の構成については、学生や学外者の意見や評価を踏まえ、教務・入試委員会や教授会で継続して検討する体制にある。全学評価会議が中心となり、大学生活・学習に関する自己点検・評価に関する循環システムを立ち上げ、全学的な改善を推進している。

また、教員はシラバスの作成に始まり、授業アンケートの結果に対する報告書の提出、評価結果に基づく改善の実施という一連のシステムにおいて、教育の質の向上を図る努力をしている。

観点 8-2-①【学士課程・大学院課程】 ファカルティ・ディベロップメント (FD) が適切 に実施され、組織として教育の質の向上や授業の改善に結び付いているか。 【観点に係る状況】

本学部のFD委員会を中心に、学生や教職員のニーズをくみ上げる取組や、情報提供のシステムが整備されている。『教育学部FD活動報告書』として刊行し、活動の成果を公表している。

【分析結果とその根拠理由】

シラバスの作成、授業アンケート、FD 研修会、新任教員研修プログラム、『教育学部 FD 活動報告書』の刊行等により、教育の質の向上を図るための活動を、組織として適切な方法で行っている。

また、全学的及び学部内の FD 活動を通して、教育の質の向上や改善を行うためのシステムは整備されている。教員は、概ねそのシステムに基づいて授業改善を行っている。

観点 8-2-②【学士課程・大学院課程】 教育支援者や教育補助者に対し、教育活動の質の 向上を図るための研修等、その資質の向上を図るための取組が適切に行われ ているか。

【観点に係る状況】

ティーチング・アシスタント等の教育補助者に対しては、補助する実験・実習及び演習等において、授業担当者と事前に連絡を取り、教育支援活動を行っている。

【分析結果とその根拠理由】

主に授業担当者がティーチング・アシスタント等の教育補助者に対して、個別に研修を

行う体制をとっている。今後は、安全管理等の共通事項に関しては、マニュアル等を作成 して組織的に研修を行う等の体制を整備する必要がある。

(2)優れた点及び改善を要する点

学生による授業アンケートを定期的に実施し、その結果を教員は報告書の形で学生にフィードバックしている。これらの取組により、本学部の教員の教授技術及び教育の質は、 年度を追うごとに確実に向上している。

全学及び学部内のFD活動を通して、教育の質の向上や改善を行うためのシステムは整備されている。授業アンケートについては、ほぼ全教員が実施しているが、報告書の提出やFD研修会への参加については、完全実施までには至っていない。全教員がFD活動の必要性を認識し、もれなく参加するための取組が引き続き必要である。

基準 9 管理運営

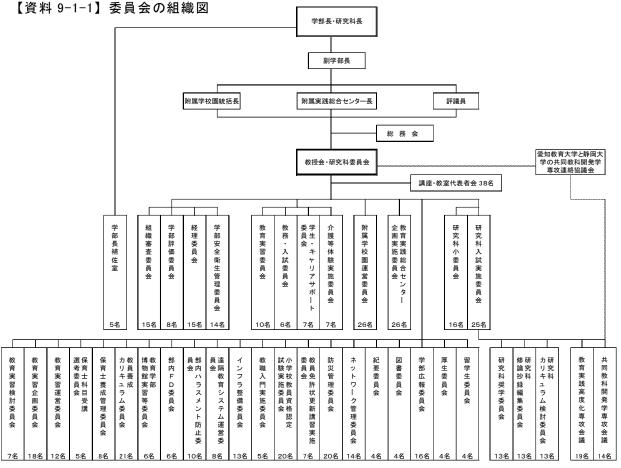
(1) 観点ごとの分析

観点 9-1-①【学士課程・大学院課程】 管理運営のための組織及び事務組織が、適切な規模と機能を持っているか。また、危機管理等に係る体制が整備されているか。

【観点に係る状況】

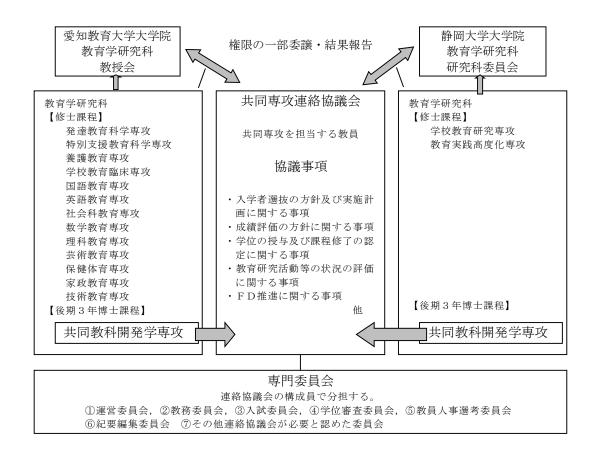
本学部・研究科の各種委員会の組織図は【資料 9-1-1】のとおりである。学部長・研究科長のリーダーシップの下、効果的な組織運営を目指す形態となっている。学部長は研究科長を兼務し、副学部長、評議員、研究科小委員会副委員長、教育実践総合センター長、附属学校園統括長、学部長補佐並びに事務長からなる総務会において、学部の基本方針について議論するとともに、各委員会を統括している。

教育及び研究の目的を達成するため、本学部・研究科における全ての懸案事項は、学部長、研究科長を中心として議事進行が行われる教授会及び研究科委員会で審議される。教授会と研究科委員会は、各委員会が所掌するすべての議題について、報告あるいは審議を行う最高意思決定機関である。附属学校園統括長、附属教育実践総合センター長は、本学部の教員から選出され、それぞれの附属学校園及び附属教育実践総合センターの運営の責務を担っている。さらに、評議員を3年任期で選出し、学部の組織運営に関わる検討を学部長と進める形態をとっている。



また、平成 24 年 4 月に開設された教育学研究科共同教科開発学専攻は、愛知教育大学教育学研究科ともに共同教育課程として設置された後期 3 年の博士課程である。両大学共同の円滑な管理運営を図るため、「愛知教育大学と静岡大学の共同教科開発学専攻連絡協議会」【資料 9-1-2】が設置され、教育研究に係る重要な事項を協議し、協議内容は、各構成大学の教授会、研究科委員会に報告し、必要に応じて承認を得ることとしている。

【資料 9-1-2】共同教科開発学専攻連絡協議会の体制図



本学部の管理運営のための事務組織は、事務長を運営責任者とし、附属学校事務室長を 兼務する事務長補佐1名がその下に配置されている。事務長補佐は学務係、総務係及び会 計担当の各係が円滑に機能するように責務を果たすとともに、附属学校事務室長として7 つの附属学校園の事務的運営管理に当たっている。附属学校事務運営には、専門職員を附 属学校担当として配置している。事務長はこれらの運営を統括する責務がある。事務組織 の円滑な運営のための職場環境整備については、部内安全衛生管理委員会が定期的にチェ ックを行い、検討している。

【分析結果とその根拠理由】

本学部では各係に責任者として係長を1名ずつ配置し、常勤職員や非常勤 (パート)職員をそれぞれの業務内容に応じて適切に配置している。また、円滑な事務運営のための職場環境の整備については、部内安全衛生管理委員会が定期的にチェックを行い、検討している。

本学部・研究科では研究・教育に関わる委員会、施設安全対策、学部広報等における様々な委員会を設置し、学部の全教員が複数の委員会を兼任しながら協力して学部運営に当たっている。

観点 9-1-②【学士課程・大学院課程】 学部・研究科等の構成員(教職員及び学生)、その他学外関係者の管理運営に関する意見やニーズが把握され、適切な形で管理 運営に反映されているか。

【観点に係る状況】

本学では、オピニオン・ボックスを設置することにより、学生及び教職員のニーズを聴取する機会を増やした。また、本学部の学生・就職委員会は、学生との懇談会を開催し、学生の生の声を聞く取組みに力を入れている。さらに、同窓会や福利厚生会との連携を充実しながら、学外関係者からのニーズにも対応できるようにしている。教員に対しては各学科会議や講座会、各種委員会、月1回の定例教授会において、ニーズの把握に努めている。

【分析結果とその根拠理由】

平成23から24年度にオピニオンボックスに投函された本学部・研究科に関係する投書は4件であった。投書の内容はごみ処理に関する意見、建物出入用のICカード発行要望2件、網戸の設置要求であった。投書された内容は全て施設管理に関することであったため、事務担当者が投函者へ直接あるいは回答文書で説明を行い、対応等について投函者から了解が得られた後、事務局学務部へ報告と掲示を行なった。

(2)優れた点及び改善を要する点

本学部では委員会が詳細に分けられており、委員も教育全般の様々な分野の専門家がバランスよく振り分けられ、公正な審議を進めることができる。学部全般の運営方針を提案する総務会は学部内から選出された主要メンバーで構成され、学部長のリーダーシップによる機動性、戦略的運営を実現している。

現在、全学における評価を受けて運営改善に努めているが、今後はさらに学外からの評価を受ける試みが求められる。また、各委員会の役割と責任を一層明確にするため、文書化等の整備が必要である。

基準10 情報等の公表

(1) 観点ごとの分析

観点 10-1-①【学士課程・大学院課程】 学部・研究科等の目的(学士課程であれば学科 又は課程等ごと、大学院課程であれば専攻等ごとを含む)が、適切に公表されるとともに、構成員(教職員及び学生)に周知されているか。

【観点に係る状況】

本学の目的・使命を学生便覧やホームページに、本学部の人材育成に関する目的(理念) を学生便覧、学部案内、ホームページに掲載している。

学部案内は毎年 6,000 部印刷し、学務係や入試課の窓口等で配布するほかオープン・キャンパス等の催しでも配布している。

研究科についても、本学大学院の目的を学生便覧に、本研究科の人材育成に関する目的を学生便覧、研究科案内、ホームページに掲載し、社会に公表している。研究科案内は毎年700部印刷し、学務係の窓口で配布するほか、夏季オープン・キャンパスでも配布している。

【分析結果とその根拠理由】

学部案内、学生便覧、ホームページに掲載することにより、本学の目的・使命及び本学部の人材育成に関する目的(理念)を、広く教職員や学生に周知している。新入生に対しては、入学時のガイダンスにおいて学生便覧を使用して周知を図っている。

本学部の目的(理念)を学部案内やホームページに掲載することにより、大学構成員の みならず、広く社会一般の不特定多数の方々が閲覧できるような体制を整えている。

本研究科の目的を研究科案内やホームページに掲載し、社会に公表している。研究科案内は毎年700部印刷し、学務係の窓口で配布するほか、夏季オープン・キャンパスでも配布している。

本研究科の目的を研究科案内やホームページに掲載することにより、大学構成員のみならず、社会一般の不特定多数の方々が閲覧できるような体制を整えている。

観点 10-1-②【学士課程・大学院課程】 入学者受入方針、教育課程の編成・実施方針及び 学位授与方針が適切に公表、周知されているか。

【観点に係る状況】

本学の入学者受入方針、教育課程の編成・実施方針及び学位授与方針については、学部・研究科ごとに大学のホームページ(http://www.shizuoka.ac.jp/outline/index.html)に掲載し、広く社会に公表している。

【分析結果とその根拠理由】

本学及び本学部の学者受入方針、教育課程の編成・実施方針及び学位授与方針をホームページに掲載することにより、大学構成員のみならず、広く社会一般の不特定多数の方々

が閲覧できるような体制を整えている。

観点 10-1-③【学士課程・大学院課程】 教育研究活動等についての情報が公表されているか。

【観点に係る状況】

教育研究報告に関しては、大学ホームページ内にある教員データーベースの研究業績欄、 学科のホームページ、個人のホームページなどで報告されている。また、冊子では静岡大 学教育学部紀要や静岡大学教育実践総合センター紀要で報告している。

【分析結果とその根拠理由】

学科によっては学科のホームページで研究報告をしない所もあるが、それは研究報告を することよりも、受験生である高校生向けに学部のホームページよりも詳しい大学生活や 学科カリキュラムの情報を伝えるページを充実することに重点を置いているためである。

(2)優れた点及び改善を要する点

本学部は、「豊かな人間性と幅広い教養を基礎とする実践的指導力を備えた教育従事者」「社会教育・企業内教育等の分野で活躍することのできる広い視野と多彩な技能・技術を有する人材」「今日的かつ学際的な専門性を持ち、幅広い職種・分野の第一線で指導的役割を果たしうる人材」の育成を目的としている。これは、学校教育法第83条に規定された「大学は、学術の中心として、広く知識を授けるとともに、深く専門の学芸を教授研究し、知的、道徳的及び応用能力を展開させることを目的とする」に外れるものではない。

これらの目的を、学生便覧、学部案内及びホームページに掲載して明示することにより、 教職員や学生に周知している。広く社会への周知に関しては、ウェブサイトや学部案内の 配布等によって行っている。

現在までに、本学部の目的(理念)に関する教職員や学生、一般の方々の認知状況が把握できていない。今後は調査を実施し、認知度が低い場合には周知に向けた対策を講ずる必要がある。

本研究科は、「教育に関する高度な専門的力量と見識を備えた学校教員及び教育事業従事者の育成」を目的としている。これは、学校教育法第99条に規定された「大学院は、学術の理論及び応用を教授研究し、その深奥をきわめ、又は高度の専門性が求められる職業を担うための深い学識及び卓越した能力を培い、文化の発展に寄与することを目的とする」に外れるものではない。

これらの目的を、学生便覧、研究科案内及びホームページに掲載して明示することにより、教職員や学生に周知している。社会への周知に関しては、ウェブサイトや研究科案内の配布等によって行っている。

現在までに、本研究科の目的に関する教職員や学生、一般の方々の認知状況が把握できていない。今後は調査を実施し、認知度が低い場合には周知に向けた対策を講ずる必要がある。

基準11 研究活動の状況及び成果

(1) 観点ごとの分析

観点 11-1-①【学士課程・大学院課程】 研究の実施体制及び支援・推進体制が適切に整備され、機能しているか。

【観点に係る状況】

研究組織は講座制等を基盤としており、教員は専門性の異なる 11 の講座、附属教育実践総合センター、教育実践高度化専攻及び共同教科開発学専攻に所属している。教育実践に関する研究を推進するために、7つの附属学校園を擁しており、日常的に連携を図っている。本学部・研究科に所属する専任教員数は平成24年5月1日現在128名である。研究は、教員が個人、あるいは様々な専門分野の教員が共同して実施している。

研究に関する支援・推進の体制として、学術情報部に研究協力課と産学連携支援課を置くほかに、浜松キャンパスにはイノベーション社会連携推進機構を、静岡キャンパスには その分室を設置している。

【分析結果とその根拠理由】

研究組織は講座制等を基盤として構成している。教育実践に関する研究を推進するため、7つの附属学校園を擁している。研究は教員が個人で、あるいは専門分野が様々な教員が共同で実施している。学術情報部に研究協力課と産学連携支援課、浜松キャンパスにイノベーション社会連携推進機構、静岡キャンパスに分室が設置されており、研究に関する支援体制が整備され、研究活動が推進されている。

観点 11-1-②【学士課程・大学院課程】 研究活動に関する施策が適切に定められ、実施されているか。

【観点に係る状況】

研究活動に関する施策として、本学部では学部活性化支援経費(教育・研究分)による教育研究プロジェクトへの助成を行っている。平成19年度、平成20年度において、種々の教育研究費への応募に対応するための組織(プロジェクト型教育研究費対応検討WG)を設置した。

このプロジェクト型教育研究費対応検討 WG においては、①競争的資金(学内を含む)のうちで、今後、教員養成・研修に関わるものすべてに対して申請するための方法・内容等について検討することと、申請実績を一元的に管理して整理し、合わせて各教員(附属学校園を含む)の担当可能なテーマを把握した上で、機動的・弾力的かつ迅速に申請するための組織・体制作りをコーディネートすることを目標とした。

平成 21 年度に、教育実践総合センターの下で、授業研究会プロジェクト、教員養成スタンダードプロジェクト、東海地区共同大学院博士課程による教員養成プロジェクト等のプロジェクトを立ち上げ、実施した。平成 22 年度以降も同様に、学部活性化支援経費の多く

を教育実践総合センタープロジェクトの経費に当て、センターの下でのプロジェクトを募集し、プロジェクト型教育研究費対応検討 WG 及び総務会(平成 23 年度以降)で選定・配分を行っている。また、平成 20 年度より、科研費に申請した教員には、学部長裁量経費から1名当たり 20 千円の研究費を配分している。

【分析結果とその根拠理由】

本学部では学部活性化支援経費(教育・研究分)により、教育実践総合センターと連携し、教育研究プロジェクトを推進し、助成を行っている。様々なプロジェクトは、学部のミッションに関わるものであり、その成果が期待され、それが教育学部全体の活性化につながることを意図したプロジェクトである。なお、活動の成果については、毎年教育実践総合センターの紀要に報告を行っている。

観点 11-1-③【学士課程・大学院課程】 研究活動の質の向上のために研究活動の状況を 検証し、問題点等を改善するための取組が行われているか。

【観点に係る状況】

教員は、毎年度、研究活動の状況をwebシステムにより自己申告している。申告の内容は、「著書」「査読付論文」「その他論文・紀要」「総説・解説・書評」「辞典・辞書」「芸術・体育系分野の業績」「特許・実用新案・意匠の出願」「学会発表(国内・国際)」「学会開催」「学術雑誌等の編集・査読(国内・国際)」「社会的活動」等である。

ただし、このシステムを研究活動の質の向上のために教員の研究活動の状況を学部・研究科全体として検証し、問題点等を改善するための組織的な取組としては行っていない。

【分析結果とその根拠理由】

現在、教員の研究活動の状況を web により自己申告するシステムはあるが、学部・研究 科全体として、問題点等を改善するための取組を行っていないため、体制を検討し整備す る必要がある。

(2)優れた点及び改善を要する点

本学部では学部活性化支援経費(教育・研究分)により、教育研究プロジェクトを対象 とした助成を行っている。教育実践総合センターと連携し、学部活性化支援経費を使用し て教育研究プロジェクトへの助成を行い、研究の推進に努めている。

現在のところ、研究の質の向上のために教員の研究活動の状況を検証し、研究活動の質の向上のために問題点等を改善するための学部・研究科全体としての組織的取組は不十分と言わざるを得ない。検証する組織や検証方法を検討し、体制を整備する必要がある。

観点 11-2-①【学士課程・大学院課程】 研究活動の実施状況から判断して、研究活動が 活発に行われているか。

【観点に係る状況】

平成 20~24 年度の5年間における研究の実施状況をに示してある。研究成果の論文発表件数及び研究成果の報道数は、年度を追うごとに確実に増加している。

平成 24 年度を例に挙げると、教員が発表した原著論文(国際誌・国内誌・紀要)は 184件(単著・共著を含む)で、1 人当たり 1.46 件である。そのうち国際誌の割合は 15.2%(28件)である。著書等出版物の件数は 38 件である。芸術・体育系分野の業績は 37 件である。これらの研究成果の中には 5 件の受賞が含まれる。国内・国際学会を合わせた学会発表は 158 件で、1 人当たり 1.25 件である。そのうち国際学会の割合は 13.9%(22 件)である。学会の開催は 9 件である。学術論文等の査読は 169 件で、1 人当たり 1.34 件である。そのうち国際誌の割合は 29.6%(50 件)である。新聞やテレビ等での研究成果報道は 101 件である。

【分析結果とその根拠理由】

研究の実施状況として、研究成果の公表件数を示す。平成 24 年度の教員 1 人当たりの原著論文発表数は 1.46 件、学会発表数は 1.25 件であり、ほとんどの教員が研究成果を公表している。新聞やテレビ等での研究成果報道は 101 件である。

また、論文発表件数及び報道数は年度を追うごとに増加している。これらのことから、 教員の研究活動は活発に行われていると判断できる。

【資料 11-2-1】研究の実施状況

年度		平成 20 年度	平成 21 年度	平成 22 年度	平成 23 年度	平成 24 年度
1. 受賞・研究助成		2 2	2 7	3 5	4 1	4 8
2. 著書		3 7	3 9	3 8	3 5	3 8
3. 査読付き学術雑誌論文	国内	3 6	2 8	4 4	5 9	5 8
	国際	1 7	2 5	1 4	1 5	2 8
4. その他の論文・紀要		7 4	8 2	9 5	9 9	9 8
5. 総説·解説·書評		9 8	1 1 9	7 9	9 1	6 1
6. 辞典·辞書		2	4	3	6	6
7. 芸術・体育系分野の業績	績	2 5	3 6	2 9	2 6	3 7
8. 特許・実用新案・意匠(の出願	1	1	3	0	0
9. 学会発表	国 内	9 4	1 4 5	1 2 9	1 3 1	1 3 6
	国際	1 5	2 7	3 2	2 4	2 2
10. 学会招待発表・講演	国内	1 3	1 5	1 6	3 3	2 9
	国際	5	7	1 0	1 1	3
11. 学会開催	国内	4	1 5	1 7	1 1	9
	国際	1	0	4	2	0
12. 学術雑誌等の編集,	国 内	9 4	1 3 1	1 1 4	1 0 0	1 1 9
査読 	国際	6 4	7 9	7 3	7 1	5 0
13. 国際共同研究		6	6	7	8	6
14. 研究成果報道数		2 6	3 8	7 8	109	101

観点 11-2-②【学士課程・大学院課程】 研究活動の成果の質を示す実績から判断して、 研究の質が確保されているか。

【観点に係る状況】

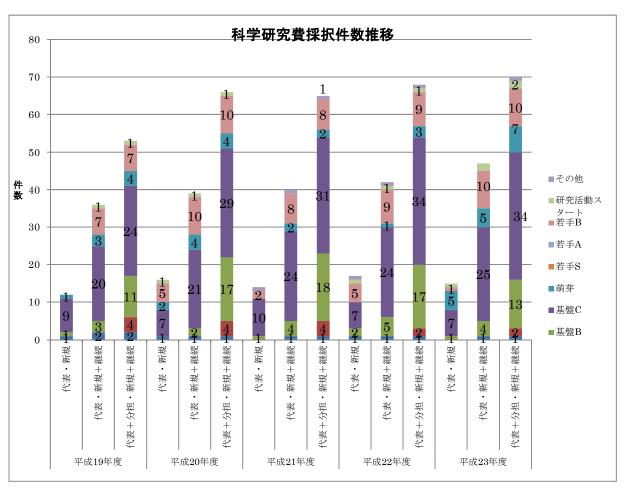
受賞状況と競争的外部資金の獲得状況から述べる。

受賞状況: 平成 20~24 年度の受賞は合計 14 件である。毎年、学会からの賞を受賞する 教員が出ている。それらの内容を示してある。また、受賞・研究助成の件数は毎年増加し ている【資料 11-2-1】。平成 23 年度には、科学教育分野の教員が、静岡大学卓越研究者 22 名の中に選ばれている。また、家庭科教育講座の教員が、「地域課題にかかわる産学共同研究報告書」で、世界初お茶の残渣を用いた塗料の開発を研究報告している。

競争的外部資金の獲得状況:科研費と科研費以外の外部資金に分けて述べる。平成 19~23 年度の 5 年間における科研費の採択件数は、【資料 11-2-2】のとおりである。採択件数は 年度を追うごとに増加している。平成 23 年度の採択件数は 70 件で、教員の 55.6%が採択されている。ただし、【資料 11-2-3】に示すように、平成 23 年度の教員 1 人当たりの獲得金額は 370 千円である。

平成 19~23 年度の 5 年間における科研費以外の外部資金の獲得状況を【資料 11-2-4】に示してある。平成 23 年度の外部資金の受入件数は 16 件で、研究費の総額は 16,051 千円である。静岡県や県内企業からの受入が多く、地域に密着した研究が進められている。

【資料11-2-2】科研費の採択件数(出典:総務係)



【資料11-2-3】科学研究費補助金及び学術研究助成基金助成金の獲得状況(出典:総務係資料)

文件() [20] [4] [4] [4] [4] [4] [4] [4] [4] [4] [4												
	年度	平瓦	艾19年度	平瓦	戊20年度	平瓦	艾21年度	平瓦	平成22年度		平成23年度	
研究種目		件数	金額(千円)	件数	金額(千円)	件数	金額(千円)	件数	金額(千円)	件数	金額(千円)	
特定領域研	Ŧ究	2	4,800	1	1,700	1	1,300	1	2,000	1	2,000	
	S	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
基盤研究	Α	4	500	4	1,500	4	1,350	2	800	2	850	
基盤 研究	В	11	11,450	17	13,864	18	12,630	17	21,265	13	14,833	
	C	24	21,300	29	21,540	31	21,820	34	23,560	34	21,890	
挑戦的萌芽	研究	4	2,800	4	2,400	2	1,600	3	1,020	7	6,060	
若手研究	Α	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
石于研究	В	7	5,900	10	8,112	8	7,300	9	8,967	10	9,633	
研究成果公開	促進費	0	0	0	0	1	1,000	0	0	0	0	
奨励研究:	費	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
特別研究員奨	量励費	0	0	0	0	0	0	1	700	1	700	
研究活動スター	ト支援	1	1,400	1	1,360	0	0	1	990	2	2,050	
その他		0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
計		53	48,150	66	50,476	65	47,000	68	59,302	70	58,016	

⁽注1)研究種目はH23の名称による。

【資料11-2-4】科研費以外の競争的外部資金の獲得状況(出典:総務係資料)

年度	平成19	年度(参考)	平原	戈20年度	平原	戊21年度	平成22年度		平成23年度	
	件数	金額(千円)	件数	金額(千円)	件数	金額(千円)	件数	金額(千円)	件数	金額(千円)
寄付金	37	37,189	35	31,945	41	40,942	36	40,033	31	36,910
共同研究	4	1,100	6	1,734	3	400	3	600	4	1,095
受託研究•事業	4	6,524	7	17,707	8	22,527	4	10,208	6	13,647
計	21	14,603	48	51,386	52	63,869	43	50,841	41	51,652

【分析結果とその根拠理由】

平成 20~24 年度の 5 年間に教員が受賞した件数は合計 15 件である。毎年、学会からの賞を受賞する教員が出ている。また、受賞・研究助成の件数は毎年増加している。科研費の採択件数は 70 件で、教員の 55.6%が採択されている。教員 1 人当たりの獲得金額は 370 千円である。科研費以外の外部資金の受入件数は 16 件で、研究費の総額は 16,051 千円である。外部資金獲得に向けた対策が必要である。

⁽注2)件数および金額は研究代表者+研究分担者の新規+継続(分担課題の金額は分担金のみ算入)

観点 11-2-③【学士課程・大学院課程】 社会・経済・文化の領域における研究成果の活用状況や関連組織・団体からの評価等から判断して、社会・経済・文化の発展に資する研究が行われているか。

【観点に係る状況】

数学教育分野の教員が科学研究費補助金で統計ソフトを開発、技術家庭科教育分野の教員が食農体験講座や漁場環境形成事業を推進、音楽教育分野の教員がコンサートの開催や音楽 DVD 教材を作成、体育教育分野の教員の研究成果がテレビ番組で放映、理科教育分野の教員が火山と地震に関する研究成果を地域防災に活用、伊豆半島ジオパークの推進、静岡産業振興協会評議員、静岡市消費生活審議会会長など、多くの教員が研究成果に基づいた社会的貢献を積極的に行っている。また、多数の教員が教科書の作成・編集に携わっているなど、教育界をはじめ社会・経済・文化の領域における研究成果の活用が積極的に行われている。

平成 24 年度の教員の受賞には、教育史学会における研究奨励賞の受賞と日本物理学会 英文誌において注目論文となった論文が含まれる。理科教育分野の教員が国際学会誌の編 集事務局を務めている。また、多数の教員が全国的学会又は全国的教育関係組織等におけ る理事等の役員を務めている。多数の教員が、静岡県内外の教育関係委員を務めるほか、 文部科学省専門会議協力者、国立教育政策研究所委員、TIMSS 国内専門委員会委員、中央 教育審議会専門委員、学習指導要領改善協力者、教科書編集委員、学会誌編集委員等を務 めており、関連組織・団体からの評価が高いことを示している。

【分析結果とその根拠理由】

平成 20~24 年度の 5 年間、教員が学会からの賞を毎年受賞しており、文化の発展に資する活動が行われていると判断できる。

研究活動の成果の質を示す実績として、受賞と競争的研究資金の獲得を示す。本学部・研究科の教員が平成20~24年度の5年間に受賞した件数は合計15件で、受賞・研究助成の件数は毎年増加している。多数の教員が全国的学会又は全国的教育関係組織等における理事等の役員を務めており、多くの教員が、文部科学省専門会議協力者、国立教育政策研究所委員、TIMSS国内専門委員会委員、中央教育審議会専門委員、学習指導要領改善協力者、教科書編集委員、学会誌編集委員等を務めていることから、関連組織・団体からの評価が高いことを示している。

(2)優れた点及び改善を要する点

科研費の採択率が 55.6%と高く、年々伸びている。また、平成 20~24 年度の 5 年間、 教員が学会からの賞を毎年受賞しており、文化の発展に資する成果が認められる。 科研費及び科研費以外のため、外部資金獲得に向けた対策が必要である。

基準12 地域貢献活動の状況

(1) 観点ごとの分析

観点 12-1-① 大学・学部等の地域貢献活動の目的に照らして、目的を達成するためにふ さわしい計画や具体的方針が定められているか。また、これらの目的と計画 が適切に公表・周知されているか。

【観点に係る状況】

本学部には、地域連携活動を中核的に担い推進する目的で、附属教育実践総合センターが設置されている。「附属教育実践総合センター規則」において、地域連携に関する目的と業務を明確に定め、学部としての地域連携への取組の姿勢を具体的に規定している。

附属教育実践総合センターを中核とした活動には、教育現場との協働による研究や研修、 公開講座等がある。

また、平成22年度から本学部と附属校園が連携協力し、「静岡大学教育学部教育研究フォーラム~大学・学部と附属学校園の連携と創造~」を実施している【資料12-1-2】。

【資料12-1-2】「第3回 静岡大学教育学部教育研究フォーラム」

~大学・附属学校園・地域の連携と創造~」のポスター及びチラシ



【分析結果とその根拠理由】

社会連携活動については、ホームページなどに明示しており、様々な形で社会に公表している。附属教育実践総合センターを通じて、教員や学生に地域連携活動についての情報を提供している。また、「静岡大学教育学部教育研究フォーラム」の開催についてはポスターやチラシを作成し、教育委員会や県内の幼小中学校、全国の教員養成大学など、様々な教育機関に配布している。以上のことから、社会や大学の構成員に目的が周知されていると判断できる。

観点 12-1-② 計画に基づいた活動が適切に実施されているか。

【観点に係る状況】

本学部・研究科では、以下の社会連携活動を行っている。

社会人への教育サービス: 静岡県教育委員会の嘱託により、教育職員免許法認定講習を毎年実施している。

地域住民への教育サービス:毎年、附属教育実践総合センターを中核とした活動において、 公開講座を実施している。

初等・中等教育機関との連携:学校における研修の実施や、教育に関する相談を行っている。教員の派遣依頼は教育関係から要請されたものが最も多く、教育現場へのサービスとして、本学部では広報委員会委員を中心に、高校生の大学訪問や出張授業等も実施している。また、学生のボランティア派遣については附属教育実践総合センターを窓口に、各学校や静岡市教育委員会と連携を図り、主に「静岡市学生スクールボランティア(静岡市教育委員会)」の募集において、多くの学生がアシスタントティーチャーとして小・中学校に出向いている。

【分析結果とその根拠理由】

本学部・研究科は実績が示す通り、地域社会との連携活動を多様に展開して成果をあげている。学生(正規学生)や非正規学生に大学での授業を提供するだけでなく、市民向けの公開講座、出張等による出前講座、専門を生かした交流活動等があり、バラエティーに富んでいる。連携を担っているのは教員だけではなく、大学院生や学部学生も参加している。これらのことから、本学部・研究科の社会連携活動は活発に行われていると判断できる。

観点 12-1-③ 活動の実績及び活動への参加者等の満足度等から判断して、活動の成果が 上がっているか。

【観点に係る状況】

本学部・研究科の地域連携は、社会人への教育サービスとして、現職教員等の社会人学生の本研究科への受け入れを行っている。地域住民への教育サービスとして、公開講座や講演・研修の実施等により、学びの場を提供している。中でも、静岡大学前の「カフェスナゲリー」にて、科学者や専門家と市民が気軽に語り合う場として「リベラルアーツカフ

ェ」の企画が平成 21 年からはじまり、現在では静岡芸術劇場に会場を移して定期開催されている。学生だけでなく、社会人も多数参加しており、静岡県や科学技術振興機構等からも助成を受けて、地域に学びの場を創り出す活動として定着している。

また、本学部の教員が連携協力し、「主に静岡県民を対象として、学校外教育、学校教育において、カフェ、ワークショップ、セミナー、シンポジウム、授業など様々な『学びの場』を提供する活動を通して、県民の教養の向上に寄与することを目的」とした「静岡ラーニング・ラボ(http://sl-lab.main.jp/)」の取り組みも行われている。

【分析結果とその根拠理由】

専門領域の特徴を生かした地域との交流事業を通して、大学院生や学部生も交えた交流を行っている。学生の地域連携では、地域の学校へのアシスタントティーチャーの派遣も 実績をあげている。

観点 12-1-④ 改善のための取組が行われているか。

【観点に係る状況】

附属教育実践総合センターの取組:地域連携の拠点となるセンターの教育実践部門には情報教育・教育工学分野、教員養成スタンダード分野が、教育実践分野には教育相談部門、発達臨床・生徒指導分野、学校カウンセリング分野が、地域連携部門には教育機関連携分野、特別支援教育分野、外国籍児童生徒支援分野といった地域の課題やニーズに応えられる様々な分野の専門の教員が配置されている。

授業研究会(教科)の取組:本学部では、平成 21 年度の学部総務会において、附属学校園や公・私立の学校、教育委員会等との連携のもとに教育研究を推進する組織として「授業研究会」を設置することが決定された。その財政的、組織的な位置づけについては、「教育実践総合センタープロジェクト」の一つとして活動を展開することとなった。現在に至るまで多彩な活動を展開してきている。年に数回会合を開催し、それぞれの教科領域・学校種ごとにメンバーから発表をしてもらい、それらにおける教育の現状と課題について学習し、情報を共有するという作業を行っている。特に、各教科・学校種ごとの連携実績の報告は、互いに刺激し合うよい機会を提供できたと評価している。

教員個々の取組:学内の学生・教職員を対象に「地域連携応援プロジェクト」の募集があり、採択された11件の中で、教育学部の教員のプロジェクトが7件を占めた。

【分析結果とその根拠理由】

附属教育実践総合センターにおいて、今後はセンター専任教員を専従させるのでなく、 必要な組織に所属させ、協働してミッションを実現できるよう(兼任化)に変更していく。 専任が担い続ける(学部全体に関わる)分野も、関係教員と協働して、他の組織・人員と 連携・協働しながら複合的・重層的にミッションを実現していく、連携体制を築くことと なる。

授業研究会の取組において、それに付随するその他の活動が挙げられる。例えば、国が求める「附属学校運営会議」に相当する教育学部組織である「附属学校園研究連携推進委員会」が企画・立案・実施する「静岡大学教育学部教育研究フォーラム」への全面的な協力や、附属学校園が毎年秋に開催する公開研究協議会(公開授業研究会)における研究協力者(助言者)の選出など、附属学校園と学部との連携にかかわる様々な活動を担っている。連携の具体的な実施組織としての性格がここに見てとれる。

(2)優れた点及び改善を要する点

本学部では、地域連携を担う機関として附属教育実践総合センターを設置している。静岡県や静岡市の教育委員会との人事交流も行われ、地域連携部門の中核としてその役割を果たしている。附属教育実践総合センターは、静岡市教育委員会をはじめとする教育機関と連絡調整を行うことにより、学生のアシスタントティーチャー等の実践参画的な学びを実現し、地域との連携を図っている。

地域連携活動の形態が偏っておらず、様々な実践が展開されている。このことは、地域 社会の幅広い層を対象として連携を持つことを可能にしている。同時に、本学部・研究科 にとっても、教員だけではなく大学院生や学部生が地域と連携できる機会にもなっている。

本学部・研究科の地域連携の実態は非常に幅が広く、様々なレベルで展開されている。 教員養成を主としているが、教育現場との連携による研修や研究は、かなり細かなレベル に及んでいる場合が少なくない。しかしながら、それらがより細かなレベルに達するほど、 実績として把握しきれず、教員個々人の社会的な連携や地域とのつながりが、学部として の大きな資源として集約されていない。これらの繋がりを有機的に結び付けることで、より大きな社会連携の可能性が期待できる。

社会連携の形態が多様であるため、実態の量的な把握が難しい。この点については教員各自が地域連携に関する課題を設定し、実践及び評価を行うような仕組みが求められる。 各教員の多様な連携の取組を尊重しながら、学部・研究科という組織としての実績を蓄積していくことが必要である。

基準13 国際化の状況

(1) 観点ごとの分析

観点 13-1-①【学士課程・大学院課程】 学部等の教育の国際化の目的に照らして、目的 を達成するためにふさわしい計画や具体的方針が定められているか。また、 これらの目的と計画が広く公表されているか。

【観点に係る状況】

本学部・研究科では大学間交流協定校(平成24年10月現在36大学)への学生の派遣、留学生の受入れ及び留学生の勉学・生活の支援等を主な目的として、国際交流活動を行っている。また、本研究科は、大学院教育に対する海外からのニーズに対応するため、昭和56年の設立当初より現職教員等を教員研修留学生として受け入れている。

【分析結果とその根拠理由】

本学部・研究科では大学間交流協定校への学生の派遣や、海外からの教員研修留学生を はじめとする留学生の受入れ及び留学生の勉学・生活の支援等を主な目的として、国際交 流活動を行っている。

本学部のホームページには、姉妹校との国際交流の情報を載せ、留学を希望する学生に情報を提供しており、国際交流活動の目的は大学の構成員に広く周知されていると判断できる。

観点 13-1-②【学士課程・大学院課程】 計画に基づいた活動が適切に実施されているか。

【観点に係る状況】

学生の海外派遣については国際交流センターとの連携により、主に大学間交流協定校との学生交流を進めている。

本学部における留学生の派遣数と受入数は【資料 13-1-2】のとおりである。本学部から大学間交流協定による短期留学には、平成 23 年度は 17 名の学生が参加している。それ以外の教育機関へも 9 名が留学し、合計で 26 名の学生が留学している。留学のための経済的支援として、大学間交流協定校への留学では授業料が免除される他、応募できる奨学金として短期留学推進制度や日本学生支援機構による奨学金等を紹介している。また、留学先の大学で習得した単位を、卒業に必要な単位として認定するための制度もある。受入学生の出身国の状況は、大韓民国、中華人民共和国など 6 カ国から 9 名の留学生を受け入れている。

また、本研究科の平成 23 年度留学生の受け入れ数や出身国等の状況は、教員研修留学生(外国の現職教員等) 2名、修士7名の計9名でインドネシアの2名をはじめとして計6カ国からの留学生を受け入れている。

大人,10 · 21 秋日,即1000 · 0 · 1 · 20 · 1 · 1 · 1 · 1 · 1 · 1 · 1 · 1 · 1 ·						
交流先	交流先		受 入			
朝鮮大学	夏季短期留学	5				
	短期留学推進制度	0	0			
(協定校)	私費	0				
	夏季短期留学A&M	0				
ネブラスカ大学オマハ校	短期留学推進制度	0	0			
(協定校)	私費		U			
	ILUNO	11				
小	計	17	0			
その他教育機関	私費	9	7			
一般 日 日 日 日 日 日 日 日 日	国費 (教員研修留学生)	_	2			
合	計	26	9			

【資料 13-1-2】教育学部における学生の海外交流(平成 23 年度、出典:学務係資料)

【分析結果とその根拠理由】

留学生委員会は国際交流センターと連携しながら、主に大学間交流協定校との学生交流 を進めている。平成23年度には26名の本学部の学生が留学している。

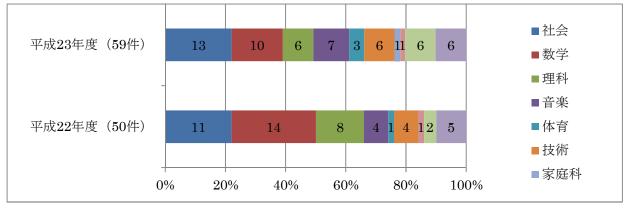
本研究科でも教員研修留学生や大学院生を受け入れ、教育研究を行っている。平成 23 年度には9名の留学生を受け入れている。教員研修留学生の研修では、附属学校や市内の高等学校と連携した研修が行われ、本学部・研究科の特色を生かした国際交流活動を実施している。

観点 13-1-③【学士課程・大学院課程】 活動の実績や学生の満足度等から判断して、活動の成果が上がっているか。

【観点に係る状況】

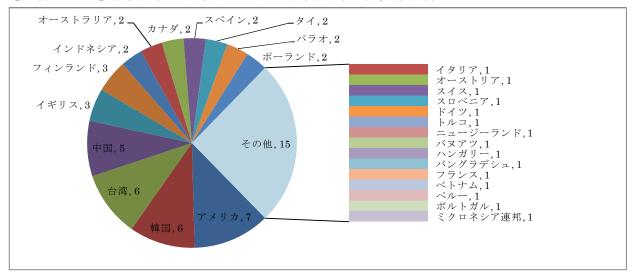
留学生委員会では、毎年2月初めに教員研修留学生による研究発表会を開催し、平成23年度の研究報告集として『静岡大学教員研修留学生 REPORT29』を発行した。また、毎年同時期に本学部に在籍している留学生と教職員との交流を図るため、留学生懇談会も企画・開催している。留学生の生活や勉学・研究の支援のため、さらに学生との交流を図るために、支援の必要な留学生にはチューターとして1名の学生が配置され、留学生経費から謝金が支払われている。教員研修留学生は国際交流センターにおいて半年間の日本語研修を受けることができる。

本学部の教員が研究目的(会議出席、調査研究、学生引率等)で海外渡航した件数は、 平成22年度が50件、平成23年が59件である【資料13-1-6】。渡航先はアメリカ、韓国、 台湾、中国の順である【資料13-1-5】。本学部の教員は専門分野が英語、国語、社会科、 理科、数学、芸術、体育等多岐にわたるため、研究内容も幅広い。そのため、海外渡航の 目的地も例えばトルコ、ニュージーランド、ハンガリー、バングラデシュ、インドネシア、 ペルーなど、世界各地に広がっている。



【資料 13-1-6】 講座別に見た教員の海外渡航件数(出典:総務係資料)

【資料 13-1-7】教員の国別渡航先(平成 23 年度、出典:総務係資料)



【分析結果とその根拠理由】

留学生委員会は教員研修留学生による研究発表会、『静岡大学教員研修留学生 REPORT』の刊行、留学生懇話会の開催、チューターの配置等を行っている。これらのことから国際交流活動は活発に行われ、成果が上がっていると判断できる。

また、本学部の教員が研究目的で海外渡航した件数は、平成 22 年度が 50 件、平成 23 年が 59 件である。これらのことから、研究面における国際交流活動は教員の海外渡航が主であり、概ね活発に行われていると判断できる。

回答数は少ないものの、学生の留学に対する満足度は5段階評価において高いことと、 さらに留学先での内容からも、ある程度の満足度は得られたといえる。

観点 13-1-④ 改善のための取組が行われているか。

【観点に係る状況】

平成23年度に本学部・研究科から派遣した学生は26名、受け入れた留学生は6カ国か

ら9名で、学生の国際交流活動は活発である。これらのなかで、研究科では海外の現職教員等を教員研修留学生として2名受け入れており、附属学校や市内の高等学校と連携した研修を実施し、本学部・研究科の特色を生かした活動を行っている。

本学部の教員が研究目的(会議出席、調査研究、学生引率等)で海外渡航した件数は平成22年度が50件、平成23年度が59件である。

【分析結果とその根拠理由】

留学生委員会では留学生と教職員の交流、教員研修留学生の研究発表会の企画・開催、研修レポートの発行等を行い、「留学生の勉学・生活支援」という目的に対して成果を挙げている。

本学は36大学と交流協定を締結しており、FMFフルブライト・メモリアルファンドによるアメリカの学校教員との交流も毎年行っている。ただし、研究面における学部全体での国際交流活動は実施しておらず、経済面の支援体制も充実が図れていない。

(2)優れた点及び改善を要する点

本学部の教員は研究分野が多岐にわたるため、研究目的の渡航によって世界各地の研究 機関と交流している。

国際交流センターとの連携や学部のホームページを利用することで、特に本学部への留学希望者や留学を修了して帰国した学生への情報提供を、さらに充実させることが必要である。

本研究科では、設立当初から海外の現職教員を教員研修留学生として受け入れ、附属学校や市内の高等学校と連携した研修を実施し、本学部・研究科の特色を生かした国際交流活動を行っている。留学生委員会によって実施されている留学生懇話会は、留学生が必要とするアパート情報や奨学金に関するアドバイス等について教職員と情報交換ができる等、様々な交流の場として留学生に好評である。

平成 23 年度は研究科に 9 名の留学生を受け入れているが、さらに多くの留学生を受け入れるため、広報の拡大や支援体制の充実等を図ることが必要である。

現在のところ、研究面における学部全体での国際交流活動は実施していない。教員個人の交流だけではなく、学部としての組織的活動も行う必要がある。また、経済面の支援体制も充実を図る必要がある。

静岡大学外部評価委員会

I 静岡大学教育学部外部評価委員会実施

1. 開催日時 平成25年8月28日(水) 13時00分~16時30分

2. 場 所 学部説明、講評: J棟3F 大会議室

外部評価委員会: J棟3F 中会議室

昼食:学部長室

3. 出席委員 酒井公夫、成田喜一郎、林のぶ各委員

4. 日 程

時 刻	事項	出 席 者	場所
10:00~	会議会場の設営		J棟大会議室
11:00			J棟中会議室
~ 11:55	外部評価委員の出迎え		D棟玄関
随時			
	学部長室への案内		学部長室
12:00~	昼食	酒井委員、成田委員、	学部長室
		林委員、梅澤、國宗、菅野、	
		芳賀、事務長	
12:55~	会議室への案内		J棟大会議室
13:00~	学部説明、質疑応答	外部評価委員、総務会委員、学	J棟大会議室
14:20		部評価委員、事務長、学務係長、	
(10 分休憩)		総務係長	
14:30~	学部内視察	酒井委員、成田委員、	教職大学院
		林委員、梅澤、國宗、菅野、	教職支援室
		北山、芳賀	共同大学院
15:00~	外部評価委員会	酒井委員、成田委員、林委員	J棟中会議室
	打合せ	梅澤、國宗、菅野、北山、芳賀	学部長室
16:00~	講評	外部評価委員、総務会委員、学	J棟大会議室
		部評価委員、事務長、学務係長、	
		総務係長	
16:45~	外部評価委員の見送り		D棟玄関

[※]外部評価委員のチケットについては、総務係長が確認し、用意する。

[※]記録(カメラ、レコーダー)については、評価委員長と総務係長が準備し、記録等を行う。

[※]外部評価資料(ダイジェスト版)、②静岡大学概要、③静岡大学教育学部案内、 ④静岡大学大学院教育学研究科案内、⑤静岡大学教職大学院案内、⑥愛知教育 大学大学院・静岡大学大学院教育学研究科博士課程共同教科開発学専攻案内 等

Ⅱ 静岡大学教育学部外部評価委員会資料

静岡大学教育学部外部評価委員会



期 日 平成25年8月28日(水)

教育学部外部評価委員会日程

- 1. 期 日 平成25年8月28日(水) 13時00分~16時30分
- 2. 場 所 静岡大学教育学部 J 棟大会議室他 住所 静岡県静岡市駿河区大谷 8 3 6 TEL 0 5 4 - 2 3 8 - 4 5 7 2 FAX 0 5 4 - 2 3 7 - 6 3 4 7
- 3. 日 程

学部説明等 13:00~14:30

(場所: J棟大会議室)

学部内視察 14:30~15:00

(場所: A棟・教職大学院→L棟・教職支援室

→ G 棟・共同大学院→ B 棟・各講義室)

評価委員会 15:00~16:00

(場所: J棟中会議室)

講評 16:00~16:30

(場所: J 棟大会議室)

静岡大学教育学部外部評価委員会名簿

外部評価委員

職名	氏 名
静岡鉄道株式会社代表取締役社長	酒 井 公 夫
東京学芸大学教職大学院教授	成 田 喜一郎
静岡大学教育学部同窓会前副会長	林 のぶ

静岡大学教育学部

職名		氏	名	
学部長	梅	澤		収
評議員(副学部長)	或	宗		進
評議員	菅	野	文	彦
附属学校園統括長	北	山	敦	康
学部評価委員長	芳	賀	正	六
事務長	板	倉	幸	男
総務会委員	江	П	尚	純
総務会委員	古	賀	幹	人
評価委員	中	村	と も	ぇ
評価委員	藤	井	康	博
評価委員	藤	井	道	彦
評価委員	竹	下	温	子

静岡大学教育学部外部評価委員会名簿席図

教育学部 J 棟 3 F 大会議室

	酒井外部評価委員 成田外部評価委員 林外部評価委員
#	上山附属統括長 梅澤学部長 國宗評議委員 菅野評議委員
古賀総	務会委員 江口総務会委員 芳賀評価委員長 板倉事務長
中村評価	i委員 藤井(康)評価委員 藤井(道)評価委員 竹下評価委員
	事務スタッフ等
	荷物置場

配布資料一覧

- 1. 外部評価資料 (ダイジェスト版)
- 2. 静岡大学概要
- 3. 静岡大学教育学部案内
- 4. 静岡大学大学院教育学研究科案内
- 5. 静岡大学教職大学院案内
- 6. 愛知教育大学大学院·静岡大学大学院教育学研究科博士課程 共同教科開発学専攻案内

Ⅲ 静岡大学教育学部/研究科 外部評価結果調査票

外部評価委員に自己評価報告書の内容及び外部評価委員会での調査・確認内容等に基づき、「静岡大学教育学部/研究科 外部評価結果調査票」において以下の各基準についての「評価」と「コメント」をお願いした。

コメント欄には、「優れた点」や「更なる向上が期待される点」、「改善を要する点」を中心に記入して頂いた。また、各基準の評価について、1~4段階で評価して頂いた。各基準に対するコメントともに以下に示してある。

4:十分に達成している。大いに期待できる水準である。

3:概ね達成している。概ね適切・良好である。

2:改善が必要である。

1:抜本的な改善が必要である。

【基準1】組織の目的について

教育学部/研究科の目的(使命、教育研究活動を展開する上での基本的な方針、達成しようとしている基本的な成果等)が明確に定められており、その内容が学校教育法に規定されている、大学一般に求められる目的に適合するものであるか。

○[評価]

A委員	B委員	C委員	平均
4	3	4	3.7

○[コメント]

【A委員】

組織の目的については、静岡大学教育学部学則第1条「目的、使命」及び教育学部規則第1条「趣旨」及び「人材の育成に関する目的」においては学校教育法 83条に、静岡大学大学院規則に示された「大学院の目的」においては学校教育法 99条に適合していると充分に判断できる。また、第二期中期目標・中期計画における「教育に関する基本的目標」においては、「国際感覚と高い専門性を有し、チャレンジ精神にあふれ、豊かな人間性を有する教養人を育成する」、「教職員と学生が相互に潜在能力を引き出し、知と文化を未来に継承・発展させる」ことを掲げており、優れて現代的喫緊の教育課題である「持続可能な開発のための教育」に通底する目標を掲げている点は大いに評価できよう。大学院課程の修士課程では「質の高い高度職業人」の養成、専門職大学院では「高度専門職人材」の養成とあるが、その違いをより明確にし、概念の具体化を図りたい。

【B委員】

- ・アドミッション・ポリシーは明確に示されているが、教育学部が目的とするものは何かを示したい。(「静大教育学部でこそ」と言う特徴をキャッチフレーズとして表現するなど)
- ・市民、学外者への周知も大切なことである。そのための働きかけを

【C委員】

組織の目的について明確であり、大学一般に求められる目的に適合するものと評価できる。

特に「国際感覚と高い専門性」「チャレンジ精神」「教職員と学生が相互に潜在能力を引き出す」等のキーワードが示す内容はこれから教育に関わる人材に限らず、社会全般において指導的な立場に着くべき人材に求められる重要なポイントと評価できる。

ただ、一般市民、地域の企業、受験生等、外部に対しての周知についてはこれらからも更に努力する必要を感じる。

【基準2】組織構成について

教育研究に係る基本的な組織構成(学科、専攻、その他の組織の実施体制)が、 教育学部/研究科の目的に照らして適切なものであるか。

教育活動を展開する上で必要な運営体制が適切に整備され、機能しているか。

○ [評価]

A委員	B委員	C委員	平均		
3	3	4	3.3		

○[コメント]

【A委員】

学士課程の学科や大学院課程の専攻が教育研究の目的を達成する上で適切なものとなっていると充分に判断できる。附属施設、センター等については、附属学校園、教育実践総合センター、自然観察実習地があるが、観点に係る状況の記述には附属学校園、自然観察実習地に関する記述が見られなかった。附属学校園や自然観察実習地が果たす教育研究上の意義や教育実践総合センターとの関係性にして適切に自己評価すべきである。

教育活動に係る重要事項を審議する教授会・学科会等、教育課程や教育方法等を 検討する教務委員会等の組織は、適切に構成され、必要な活動を行っていると判断 される。

3つのゼロ免課程については、「発展的整理」の方向であるのことであったが、地域社会・企業等からは、その課程を修了した優れた人材が地域や企業に貢献してきたことを考えると、「発展的整理」の方向性を十二分に慎重な対応を考える必要がある。静岡大学が国際感覚と高度の専門性を有するグローバル人材を輩出していくことは重要である。しかし、ローカルに生きて働く人材を含めたグローカル人材の育成も不可欠であると思われる。第二期中期目標・中期計画の「教育に関する基本的目標」に掲げられた「知と文化を未来に継承・発展させる」ためには、地球・地域における持続可能な社会の担い手の育成をめざす意味でも重要である。

【B委員】

- ・アドミッション・ポリシー実現のため、教育実践センターの(資料2-1-3) 位置づけは、フロー上から見ると、その役割が果たせるのか疑問が残る。
- ・実践的指導者育成のため附属校との循環が一層求められる。そのため附属校配属 の教師陣の力量が問われる。
- ・その使命を果たすための附属校教員の配置について今以上、県・地、教委との連携を図ることが大切である。

【C委員】

教育に限らず、様々な分野で指導的役割を果たすことのできる人材育成のための「ゼロ免課程」を設置している事は、地域経済の発展を考えた時に非常に有効な組織として大いに評価できる。

加えて、7つの附属学校園の実践的指導力の育成だけでなく、各地の特色ある学校として存在価値は大きく、その卒業生の活躍は地域にとって不可欠なものとなっている。

【基準3】教員及び支援者等について

教育活動を展開するために必要な教員が適切に配置されているか。

教員の採用及び昇格等に当たって、明確な基準が定められ、適切に運用されているか。また、教員の教育及び研究活動等に関する評価が継続的に実施され、教員の資質が適切に維持されているか。

教育活動を展開するために必要な教育支援者の配置や教育補助者の活用が適切に 行われているか。

○ [評価]

A委員	B委員	C委員	平均
4	3	3	3.3

○[コメント]

【 A 委 員 】

基準3については、各観点おいてそれぞれ適切であると充分に判断できる。

さらなる高みに向かって改善をしていくとすれば、以下のような点に留意されたい。

- ・観点 3-1-②の分析結果とその根拠理由に「それぞれが研究活動で得た知識や知見を教育に反映させ、本学部の教育目的の達成に貢献し、教育活動の基盤となっている」とあるが、さらに、実際の学生・院生への教育活動を通じて得た成果や課題を研究に反映させるまさに理論と実践、実践と理論との架橋・往還をめざすこと。
- ・観点 3-1-④の観点に係る状況おいて、女性教員の比率 (18.4%) の低さが指摘されているが、単に比率やバランスの問題だけではなく、こと教育学部における女性教員が未来の教員としてのロールモデルになるという点も考慮され、採用人事における視点に加えられたい。

【B委員】

- ・組織間の連携が図られるよう体制が整備されたことにより教育活動の広がりが見られ、効果が上がったと思う。
- ・後任者の補充を速やかにしたいが、学部の目的に見合う人材の発掘を努力された い。
- ・女性教員の比率が国の平均より低い。女子学生の比率が高いところから見て、そ のロールモデルとしても女性教員の比率が上がるよう努力して欲しい。

【 C 委 員 】

必要な教員は適切に配置されていると評価する。

ただ、女性教員が少ない点、特に教授クラスの比率の低さは女子学生の今後の目

標意識のためにも改善を希望する。

また、退職等の補充に苦心されている様であるが、学生にストレスの無いように 補充される仕組みづくりが中長期的に構築される事を希望する。

【基準4】学生の受入について

入学者受入方針 (アドミッション・ポリシー) が明確に定められ、それに沿って、 適切な学生の受入が実施されているか。

実入学者数が入学定員と比較して適正な数となっているか。

○[評価]

A委員	B委員	C委員	平均
4	4	4	4

○[コメント]

【A委員】

基準4については、各観点とも適切に実施されていると判断できる。ホームページなどに見られるアドミッション・ポリシーについては、志願者はもちろん、学外者から見て静岡大学のめざす教育が明確かつ具体的に示されているので高く評価できる。

ただし、教育学研究科の学校教育学専攻(修士課程)、共同教科開発学専攻(博士課程)に関する記述は見られるが、教育実践高度化専攻に関する記述は見られない。教育実践高度化専攻については、教職大学院の認証評価を受けているゆえのことではあったが、評価者主体が異なるので、教育学研究科を構成する専攻すべてに関する記述があることが好ましい。もし、割愛するとすれば、その旨を記載しておくとよい。

学校教育学専攻(修士課程)については、定員充足率が 100%を割り込んでいる 現状を打開すべく「志願者を増やすための努力」の必要性を述べているが、具体的 な改善策を明らかにしていくとよい。

【B委員】

- ・就職困難期にあるので学生の現場指向が強い傾向にあるが、大学本来の社会貢献 のできる専門性を持った人材の育成も大学の大切な使命であるので適材を見究め そのための指導(研究者としてのキャリア教育)も必要であろう。
- ・受験者、新入生の男女比(資料4-2-1)を示して欲しい。

【 C 委 員 】

アドミッション・ポリシーは明確であり広く公表されている。加えて、過疎地域等からの採用枠(正式な名称不明)の設定、教員養成特別枠の設定等、独自の工夫もされてあり評価できる。

ただ修士課程における入学辞退者が多く見られる事は今後改善すべき課題として 把握されたい。

【基準5】教育内容及び方法について

① (学士課程)

教育課程の編成・実施方針(カリキュラム・ポリシー)が明確に定められ、それに基づいて教育課程が体系的に編成されており、その内容、水準が授与される学位名において適切であるか。

教育課程を展開するにふさわしい授業形態、学習指導法等が整備されているか。 学位授与方針(ディプロマ・ポリシー)が明確に定められ、それに照らして、成績 評価や単位認定、卒業認定が適切に実施され、有効なものになっているか。

○[評価]

A委員	B委員	C委員	平均
4	4	3	3.7

○[コメント]

【A委員】

基準 5 「教育内容及び方法」については、ディプロマプログラムに基づきカリキュラム・ポリシーが定められ、入学後の学生に対して各科目に通底する教育課程の編成・実施方針が適切に明示されている。また、ディプロマ・ポリシーに基づき、成績評価、単位認定、卒業認定が適切に行われている。この基準 5 に関しては、29 頁/136 頁の記述がみられ、質的にも量的にも他の基準に比べて重点をおいていることが明らかである。

【学士課程】【大学院課程】

- ・単位の実質化に関して、資料 5-2-4「組織的な履修指導の例」、資料 5-2-5「教育学部規則に掲載された単位の計算に関する該当箇所」や別添資料 5-4、5-5 などシラバスに予習・復習に関する指示を明示している事例に見られるように、組織的な履修指導や予習・復習の指示の明示などきめ細かい配慮がなされている。しかし、①教員の学生への自主学習指導への自覚、②成績評価の正確性、③異議申し立て制度の整備など改善策の必要性が認識されている。さらに、その具体的な方策を講じる必要がある。
- ・基礎学力不足の学生への配慮等については、個別の指導教員レベルに留まっており、組織的な対応は行われていないとあり、組織的な補充教育は実施していないとあるが、まず、静岡大学における「基礎学力不足の学生」の実態を調査し、教職員が共通理解を持つ必要がある。基礎的基本的な知識の不足なのか、思考力・判断力・表現力等の弱さなのか、自ら課題発見しようとする主体的な態度や意欲の問題なのか、より根底的なリーディングスキル、ライティングスキルなのか等。

【 B 委 員 】

- ・附属校の使命の一つは研究にあるが、一方、学生主体として教育実習期間とその 時期がどこにあれば効果的に行えるのか、十分協議が必要である。
- ・国の動向から見ると幼児教育専修の学生には保育士の資格が不可欠と思われる。
- ・養護教諭の養成は「県内にその課程を」願いに沿うものとして期待され実現を見 たのは好ましい。
- ・共同教科開発専攻の PR を努力する必要はないか。

【C委員】

カリキュラム・ポリシー、ディプロマ・ポリシーともに明確に定められ、有効に 機能していると評価する。

ただ、ポリシーの拘束性、学生のニーズの多様性、社会からの要請等について、

常に見直す事が可能な仕組みの構築が求められる。

② (大学院課程)

教育課程の編成・実施方針が明確に定められ、それに基づいて教育課程が体系的に編成されており、その内容、水準が授与される学位名において適切であるか。 教育課程を展開するにふさわしい授業形態、学習指導法等(研究・論文指導を含む。) が整備されているか。

学位授与方針が明確に定められ、それに照らして、成績評価や単位認定、修了認定 が適切に実施され、有効なものになっているか。

○[評価]

A委員	B委員	C委員	平均
4	3	3	3.3

○[コメント]

【 A 委 員 】

【学士課程】【大学院課程】共通項については、前項①を参照。

【大学院課程】について、特筆すべきは、観点 5-2-②「単位の実質化」についてである。

教育学研究科ガイダンスについては、「ハラスメント防止ガイダンス」の項を設け、 実施されている点は重要である。しかし、ハラスメントの事実又はハラスメントの 意識を抱えたときのストレスへの対処、ストレスコーピングの重要性などにもふれ ていきたい。ハラスメント概念の認知、ハラスメントの事実・意識への具体的対応・ 手続きの選択、汎用性のあるストレスコーピングスキルの習得など包括的な取り組 みへと深化させるとよい。

【B委員】

- ・フィールドワーク、複数教員による授業、社会人の授業支援など多様なきめ細か な指導の工夫がみられる。
- ・学生にとって成績評価、卒業認定の基準が明確にされることによって学位取得の 道筋がはっきりと分かり易くなっている。
- ・意義申しだての具体例を知りたい。

【C委員】

学士課程同様、各方針は明確であり、有効に機能していると評価できる。

愛知教育大学との共同教科開発学専攻等の新たな対応も評価できる。

ただ、学士課程同様に、必要に応じて見直す仕組みの構築、広く広報すべき点、 等更なるスパイラル・アップを求める。

【基準6】教育の成果について

教育の目的や養成しようとする人材像に照らして、学生が身に付けるべき知識・技能・態度等について、学習成果が上がっているか。

卒業(修了)後の進路状況等から判断して、学習成果が上がっているか。

○ [評価]

A委員	B委員	C委員	平均
4	4	4	4

○[コメント]

【A委員】

基準6「教育の成果」については、23頁/136頁と基準5に次いで多くの頁を割いて記述している。特に、基準6については、教育の成果を示すための膨大な資料「資料6-1-1」~「資料6-2-20」に見られるように、言語化されたテキスト資料ではなく、数値化された客観資料を提示している。

静岡大学の卒業生においては、「チームワーク」「専門分野に関する知識・技術」「コミュニケーション能力」の習得度が高いことは注目に値する。Post3.11 の教育・社会にあって、あらゆる分野で出口がなかなか見えない現状を考えたとき、持続可能な社会の人相手には上記の3つの能力は不可欠である。この3つの習得度の高さという事実に関する記述だけではなく、その成果の位置づけ・関係づけ・意味づけ・価値づけ・方向づけを行ってゆく必要がある。

課題としては、「英語の能力」「国際的視野」の習得度と役立ち度が低い点が挙げられ、英語を含めた国際理解教育の見直しや改善が求められるとある。この点については、静岡大学の学生にとって、英語を含めた国際理解教育に関する科目の新設や充実をすることが考えられる。しかし、必修科目・選択必修科目・選択科目などを設置するだけではなく、すべての科目を横断するコンセプトとして可能な限り「グローバル及びローカル(グローカル)な視点」「異なる言語間を往還するテキストの活用」「認知・情動・身体性を連動させた有意味性を抱かせる教育方法」等を入れ込んだシラバスを作成するとよい。また、それらの学びをつなげ意味付けるホリスティックな国際理解教育科目を設置することも考えられる。

【 B 委員】

- ・職場における周囲への気配りなど柔軟な対応ができる。
- ・人として練れていて、表面的なことに流されない。
- 一人で抱え込まずチームワークを大切にする。
- ・男女を意識せず女性多数の中にも自然体で対応できる。
- ・学級づくりの努力が見られる。(新採 男子教員 静岡市)
- ・指示待ちでなく自分からチャレンジできるたくまさしさがある。
- ・鍛え甲斐があり懸命に活動する(40代 女子教員 静岡市 お母さんをやりな がら懸命に勤務している)
- ・静大出身 たくましく育っている。
- ・他大学出身 アピール強い。ほめられて育っている。(新採)
- ・新採を複数持っている指導者からの評価

【C委員】

今回のエビデンスにおいては学習成果は充分上がっていると評価できる。

特に、社会から求められている「コミュニケーション能力」や「チームワーク」 等が身についた事を学生が感じている事は評価できる。

一方、ゼロ免課程においても約半数の学生が免許を取得している事は、教育学部的に評価するのか、それとも様々な分野での指導的な人材養成の観点からは改善すべきなのかは立場によって評価が分かれるものと考える。

私としては、幅広い指導的な立場に着くために免許に拘らず能力を積み上げて行く事を希望したい。

【基準7】施設・設備及び学生支援について

教育研究組織及び教育課程に対応した施設・設備等が整備され、有効に活用されているか。

学生への履修指導が適切に行われているか。また、学習、課外活動、生活や就職、 経済面での援助等に関する相談・助言、支援が適切に行われているか。

○ [評価]

A委員	B委員	C委員	平均
4	4	4	4

○[コメント]

【 A 委 員 】

観点7「施設・設備及び学生支援」については、適切に行われていると判断できる。

生活、健康、就職等進路、各種ハラスメント等に関する相談・助言体制が整備されている。特に、キャリア支援については、就職資料情報室を設け、6名のキャリアカウンセラーが配置され、教育学部の学生・就職委員会の担当教員が教員志望者に対して木目細かなサポートがなされている。新設された「教職支援室」の活用・充実への期待は大きい。

【B委員】

- ・今日的な社会状況の中で(長寿社会の要請)例えば社会体育・学校教育共に近代 的な器具(トレーニングのための施設器具)の整備は喫緊の課題であると思われ る。
- ・女子学生の割合が高いことから女子トイレの整備 (洋式) は学園環境の基本必須 の条件である。整備を急ぎたい。
- ・教職支援室が整備された良い環境が十分活用されることを期待する。

【C委員】

個々の対応については評価できる。特に、教職支援室の役割についてはこれから も大いに期待したい。

しかし、学生が安心して教育研究活動を展開するための基礎として施設の耐震性の向上は避けては通れない。

投資できる限界は承知するとして、優先順序を定め着実に向上させていく必要を 痛切に感じる。

【基準8】内部質保証システムについて

教育の状況について点検・評価し、その結果に基づいて教育の質の改善・向上を 図るための体制が整備され、機能しているか。

教員、教育支援者及び教育補助者に対する研修等、教育の質の改善・向上を図る ための取組が適切に行われ、機能しているか。

○ [評価]

A委員	B委員	C委員	平均
4	3	4	3.7

○[コメント]

【A委員】

基準8「内部室保証」については、定期的に実施されている学生による授業アンケート結果への教員からレスポンスをフィードバックすることにより、教員の教授技術及び教育の質の向上に努めている。

また、FD 研修会については、全学レベル、学部レベルで行われている。今後の FD 研修会で扱われるべき課題やテーマについては、自己評価と外部評価結果によって 見出された改善策などを認識する場を設けることも必要である。研修会の形式についても講演・講義型の研修会だけではなく、ケースメソッドなどの当事者意識に立っ方法を採用するなどワークショップ型の研修会を計画するとよい。

【B委員】

- ・FD の結果そのフィードバックを適切に行いたい。特に教員と学生で行う場合、低きにつかないよう何が問題になっているのか、本質外れることのない対応が望まれる。
- ・FDを取り入れない場合について、教員間で意見交換が必要なのではないか。

【 C 委 員 】

内部質保証のシステムについては有効に機能し、評価できる。

特に、各種アンケートから浮かび上がった問題点について「実施時期を明記した」 改善計画書を作成し、対応している点や、全学評価会議が中心となり、自己点検・ 評価に関する「循環システム」により改善がなされている事は大いに評価できる。

【基準9】管理運営について

管理運営体制及び事務組織が適切に整備され、機能しているか。

○[評価]

A委員	B委員	C委員	平均
4	3		3.5

※C委員は評価について保留

○[コメント]

【A委員】

基準9「管理運営」については、学部長の機動性、戦略的運営(企画と評価の一体化等)を反映した運営方針が総務会から提案されている。教育全般の様々専門家がバランスよく配置された委員会を設置している。

今後の課題として、学外からの外部評価を受ける試みが求められているが、評価者と被評価者という主客関係を超えた評価方法を開発して行く必要がある。

- ・大学間ビア・レビュー評価システムの活用
- ・大学・学部内自己評価とその後のサイクル「CAPD」(Cap, do!理論)の重視、コルト・ハーヘンの「リアリスティック・アプローチ (Action 行為・Looking back on the action 行為の振り返り・Awareness of essential aspects 本質的な諸相への気づき・Creating alternative methods of action 行為の選択肢の拡大・Trial 試み)の援用

【B委員】

- ・委員長の任期によって残された課題が解決されないままになる場合がある。又、 引き継ぎが確実に行われるよう望みたい。
- ・任期の見直しは必要ではないか。
- ・職務によっては学外の関係機関との行来きが多く本務に負担が掛かる場合が考えられる。それに対する配慮が必要と思われる。

【C委員】

今回の資料から管理運営体制及び事務組織の有効性について評価するのは難しい。 ただ、「改善を要する点」として記載されている、各委員会の役割及び責任が明確 に文章化されていないとするならば、組織の有効性の議論のためにも早急に整備す る必要がある。

【基準10】情報等の公表について

教育学部/研究科の教育研究活動等についての情報が、適切に公表されることにより、説明責任が果たされているか。

○ [評価]

A委員	B委員	C委員	平均
4	2	3	3

○[コメント]

【A委員】

基準10「情報等の公表」については、適切に公表され、説明責任が充分に果た されていると判断できる。

ホームページをはじめ、各種学部案内等資料、広報誌 Success などの有用性は注目に値する。広報誌 Success は、紙ベースで学生や教職員、地域に配布され意味は大きい。Success は、特にコンパクトにまとまった、しかもビジュアルな編集となっているため、読者とともに共有しやすい形式である。今後、こういった広報誌に「みずからどう自己評価しているのか、静岡大学が学外や地域からどう見られているのか、そして、今後どうしらよいのか、学生・教職員、地域から提案を求めてい

く」といった企画・編集・出版を年に1回は行っていくとよい。また、この広報誌 Success は、pdf でも閲覧でき、ダウンロードできることももっと周知していくとよ い。

説明責任を果たすといった狭義のコンプライアンスにとらわれるのではなく、情報等の公表=説明責任→対象者に対する情報発信・受信・交信=問いかけ・応答という「評価活動コミュニケーション」(科学コミュニケーション概念の援用)として位置づけていくとよい。

【B委員】

- ・ホームページへの公表は十分行われているが、紙媒体もしばらくは必要ではない か。サクセスなど広く配布するなど工夫をして欲しい。市民は大学への関心が強 く、情報を求めている。
- ・市民の研究報告への公表について一層努力されたい。

【C委員】

教育研究活動についての情報は限られた人たちへの紙情報(パンフレット等)と ウェブ情報に限られている感がある。

これらの認知度の向上は簡単ではなく、地道な広報活動による部分が多いと思うが、全学を挙げて、教授も学生も、自分が関わる組織や社会において自らが発信し続ける必要性がある。

この点についてまだまだ改善の余地があることを認識していただきたい。

【基準11】研究活動の状況及び成果について

教育学部/研究科の目的に照らして、研究活動を実施するために必要な体制が適切 に整備され、機能しているか。

教育学部/研究科の目的に照らして、研究活動が活発に行われており、研究の成果が上がっているか。

○ [評価]

A委員	B委員	C委員	平均
4	3	3	3.3

○[コメント]

【A委員】

基準11「研究活動の状況及び成果」については、適切な研究体制の整備がなされ、その成果も年々あがっていると判断できる。

それは、根拠資料「資料 11-2-1」~「資料 11-2-4」をもって明らかになっている。特に、科研費の採択率(55.6%)は高く、上昇傾向にある。ここ 5 年間、毎年、学会からの受賞者を出している。今後も量的データによる成果を確認して行く必要がある。と同時に、教育研究については、その質や研究方法の開発・先進性・多様性などについても光を当てるとよい。とくに、理論と実践、実践と理論との架橋・往還の重要性、仮説検証型研究と仮説生成型研究のバランス、研究成果の報告・発表の手法の開発(論理性と実証性を担保した研究論文の執筆のほか、多様な研修成果物の形式)など関する検討等)を推進されたい。

【B委員】

- ・研究活動は教員本来の業務であるが、常に研究活動と教育活動のバランスをとっていただきたい。時として学生からの不満を耳にすることがある。
- ・教育活動のうち授業案・児童生徒理解については附属および附属校の教員を活用 する手立てを講じたい。
- ・現役同窓生、同窓会のバックアップも必要となろう。

【C委員】

今回の資料から見る限りにおいて研究活動の状況及び成果についてはある程度評価できる。

ただし、研究活動の成果の評価が「科研費の採択率」や「学会からの受賞」等だけでなく、その質の検証により、なされるような仕組みが作り求められる。

【基準12】地域貢献活動の状況について

本学及び教育学部/研究科の目的に照らして、地域貢献活動が適切に行われ、成果 を上げているか。

○[評価]

A委員	B委員	C委員	平均
4	4	3	3.7

○[コメント]

【A委員】

基準12「地域貢献活動」については、地域連携を担う「附属教育実践総合センター」を中心に、大学と県教委・市教委との人事交流を行いつつ、地域連携・貢献活動の中軸を担っており、適切に行われ、その成果を挙げている。

とりわけ、静岡大学教育学部教育研究フォーラムは、大学・附属学校園・地域と の連携・協働によってさらに拡充・深化が期待される。

また、教育実習など学外に出向く学生・教職員も多い。学外で自然災害・犯罪・ 事故等に遭遇する可能性がある。そこで本学の学生がどんな役割を果たすのか、自 らの危険予測・危険回避能力など「自助」はもちろんであるが、「共助」、さらには 「公助」へとつなぐ一市民としての役割の自覚と実際の行動選択と実行ができる学 生を育成することが重要である。

【B委員】

- 教育学部研究フォーラムは充実したものであった。会場の利便性もあり盛況だったが、参加者数容量を増やす必要がある。研究の交換と交流の場として特に附属校教員が多数参加し切磋琢磨する場となる。研究発表会の見合いもあるがより効果的と思われる。
- ・フォーラムの際、文部科学省、後援も貴重である。
- ・社会連携の活動(ゼミ・プロジェクト)も活性化のため発表の場が不可欠と思う。
- ・上記のフォーラム等、前回評価段階での指摘が十分反映された結果と思われる。

【C委員】

地域貢献活動自体は非常に中身のある活動がなされていると評価できる。

ただ、その目的と計画が適切に好評されているかというと、評価は厳しい。

「教育研究フォーラム」、地元中学との共同による「静岡発・・・・理数キャリア プロジェクト」「アシスタントティーチャー」等の素晴しい活動が地域社会に広く知 れ渡るべくその手法等について検討願いたい。

【基準13】国際化の状況について

教育学部/研究科の目的に照らして、教育の国際化に向けた活動が適切に行われ、 成果を上げているか。

○[評価]

A委員	B委員	C委員	平均
3	2	2	2.3

○[コメント]

【A委員】

基準13「国際化の状況」については、概ね適切に行われ、成果を上げつつあると判断できる。しかし、留学生の派遣・受入という具体的な施策、すべてのスラバスにいわゆる「グローバル化」に対応できる人材の育成」、海外だけではなく内なる「国際化」、地域からの「国際化」への視点も重視した「グローカル化」を目指す人材育成について、基準6のコメントでも述べたように、すべてのシラバスの中に、「グローバル及びローカル(グローカル)な視点」「異なる言語間を往還するテキストの活用」「認知・情動・身体性を連動させた有意味性を抱かせる教育方法」等を入れ込むなど領域・専門性を超えて通底ないし横断させる取り組みが求められよう。

また、現在取り組まれている国際交流や国際理解教育の成果を積極的にアピール していく必要がある。その際、これまで実際に参加・参画した学生の声、とりわけ 交流体験の有意味性やその前後の主体変容の姿などを公表していくとよい。

【B委員】

- ・留学生の姿が見えにくい地域連携などの活動への参加を促すなど、地域の中で活躍する場やその姿を見せたらどうだろうか。
- ・学校教育教員養成課程での英語教育に対する教育活動は今後不可欠になると思われるが。

【 C 委 員 】

国際化について学生の派遣、留学生の受け入れ、教職員の交流等、努力されている事は評価できるが、実績としての絶対数が少ない。

全国共通として資金的な問題、学生の留学意欲の低下等、原因は幾つか挙げられるのだろうが、そういう時代だからこそ、静大の教育学部は積極的に、海外との交流が実施し、結果、実績が評価されるべき、というような強い意識が求められる。

〈総合評価〉

【A委員】

静岡大学教育学部の自己評価書の精査・検討、自己評価書に基づくヒアリング、施設・設備の査察・インタビュー、外部評価委員の協議等を踏まえて、総合評価として各基準・各観点において適切であると判断することができる。

ただし、評価とは何か、誰のための評価なのか、改めて評価に関する本質的で根源的な問いを自他共に問いかけ、応答していく必要がある。自己評価・外部評価はゴールではない。むしろ、ここから始まるのだと言ってよい。

梅澤収学部長が強調されていたように「企画と評価の一体化」、さらにその「サイクル」が重要である。その一体化・サイクルの中を進める主体は、大学の教職員だけではなく、学生・大学院生・留学生、卒業生・修了生、地域社会の生活者市民、行政市民、企業市民、NPO/NGO市民、教育研究者市民の声を聴くという社会的協働の中で行われていくべきものである。そのためにもまずは自らがその成果と課題、そして具体的な改善策・展望を指し示すことでより実効性のある「企画と評価の一体化・サイクル」が担保されることになる。

静岡大学教育学部のさらなる発展、地域と協働した大学へと飛躍されんことを期待している。

【B委員】

- 教育学部のチームワークが良くなったように思われる。教員は学生のロールモデルであるから資料6-2-7、資料6-2-8のような結果が見られると思う。
- ・学部の評価は数値では見えにくい。卒業生の卒業後の努力の成果(例えば輩出した人材)を追跡してデータとして保管する方法はないだろうか。

(例 各分野で輩出したCEOなど)

【C委員】

企業においても、この様な評価制度に近いものを恒常的に行っています。目的は コンプライアンス経営を持続するための仕組みづくり。つまり内部統制の充実であ ります。

その時に重視する事は

- ①評価の客観性を維持する事
- ②出てきた問題点を全社で共有し、期限を示して解決する事です。
- ①のために評価を行う者は基本的に業務執行と離れたセクションとします。当社でも唯一、社長直轄の部署が行い、客観性の維持と、評価の有効性を確保しているつもりです。
- ②のために中期計画を策定し、優先順位を明確にし、全社で取り組みます。

せっかく、多くの力を注いで評価を行うのですから、今回の評価から教育学部の 抱える問題点を浮き彫りにし、優先順位をつけ、期限を明記した上で、改善される 事を期待します。

外部評価委員会議事録

【学部説明·質疑応答】

日 時:平成25年8月28日(水) 13:00~14:50

場 所:教育学部J棟3階 大会議室

【学部説明】

【はじめに】

事務長から学部出席者の紹介があった。

【学部長挨拶】

外部評価は自己評価書に基づいた評価となっておりますので、今、学部がどんな取り 組みをしていて、どんな状況の中でこれを行っているか説明いたします。

資料1の歴史では、今回ミッションの再定義で今国立大学としての教育学部はどんな取り組みをしていくのか、静岡大学における教員養成の歴史がどういったものだったのかを整理したものです。

2008年11月4日に教育学部外部評価委員会が開かれており、今回はここから後の5年間の評価をしていただくことになります。

5年間の間に教職大学院を設置し、それに伴い既存の教育学研究科修士課程をより実践対応型にしました。今、文部科学省でも問題となっている「実践的指導力をどのように育成するか」を掲げて、学校教育研究専攻をそのコンセプトでカリキュラムを見直しました。併せて、教育学部の改組を行い、新課程140名を100名に、学校教育教員養成課程260名を40名移して教員養成の機能を充実させてきました。

また、教員養成の高度化・修士レベル化が叫ばれ、その対応等をしてきました。

2012年は、愛知教育大学と共同教育課程として大学院博士課程・共同教科開発学専攻を設置いたしました。

また、2013年4月に教職支援室を設置いたしました。これは実践的指導力を育成するという観点、それから教員採用のための常設的なアドバイスや支援の取り組みができるようなセクション・部署という形で設置いたしました。

次に7月29日付で文部科学省に提出したミッションの再定義の最終案です。この間の取り組みをさらに発展させる、あるいは、どこを重点にして取り組むかについて文章に収めたものです。

その次のものは、ミッションの再定義に基づいたポンチ絵で、それぞれ博士課程、教職大学院・修士課程、学士課程、新課程についての基本的な計画・方向について整理したものです。併せて資料があると思いますが、静岡大学概要は大学全体の概要を示した資料です。静岡大学は6学部あり、教育学研究科は、修士課程と教職大学院、博士課程があります。理系を中心に創造科学技術大学院がありますが、人文社会系で静岡大学の中に博士課程を設けたのがある意味画期的な、他にはないものです。

あと、教員養成系博士課程の概要が、『愛知教育大学・静岡大学の後期3年の博士課程』というパンフレットにあります。共同教科開発学専攻という名前にいたしました。

目的は、「教員養成をしっかり行える大学教員を育成する」、ということが目玉となっています。

文部科学省からこれからの世代を担う教員養成を担う大学教員の養成に絞るよう指導があり、その形となっています。教科教育法の先生と教科専門の先生が両方のことをわかって教えられるような、実践的な大学教員をコンセプトに教育していきます。幸いに受験者が定員4名のところ、1年目は静大では6名の院生が入学し、今年度は5名の院生が入学して研究・指導に当たっているところです。

次に教職大学院ですが、これは静岡大学では他大学から1年遅れて2009年から始まりました。

2008年には静岡県内では常葉大学が小学校に特化した教職大学院を設置しましたが、静岡大学としては全校種対応型の教職大学院として発足しました。

定員は20名で、県教育委員会、市教育委員会と連携して、15名の現職の先生方に 来ていただき、あとの5名が学部卒のストレートマスターで入学しています。

昨年の10月に教職大学院の認証評価を受け、3月に「適」と評定をいただきました。 それから、大学院案内の教育学研究科には、修士と教職大学院、そして博士課程も全 部入っておりますけれども、修士レベルを中心にパンフレットは作られております。

教育学研究科修士課程は52名の定員です。教職大学院の方が20名、博士課程は8名で、静岡大学4名、愛知教育大学4名、計8名です。

教育学部研究科の修士課程・学校教育研究専攻の方は52名という定員ですが、現職教員の定員分20名が教職大学院に移動してしまったので充足率が90%を割る状況でしたので、この3~4年間は52名の定員を充足できるような取り組みをいろいろしてきました。

それから、最後に、教育学部の学部案内の6ページのところに具体的な人数が書かれています。教育学部は400名の定員で、学校教員養成課程が300名、生涯教育課程、総合科学教育課程、芸術文化課程、いわゆる新三課程といっていますが、100名となっています。この構成は2009年4月からこの形となっています。

静岡大学の教員養成学部の位置、どんな扱いなのか、国立の教員養成系学部というのは、愛知教育大学、東京学芸大学など、単科の教員養成系大学は11大学あります。総合大学として、教員養成学部は33大学ありますが、広島大学は別格として、静岡大学は、埼玉大学、千葉大学に次いで三番目の教育学部の規模です。

しかも埼玉大学や千葉大学は教職大学院を置いていない大学で、教職大学院を置いている比較的大きな大学は、岡山大学で280名程度になります。

比較的大規模な教員養成学部の中で、教職大学院を置いている大学である静岡大学は、教職大学院を1県1大学作るようにという文部科学省の方向からすると、すでにその役割は果たしているということができます。その意味で、静岡大学の今後は、地域に貢献できるような教員養成の機能(教員養成の高度化)を、地域貢献型あるいは実践型カリキュラムを志向した質の高い教員養成をどうできるかが課題となっているところで、いるいろな取り組みをしているところです。

もう一つ問題となっているのは、ミッションの再定義で「新課程は将来的には廃止」と文部科学省で明言されており、学部としてどういうスケジュールで、どういう形で廃止するのかが問われています。

ただ、静岡大学は単純に廃止ではなく、全学との調整で、今までの新三課程の成果を 大学全体のなかで発展的に繋げていく、そのような改組(発展的整理といっていますが) を行うことを、ミッションの再定義にも書き込んでいるところです。

この点が、今も取り組みの課題となっているところで、平成28年度までの具体的な計画について全学的な調整をしたものを参考までに提出いたしました。

では、自己評価報告書に基づいて説明をいたします。

目的のところで、まず学部の現状及び特徴があります。ここでは、学部・大学院についての全体的な現況・特徴が簡単にまとめられています。附属教育実践総合センターがあること、また、7つの附属学校園があります。これはこの規模の附属の数としては多い方で、学生定員875名の愛知教育大学くらいの規模が7つの附属学校園を持っています。また、学生数も1学年400人定員で、かなり多いといえます。

それぞれの目的、教育学研究科の目的等については示してあるとおりです。

さて、基準毎の自己評価ということで、1から13まであります。この基準というのは、大学評価・学位授与機構の決められた様式に基づく基準で、こちらから具体的に工夫したものではありません。

まず、基準1が組織の目的です。学校教育法等で目的が示されているわけですが、それに従って各学部等でどのような目的を定めているか、その目的が学校教育法83条に一致しているかどうか、ということです。

また、組織構成がその目的を実現するのにふさわしい組織になっているか、ということです。

表を見ていただくとおり、附属教育実践総合センターに平成25年4月から教職支援 室を置いて取り組みを行っております。

観点2では、大学院について、教職大学院を部局化するという案もありましたが、教育学研究科の中の一部門としてこの専門職学位課程・教育実践高度化専攻を設置しています。

また、昨年から共同教科開発学専攻という後期3年の博士課程設置いたしました。 新しい組織が二つできても人員は増えていませんので、どういう形で組織を運営していくかという点が重要な課題といえます。

観点2-1-3の「センター等が教育研究の目的を達成するうえで適切なものとなっているか」で、とくに実践センターの取り組みを紹介しています。

観点2-2-1では、教授会・学科会等の運営の在り方について述べられています。 新しく設置した教職大学院や教科開発学の組織をどう動かしていくか、というのがかなり大きな課題で、いろいろ調整・工夫をしているところです。

基準3「教員及び支援者等」では、教員の編制が適切になされているか、といった点を、資料3-1-1で示しています。

113名というスタッフと教職大学院15名の128名が教育学部全体の教員数になります。5年前よりは5~6人減っていると思います。

専任教員の配置及び授業科目の責任ある体制が組まれているかという点では、専任教員と非常勤講師の割合では、ほとんどが専任教員で占められていることがわかります。 しかし、専任教員数の減少に伴い非常勤講師の力を借りなければならなくなっている のが現状です。

観点3-3-1は大学院ですが、教職大学院は15名、博士課程は専任としては5名、それにプラスして協力するという教員で14名を確保しておりますが、基本的には学部、修士の教員が兼任という形になっています。博士課程だけの専任教員はいないので、持ち出しの手間暇、授業負担で行っているところです。

基準4「学生の受入れ」では、アドミッションポリシー(受入方針)が明確に定めてあるかという点です。これも新しい考え方で三つあって、まず、学位の方針であるディプロマ・ポリシー、また、カリキュラム・ポリシー(教育方針)、それからアドミッション・ポリシー(受入方針)ですが、どんな学生が欲しいか、とういうことを公表しております。

資料4-1-2、3では、ホームページの該当箇所等がエビデンスとして紹介しています。今までは大学のホームページと学部のホームページがバラバラでしたが、統一方

針で行うこととなり、ホームページ対応検討委員会のプロジェクトを立ち上げて、今は 両方で統一したホームページとなっています。

観点4-1-2では、「受入方針が実質的に機能しているか」という点、観点4-1-3は「大学院・博士課程で適切な入学者選抜が公正に実施されているか」という点についての記載です。

観点4-1-4では、「受入方針に添った学生の受入が実際に行われているかを検証 し、それを入学者選抜の改善に役立てているか」という点です。

資料 4-2-1 では、入試合格者の結果について、資料 4-2-2 は修士課程の結果について記載しています。

修士課程の充足率の最低は平成23年度の0.77ですが、平成25年度は、1.22で、定員52名のところ62名の入学者があり、取り組みの成果として改善傾向が見えてきたところです。

基準5「教育内容及び方法」では、カリキュラムの内容を正しく行っているかという点です。資料5-2-1に、具体的にどの程度の演習・講義・実習が行われているか、シラバスやディプロマ・ポリシーについてなど、教育という点ではここが非常に重要な観点なので、詳しくデータや方針について提示しています。

資料5-4-2などで全体のカリキュラムの体系等が示されています。

基準6「教育の成果」では、資料6-1-1で各学年の平均修得単位数を記載しています。

また、資料6-1-5では平均修了年限を記載しています。

資料 6-1-7 では科目別で見た成績評価の割合、資料 6-1-9 では取得免許の種類を記載しています。

資料 6 - 1 - 1 0 では、教員免許以外に学芸員、社会教育主事、スポーツ指導者、学校図書館司書の資格取得状況を記載しています。

観点6-2-1では、卒業後の進路状況の資料です。

資料 6-2-1 では、教育従事者の 43.3% の内訳等が詳しく載せてあります。公務員・一般企業 43.1%、進学が 12% となっております。

資料 6-2-2 では、修士課程の割合ですが、68.3%、約7割が教員・教育従事者になっています。

基準7「施設・設備及び学生支援」では、資料7-1-1で教育学部の各教室の設備 や使用状況について表にしたものです。

また、今年度にL101教室に教職支援室を整備し、G103教室に7千万円ほどかけて遠隔教育システムを整備中です。

資料7-2-2、3では授業料免除の実施状況が、資料7-2-4、5では奨学金の貸与状況を記載しています。

基準8「内部質保証システム」では、自己点検を行っているか、また、ファカルティ・ディベロップメントや研修など、大学教員の質向上の取り組みを行っているかという点についての記載です。

基準9「管理運営」では、学部運営等の組織について記載しております。

基準10「情報等の公表」では、資料11-2-1で教育学部の教員の年度ごとの業績・取り組みを数値化した表、資料11-2-2では科研費の採択状況等を記載しています。

基準12「地域貢献活動の状況」では、教育学部としては精力的に行ってきました。まず、附属学校園と大学と地域の連携に関して、毎年教育研究フォーラムを開催しており、今年は第4回目として取り組んでいること、そして、学生支援ボランティアという、学校にお手伝いするボランティアを毎年延べ250名前後の学生が公立の小中学校等に行って支援活動を行っています。

基準13「国際化の状況」では、国際的な取り組みについて紹介をしております。今年度の9月にはモンゴル教育大学と協定を結ぶ運びとなっています。またインドネシア教育大学と、国際理解と学生同士で交流事業を行うことに取り組んだり、12月にはインドネシア教育大学と東アジア教員養成フォーラムというシンポジウムを開催する計画で、博士課程のアジアの教員養成の拠点作りを掲げて取り組みを行っています。

資料13-1-7には教員の国別渡航先の表がありますが、個別に国際的な活動を行っておりますが、教育学部の組織として取り組む形になっていないのが現状で、今後は組織的に位置づけて、その中で、教育学部の成果にしていきたいと考えています。

簡単ではありますが、私の説明とさせていただきます。

【質疑応答】

(学部長)

それでは質疑応答を始めたいと思いますが、私だけでなく、できれば担当の人からもいるいろコメントいただきたいと思いますので、よろしくお願いいたします。

(C委員)

民間企業でも、内部でチェックをして評価をするというのは、ガバナンスの観点から も非常に重視されており、企業でもシビアにやっているものの一つです。

今回、資料を拝見した印象として、固定的に流れているような気がします。例えば、 国際化の問題に関して、大学・学生の置かれている立場を考えたときに、海外での留学 などの現状を見たときに、本当にこのような内容で大学が満足しているのか、この優れ た点、改善を要する点をやっていかないとなかなか次のステップに行きにくい、という ようなことで、改善を要す点に対して大学側がどのように捉えているのか、というとこ ろを伺いたいと思います。

(学部長)

私がこれまで一貫して示してきたのが、企画と評価の一体化ということです。つまり、前任の先生がまとめた時の引継ぎで、「評価は作ったけれど、これは、目玉みたいなものを作るとかでは評価しておらず、本来、優れた取り組みとして評価を受けるためには、どういうことを5年後にやっておきたい、ということを基に、それに取り組んで評価をしてもらわないと無理です」、と言われました。私はその通りだと思い、企画と評価の一体化というのを提言してきました。

それを意識しながら運営はしてきているのですが、まだこの評価書にどのように記載するか、という点まで手が回っていないというのが正直なところです。

もし、今のことを真摯に受け止めていくことになると、例えば、国際化を行うのであれば何がネックになっているか、一番ネックになっているのは、もし国際化するとしたら、往復する旅費などをどうするかという問題があるのですが、それは、文部科学省の補助金を取らない限り、なかなか学生にお金を全部出させるとか、大学がお金を出してくれるかとか、そういう環境にないわけです。

それで、今プロジェクトで、200万円、300万円という予算で、インドネシア教育大学との連携を発展させていく、ということを本当はここに書き込まなければいけないと思うのですが、まだ、評価書がそこまで、しっかりと一貫した形で行うという組織体制が整っていないというところが、率直なところで、その意味では、第一期よりはもうちょっとアクティブに戦略的にものを考える体制は整って行きつつありますが、まだ評価書まで反映できていないというのが正直なところです。

(A委員)

基準に入る前の「組織の目的」のところで、「教職員と学生が相互に潜在能力を引き出し、知と文化を未来に継承・発展させる」、という一文はとても良いと思います。これはまさに教職員と学生が一体となって、潜在的な能力を生かす、知が描く知識とかスキルとかが一方的に伝達されるという姿ではなく、相互に関係性を構築しながら、まさに知と文化の未来を築くという方向は大変良いと思います。

また、「国際化に通用し得る」という言葉がありますが、これは、外国語の力なのか、それともそれを活用していく中身の問題なのか、という点、あと、「チャレンジ精神に満ちた人材育成」とういこの部分も大変注目しました。最近の大学生の学生や現職の若い先生方が、「ブナ系」という言葉を使います。無難な授業とか・・・そういう意味で、このチャレンジしていくという文章は、注目に値します。

もう一つ、「分析結果とその根拠理由」の一番最後に「83条に・・対応し、外れる ものではない」とありますが、この表現は一体どういうことなのか。本当は少し外れて いるけれども外れてはいないですよ、という意味なのか。83条にしっかり対応してい ると言い切れるのか、そうでないのか。この表現の方法がどうなのかなと思いました。

あとは、観点の1-1-2の修士課程では「質の高い高度職業人」と書いてあります。 そのあとの専門職大学院では「高度専門職人材」と書いてあります。この違いはいったい何なのか、あえて言葉を換えているとすればその違いは何か。文部科学省が修士課程に期待して、教員養成高度化という方へ動いています。逆に修士課程の存在意義を考えたときに、このような同じ表現であると言うことは、果たしてどうなのか、すべて専門職課程の方に変えろとも言われかねない部分があります。あえて差別化するとすれば、その意味をどのようにお考えになっているか。

(学部長)

「高度職業人」と「高度専門職人材」の違いについては、「学部等の現状及び特徴」の右側の真ん中の下のところにありますが、「平成21年4月の改組によって、学校教育研究専攻と教育実践高度化専攻の2専攻となった。学校教育専攻は教育実践上の課題や現代的課題に対応する基本知識・技法を総合的に学びつつ、教科専門や教職専門に関する研究力量(修士論文)を備えた教員養成を目的としている」とあります。これは、個々の専門職業人というよりも、研究者的な力を付けた結果がその者に高度専門的な力を持たせる、そのような意味での「高度職業人」のイメージです。

教職大学院は「新しい学校づくりの有用な担い手となる新任教員及び地域や学校において指導的・中核的な役割を果たす優れた実践的指導力を備えた中核的中堅教員の養成」、というイメージで、現場でストレートマスターについては即戦力として活躍でき、現職の先生は中核的にやっていけるという意味での「高度専門職人材」というイメージです。ミッションの再定義で静岡大学としては基本的には文部科学省の作文通りに書いていることが多い中で、大学側原案として教育学部はあえて中に書き込みました。

ミッションの再定義の2ページ目のところの「修士課程」の部分ですが、「我が国の学校教育において必要とする教科指導力の在り方を踏まえ、総合大学の特性を活かして、他研究科との協同のもとで従来の教科教育に関する領域を再構築し、実践的な課題解決に資する研究指導体制を構築することにより、高度専門職業人を養成する。」と記載しています。教職大学院は、ほとんど文部科学省の作文通り書かれています。

博士課程は、「修士レベルの教員養成機能の強化充実の上に、教員養成分野の高度化に対応できる研究者養成の役割を果たしていく」。という位置づけにしております。

また、「チャレンジ精神等」のところは静岡大学全体の方向です。これについては、 実際それを保証するカリキュラムや実施体制を静岡大学全体で取り組まれているのか というところが課題になっております。 この考えに基づき平成25年度に教養カリキュラムを変更しました。それをどう評価するかというのは、3~4年たって取り組まれた検証を行えばわかることですが、かなり問題の多いところです。

これは先ほどC委員が出題したように、まだ国立大学、特に官僚組織というそのイメージから脱却しなければいけないと言いつつ、いろいろと試行錯誤の状態で、作文すれば終わりみたいなところがなきにしもあらずというところのご指摘に関わってくることではないかと思います。

「83条に対応し外れるものではない」という点については、実際はしっかり対応してその現代的な版として取り組んでいる、として書くべきところと考えます。

(B委員)

基準1のところの言葉の使い方について、「学校教育研究専攻」とか、「教育実践高度化専攻」とか、そのまま外に出た場合、なかなか分かりにくい言葉だと思います。その中身については、教育学部の案内などを見ると非常に分かりやすく書いてあります。ですから、アドミッション・ポリシーというのを紙媒体で出していくというのは、まだしばらくの間は大事ではないかと思いますが、どのくらい出されて、どんなところに出されているのか、というのが気になりました。

(学部長)

これは法律に基づいてそういうものを公表しなければならないことになっておりますので、WEB上などで公表されています。またパンフレットにもポリシーが掲載されるようになっております。

(B委員)

それは載っているので分かりやすいのですが、それは一体どんな方法で、どんな方面に、どのように配布されているかが気になったということです。現実には高度化専攻などについては、なかなか現場はまだわかりにくい、という状況があります。

(学部長)

その点は今後の課題として、今は教育委員会の推薦を受けた者が指名されてきますが、 教員自ら大学院で学びたいので来るようにするためには、B委員がご指摘のように、そ のような人たちに理解していただき、こういうのは大事だからやろう、というように思 っていただけるように宣伝や広報をする必要があると思います。

(B委員)

現実には、あとで聞いて「やりたかった」という人がおられますので、それが現場です。

(C 委 員)

観点2-1-1にゼロ免課程のことが書いてあります。そこに、「教職だけでなくて様々な分野で指導的役割を果たす」とあり、それが非常に良いと思いました。特に我々のような民間の立場から申し上げますと、確かに教育学部を出て、それぞれの立場で指導的な立場にいる、立ってもらうための準備をしていかなければならない、教育してもらって、というのは良いことだと思っており評価するところなのです。ただ残念ながら、教職に就く比率が低いということが書かれており、あまり力が入っていないのかな、というようにも見えてしまいます。ミッションの再定義においては、このゼロ免課程や様々な分野での指導的な役割、といったものは出ていないですね。

(学部長)

入れなかったことについてはこれをまとめた芳賀先生に経緯を説明していただきますが、新三課程については、原則的に廃止となり、本当はミッションの再定義の時に成果をたくさん出しているのですけれども、それをここに出さなかったことは、半分あきらめているみたいなものがあって、残念ですが今はそれを大学の中でどういう形で活かしていくかといった、新課程を絶対残すスタンスではありません。

(C委員)

あとでも出てきますが、地域との関わりとか、そういう役目からしても「様々な分野での指導的役割を果たす」というのはとても大事なことで、教育学部の中でこれに取り組むことは非常に価値があると、この文章の中で読みました。

(学部長)

我々としても、教育学部にあってそういう形は非常に良い置き方だと思っているのですが、なかなか、組織改革がそういう方向で進んでいないのが現状です。

(C委員)

今、何人か、教育学部から私ども会社にきている人間がおりますけど、あまり若い人間とあまり接点はありませんので、管理職以上をみてみますと、非常にリーダーシップをとっている、優秀な人間が多いです。

それで今回調べてみたのですけれど、そういうことを考えますと、この観点というのが地域への貢献であったり、地域との連携というような観点からも、とても大事な要素だと思うものですから、是非、継続、あるいは強化していただけるとありがたいな、ということです。

(学部長)

ありがとうございます。

(A 委員)

観点2-2-1の一番最後に「組織体制の見直しを一層進める必要がある」とありますが、具体的に検討というのは、どのような見直しをして、どのように進めていこうとしているのか、その点のところが、もっと見えてくれば良いと思います。

(学部長)

実践センターは、今まで専任の先生を置いて取り組むというパターンだったのですが、 今年から形式上は130人のスタッフ全員で地域貢献をみんなで支えていこうという ことで、実践センターの教員は各学部とか大学院に所属してみんなで支える、という形 にしました。それを前提とした上で、学部・修士課程・教職大学院、そして博士課程の 中でどんな組織にして、どのように行っていこうかという中に、一つとして実践センタ ーを置くという形になっています。

他にも、今年、文部科学省の方針が出されている「新しい学びをする」に対応する学習科学研究教育センターを大学院の中に作りました。それから来年の4月設置を検討しているのは、教員養成高度化推進センターを大学院に作ろうとしています。このように、研究と実践と個人を組織的にマネジメントしていく、全体の中に位置付けていこうという志向で、今いろいろと取り組んでいるところです。

人が少なくなる中で、いろいろやらなければいけないのをどうするか、という点を一人の人たちに集中するのではなく、マネジメントとしてどうやるかというところで、審

議しながら工夫しています。

また、人事も新しいことをやっていくということと、今までの教科の専門性を崩さず やるということで、急激にはできませんので、少しずつ工夫しながらやっています。

(B委員)

基準3で女性研究者の配置を是非お願いしたい。要するに入学生のバランスですとか、 教科でみてみると、その中にどのように配置されているかというのがすごく気になりま す。

(学部長)

資料 3-1-1 で、これは、前回よりはパーセントは増えてはいます。教育学部の場合、例えば、音楽など、女性の方が優位で採用される確率が高いです。これは、教育学部では多いのですが、工学部や理学部、農学部などの理系になるとかなり極端に少なく、ここがやはり課題になっています。静岡大学全体の取り組みで「S評価」という「極めて優れている」という評価をいただいたのは、女性の優遇の取り組みが優れている、男女共同参画を進めている、だけでした。

(B委員)

それは良く承知をしております。

(学部長)

「女性の教員だけを採用します」といった場合や、表記の仕方として「同じ能力であったら女性の方を採用します」という一文をうたって女性を採用すると、その学部に支援金が数年間配分される仕組みがあり、それが評価されました。しかし、教育学部で女性の採用が増えているかといったら、そうでもなく若干ポイントを上げた程度です。ただ、今後は養護教員養成課程ができますので、女性の教員としての採用が増える見通しはあります。

(B委員)

さらに優秀な女子教員を作るという意味もあって、数値の上でもあがって欲しいと思います。

(学部長)

数学とか理科とかが全く女性がいない教科のところが気になる、というご指摘ですね。

(B 林委員)

というのはこれもジェンダーでなくて、ロールモデルとしての教員の姿みたいなものが重要ではないかと思います。

(副学部長)

教育学部の数学には女性はいないのですが、理学部数学科にいます。

(B委員)

国が理系の女子に補助を付けていますが、ただ、教諭のパーセンテージが低いので、 気になっております。

(A 委員)

基準4の「また」以降のところに、学校教育研究専攻と共同教科開発学専攻は書いてありますけれども、高度化専攻の記述がありません。ホームページには書いてあるのは確認できましたけれども、書いておかれた方がよいかと思います。

(学部評価委員長)

これは、教職大学院は認証評価を得て別に報告書を出してありますので、本部の評価担当と打合せて、こちらの評価書には掲載しておりません。

今回のダイジェスト版では図表等を外しております。というのは、まず報告書には必ず観点毎に観点に即した資料が入っております。ただ、本文中に入れるのが長い場合は別添資料にすることと指示がありますので、別添資料がかなり厚くなりました。

このダイジェスト版を作るときには、研究科の教員の人数等についても、こちらの元には入っていますので、今回ダイジェスト版を作成する過程で図表等を外しましたので、図表等に関しては、元の報告書を見ていただければと思います。

教職大学院に関しては別にすでに認証評価の報告書等の冊子等があるので、こちらには記載しておりません。

(A 委員)

わかりました。

(B委員)

資料 4-2-1 の入学定員充足率のところの女性数、男女比について知りたいと思いました。

(学部長)

わかりました、男女比を次回記載いたします。

(A委員)

観点4-1-4の「観点に係る状況」の中で、「検証を行うための取り組みが行われている」という文言がありますが、具体的に状況に書いてあることは、「入試委員会で検討する」とか、「各専攻・専修毎に改善策を協議し」とあります。具体的にどのような検証を経ているのか、もう少し具体的に見えてくると良いと思いました。

(評議員)

ご指摘の観点に関する状況の記述の3行目「また、」の直後ですが、入学者選抜方法研究部会というのが全学の組織としてあり、教育学部からも委員会に出席して、例年5~6月に研究成果の報告会を行っております。それに向けて学部入試の問題点の洗い出しや、特に変わった入試枠での入学者の追跡調査を行っています。5年前の評価委員会では過疎地域枠と表記していましたけれども、現在は地域指定枠と名前を変えまして、過疎地域の高校から2名ずつ入学者を取っています。この学生たちが、入学してから学力面での不安を抱えながらどんなふうに育っていっているかという点を、学生を集めて座談会形式で状況を聞いています。

また、もう少し人数の多い教員養成特別枠(10名程)では、入学後の成績データなどを統計的に集計しています。

(総務会委員)

卒業生が出てから、4年間の成績、特にGPAについての相関を調査した結果、良い 成績を収めているという結果が出て、こういう選抜の仕方は教育学部にとっても良いと の結果を出しています。

(学部長)

地域指定枠も学力的に大丈夫か、という懸念がありましたが、6割程度が教員になっており、やって良かったと、今、高い評価になっています。

(C委員)

ありがとうございました。大変良くわかりました。

(A 委員)

観点5-2-4「基礎学力不足の学生への配慮」ですが、具体的に基礎学力不足の学生の内容とその程度や、学力以外のものを含めて、支援が必要な学生がいるのか、という点をよく知りたいと思います。

(学部長)

この問題は全学的な問題となっており、学生の履修状況を把握し、ある単位以下しか履修していない学生は、指導教員や教室に連絡をし、学生本人に直接面談をして確認することがルール化され、取り組まれています。また、指導をした内容については報告を行う体制になっております。

中には積極的に留学のために単位を取っていない学生もおりますが、特に理由もなく 授業などにも出てこなく、動静がわからない学生の把握が難しい状況です。その件につ いては教務委員会で検討を始めているところです。

(A委員)

基礎学力不足の学生というが、根本的になぜ発生するのか、例えば、学生全体のレベルが下がってきているので発生するのか、あるいは入試制度に問題があって、学力不足でも入ってきてしまうのでしょうか。

(学部長)

今は両方です。まず、受かってくる人の下の層はかなり学力が下になっています。もう一つは入試制度で、受検科目数が減ったり取らなくて良い科目があったりするので、苦手科目は勉強しないというのが一般になってきており、その両方をカバーするための大学システムをどうするかが課題になっていまます。

文部科学省は厳しく時間管理して、大学の授業というのは、1時間勉強したら2時間分は家で予習復習を行っている設定なのだからそれを厳格に守らせるとか、講義を15回行うはずなのに、休講しても補講もせず、そのまま試験を行って単位を出すのはダメだと。基本的には15回講義を行い、その後に試験を行って評価をするように、厳格化を指導しています。しかし学習時間をしっかり確保すれば学力が伸びるのもでもなく、学ぶ意欲や現代的な課題に対応するようなカリキュラムや指導体制をどのように作るかということを行うために、今、いろいろとカリキュラムを検討しています。また、教育学部としても平成28年度に今の学生に必要なカリキュラムを準備しているところです。

(A 委 員)

基礎学力不足の学生に中には、基礎学力だけでなくて、学習の発達障害の学生が多くなってきているので、それに対応する体制とかがすごく大事になってきています。

(学部長)

静岡大学でも発達障害の学生を全学的に支援していく態勢を取っています。

また、小・中学校にも発達障害の児童生徒が在籍しているので、教員としてどのように対応していったらよいのか、教育学部のカリキュラムの中にそれらを盛り込まなければいけないと考えています。実際、附属学校園でも発達障害の児童生徒は在籍しているので、それら児童生徒の対応をどのように行うのか、附属学校園の在り方としても公立学校の模範となるために、今年度調査費を付けて対応しようと考えております。

(B委員)

資料 5-1-3 教育課程の体系の中で、教育実習等の時期につきましては、これから もいろいろと検討していただいていると思います。

(学部長)

教育実習については、時期等を含め、教育学部と附属学校園で検討しているところです。

教育実習を教師が実践的な指導力を身につけるという観点からどのように行ったらよいか、絶えず研究していかなければなりません。単に実習期間を設けて行えば良いという時代ではなく、これから実践的な力量や質をどう高めるかを研究していかなければなりません。そのためのフィールドのように現場と一緒に取り組んでいきたいと考えています。

また、現在は3年生の5~6月で教育実習II・IIIを連続して行っていますが、3年で実習IIIを3週間行ったら、4年で実習IIIを2週間行うといった、時期を置いて発酵を待つとか、少し体験を振り返ったり、寝かす時間があっても良いのではないかと考えています。もう一つは、現在は卒業要件に小学校・中学校の両免を取得することを義務付けていますが、本当に小学校になりたい人は小学校の実習を取る、あるいは教員にならない人もいるので、その場合、両方義務付けるよりも、その人たちは自分たちで選べるようにした方が良いと考え、平成28年度から卒業要件を複免から単免に変えようと検討しています。

(学部長)

基準6「教育の成果」についてですが、今年は教育学部の就職率が大学の中で一番でした。教育学部の卒業生は子ども目線でいろいろ問題を考えたり、相手のことを考えながらコミュニケーションを取りながら問題に対応していくというところがしっかりできる。コミュニケーション能力という、相手目線でものを考えられるのが企業から高い評価を受けています。

ただ、ミッションの再定義では「教育学部は教員就職率が命である」になっており、 文部科学省ではそれが国立大学の存在意義ともいっていますが、私としても、地域に根 ざす教員はもちろんこと、もっと人材(養成像)は多様であっていいと思っています。

(B委員)

資料9-1-1の組織図ですが、どの立場も全部3年任期なのでしょうか。 というのも、とても熱心に携わっている先生が1年で交替という例を見ていますので、 任期がどうなっているかお聞きしたいと思います。

(学部長)

評議員の任期を3年と書かれていますが2年と修正してください。現在の任期年数は 法人化対応になっていません。中期目標・中期計画が一期6年で、学部長任期は2年で 1回だけ再任可能でも合計 4年となり、計画を立てても評価を受けるときにはその学部長はいないことになります。これでは本当にいろいろやろうと思っても責任が自分が持てないので、少し慎重になってしまう面もあり、やはり任期を 3年とか 4年にして、責任が取れるような体制にする必要があると思っています。

(B委員)

そのことはつくづく感じます。熱心な先生方が急に変わられてしまうのは残念です。 その任期についてはまたお考えいただいたらと思います。

(A 委員)

観点8-2-1のFDの点ですが、いわゆる根拠理由は何行か書いてありますが、具体的に特質すべきFDの中身などが例示されていると良いかなと思います。

(学部評価委員長)

本文の95ページのところを見ていただければと思います。こちらの8-2-1のところに根拠となる資料として、「FDの内容」、「新任教員FD」、「新任・一般教員FD」について①~⑦で取り組み内容が記載されています。

(A委員)

FDの中味としましては、発達障害の学生や特別支援を必要とする学生たちの対応を どうするか、また、ハラスメントの問題の対応はどうか。

(学部長)

ハラスメントは毎年別の研修があります。発達障害の学生に対しては、全学的に取り 組むのがやっと昨年から始まって、教育学部としても、多方面に附属のことや教員のこ とについて対応していかなければならないと考えております。

(A 委 員)

実習生の指導の担当の先生方が、実習現場に行く時の実習指導の在り方に対する研修 とかというものなどの要望はありませんか。

(附属学校園統括長)

それぞれの中学校や小学校でも、教科の専門の指導教員が来ていますので、実習指導 に生きていると思っております。

(学部長)

教育学部には教科内容指導論という授業科目があり、学部段階で3年・4年生、4単位必修で置いています。

(附属学校園統括長)

さらに、新採用の大学の教員には、FDの一環として附属学校園の研究発表会等に参加していただくなど、附属学校園の活動を見ていくことが、大学において学生指導に大変役に立つと思っております。

(B委員)

資料12-1-2にある附属学校園の教育研究フォーラムに参加して、いろいろ成果があがっていると思いました。フォーラムの参加がもっと増えたらいいかなと思ってい

ます。

(附属学校園統括長)

第4回目は平成26年1月28日にホテルを会場として計画しています。

(B委員)

フォーラムがこれから活用できて、できるだけ参加を促そうと思っています。

(A委員)

基準11の研究活動の状況及び成果について、デジタルアーカイブのような外から閲覧できるようなものを公開しているか、伺いたい。

(学部長)

教育学部で特別研究などの調査をプロジェクトで行った場合、翌年のセンター紀要に公開することを原則にしています。学部全体の取り組みの内容や活動が可視化されて参考になるというのを、今、組織の経費の使い方として考えて行っています。

(副学部長)

センター紀要については、附属図書館で全部公開しています。その結果、予想もしな かったようなところからも質問が来たりしています。

(B委員)

教職大学院の発表も皆さんが集まりやすい場所で公開しておられますね。あれもやっぱり大事なことだと思います。

(副学部長)

科研費の報告書も載るようになっています。

(B委員)

最後に国際化のことなのですが、英語が必須の方向が見えてきましたよね。その点これからの大学の取り組みはいかがでしょうか。

(学部長)

今回、教養カリキュラム改変の焦点はその英語教育に特化して強化するという方向で行っています。TOEICの得点を基準として、一定の点数が取れない学生は次の段階に進めないような枠組みです。また、いわゆる数値化を一つの指標として掲げており、それは教育学部というより全学の方向です。

(学部長)

教育学部の国際化では、ESD (Education for Sustainable Development:持続発展教育)の活動に取り組んでいます。インドネシア教育大学と連携して人の交流を図り、9月には附属島田中学校がユネスコスクールに加盟しているので、そこで、インドネシア教育大学の学生と交流するという計画があります。

(学部長)

アジアの教員養成シンポジウムという、お互いがお互いの授業を見学したりするのが 必要なのかなと思います。

(副学部長)

A委員にお聞きします。

教員養成の単科大学で、新課程の発展的解消というのは、静岡大学のような総合大学では、他学部との折衝というのが出てきますが、単科大学の中ではどうされようとしているのか、それは結構ヒントになるかな、大変じゃないかなと思いますが。

(A 委 員)

今、当面は定員削減して、それを教職大学院の拡充に充てようとしています。その先については、学内的に次のステップに踏み出すところまでにはなかなか進んでいませんが、とりあえず、今、現在の養成課程は縮小方向で、実際に教員養成の状況というか、どれだけ教員養成課程を広げていくかということではなくて、逆に少子化、特にC委員が言われたような、教育の意味というか、学校教育を軸にしながらも、生涯学習、特に超高齢化社会に入ってきているので、その新しい方向を見いだしていけるようになればと個人的には思っています。

(学部長)

いろいろと闊達な意見をいただいて、ありがとうございました。

【講評】

日 時:平成25年8月28日(水) 16:00~16:25

場 所:教育学部J棟3階 大会議室

(学部長)

それでは、講評をよろしくお願いいたします。

(A委員)

それでは、今日の外部評価委員会の話し合いと、それから、今回の報告書、エビデンスに基づいて講評をさせていただきます。

この組織の目的にも書いてある「教職員と学生たちの相互に潜在能力を引き出す」そして、「未来に継承」という部分については、とても大事な部分であり、それを意識して書かれていることは大変評価できることと思います。実際にそれを目指して具体的な内容が、評価の具体的な形の中で明らかになってきています。

評価書の本編で細かく読んでみると、評価の基本的なところで、例えば、「内部の質保障」とか「改善をする」ということは確かに評価の先の方向性にありますが、ただ改善をする、改善をする内容はこうだ、というだけではなく、実施時期をいつにするという記述や評価の実効性を伴う記述が書かれているということは、大変評価でき期待ができる部分と思います。

逆に、評価書から見えてきた改善すべき部分、改善を期待したい部分ということについて、評価の在り方の問題、もちろんこれは制度的なものの中で報告書を作り、そして定められた基準のもとで行うという、まさにこれはコンプライアンスの仕事で、法令等に基づいた仕事であり、全国の大学が行わなければならないことであります。

しかし、法令遵守という言葉だけでなくて、プラスアルファの部分があるということです。というのは、「法律を守って83条に対応しています」と記載されていますが、 その言葉はある意味では、この静岡大学ではもう充分やっているということを現していると思いますが、本題は、むしろその先のことで、プラスアルファの部分と考えます。

それで、もし可能ならば、実際にプラスアルファの部分、例えば、さらにA4一枚で、この教育学部の評価、自己評価、外部評価に向けて、まさに重点として浮かび上がってきた成果と課題の部分を、コンパクトに焦点化たり優先順位を付けて順序や体系的にし、その中から主体的に静岡大学教育学部として示していく課題を明らかにし、そして改善の方向を示していく、時期が決まればもっと良いのですけれども、そのような形で、それを評価書プラスアルファできると良いかと期待を持ちました。しかもそれは、会議室の中だけではなく、その成果や課題というのは、教職員全員が共有する、共有する場を持っていく必要があると思います。さらには、学生を育成するためのよりよい教育を行うための教育研究を行うための評価だと思いますので、学生たちにも共有させる、そういうフィードバックしていく部分が必要と考えます。

さらにはこういう自己評価をした、こういう評価を考えてきたということを広報していく、公表・広報ですね。ホームページに載せて終わるということではなく、なにかしていく必要があるのかなという話しがありました。その理由は、サクセスというのがすごく良くわかりやすいといこともありました。そういったことを考えると、学生たちが関連し、学生たちが作ったものを含めて、評価資料をもう少し掘り起こしていく、評価資料を掘り起こしていくと、それがまさにそれに繋がっていくのかな、ということを考えてきたところであります。

とくに、評価の評価書の作り方の部分と、外部評価が終えたあとの次の一歩を踏み出す方法として、広報みたいな部分が大切と思いました。

実際、報告書や様々な学部・研究科などの案内パンフレットがあります。それらは、大学が考えていることをこれから入ってくる学生や大学院生に向けて、まさにコミュニケーションとして伝えようとするものです。その伝えようとするときに、いわゆる大学の中だけしか通用しない言葉や概念をよりかみ砕いて、つまり翻訳をして伝えようと努力されているから、すばらしいものができていると思います。そこをすくいあげていけば、評価書はよりよいものになっていくのではないかなと思います。

実は、震災・原発事故以降、科学コミュニケーションという概念が注目を浴びています。この科学コミュニケーションという概念は、特に震災・原発以降に、いわゆる専門家の専門性が一般の市民や子供たちに伝わらなかったり、あるいは、逆に市民たちや子どもたちが持っている疑問などをすくい上げて、まさに翻訳しながら語ってきたのかどうか、そういったものが、まさに双方向の関係が問われている時代といわれているわけです。これは科学の分野は、特に今回は原子力エネルギーという非常に高度な問題で注目されています。

私たちが教員養成の中で大事にしていかなければならないのは、この評価書の中でいくつも出てくる、例えば「チームワーク」、「コミュニケーション」、「満足している」、そういった言葉が出ていますが、そのことがまさに伝えられていけるかどうか、まさに教育コミュニケーションそのものだと思いますが、それが図られていくようになると、より良いものになると思いました。

この報告書の文章の中のバックボーンにあることは、非常にすばらしい成果があることがわかりましたし、また、逆に課題を明確化して行くとうことも併せて考えていけると、もっと具体的に見いだしていけるかなと思います。

評価というのは、大学だけでなく教室の評価も含めて、評価の時代といわれています。 文部科学省に向けてという部分もありますが、やはり基本は地域の大学として、地域貢献や地域との関係は外せない部分であると思います。そういった意味で、まさに静岡大学の独自性を際だたせて行く必要とスタンダードであるべき部分とのバランスを取っていく必要があると思います。

また改めて、いま口頭でお話ししていますけれど、それぞれの委員が、皆様にフィードバックするよう書式がありますので、それで改めて具体的にお話をさせていただくこともできるかと思います。

(C委員)

先生の方で、今、十分に話していただいたと思います。せっかくこういうパワーを必要な評価を行っているので、評価のための評価で終わらないように、次のステップへ行っていただきたい、使っていただきたい、という気がいたします。

(B委員)

評価は成果と思っているのですが、静大をどう売るか、静大でなくては、というものをもっと前に出して良いのではないかなと思います。

学生の活動が非常に多彩であることは、私は目にしているわけです。その影には先生 方の指導があるということをいつも思うわけです。それが意外にまだ出ていないという のがもったいないなと思う時があります。

それから、新卒と40代と他大学の新卒を抱えた校長先生とお話をしました。まず、新卒の方は非常に柔軟性があって、そして変なジェンダー感を持っていなくて、女の先生方が一生懸命やっているところへ男性が一人飛び込んでいくような、そういう場面でもとても良くやっています、というお話しをいただきました。これは大学で鍛えられているのではないかと思います。というのは、他大学はほめて育てているのではないかという傾向が非常にあり、アピールは強いのだけれどもすぐ崩れる傾向があります。そう

いう意味では、自信を持ってもいいのではないかと言っていただけましたし、40台の先生はそれなりに非常に前向きに、お母さん先生ですが頑張っていると。ちょうどこの大学の卒業生が話題になりましたので、評価の一つの成果ということで、お耳に入れておきたいと思いました。

(A委員)

今、聞きながら思っていたことを付け加えさせてください。これはESDにも関係あることですが、文部科学省がミッションの再定義とかで発展的整理をしなければならない状況が出てきています。そのバックグラウンドに一体何があるかということですが、これは文部科学省として、政府としても人口動態の問題があると思います。2008年以降に、我が国は世界に先駆けて超高齢人口減少社会に突入しました。2008年から人口が減っている状況の中での、企業・学校・大学がどうなっていくのか、これは人口がどんどん増えてきているような近代化の社会の中であった状況と全く違う、前人未踏の世界で世界の中には日本しかないわけです。そういった状況の中で、社会の変化が急速に、いわゆる地球環境、国際会議、平和問題、いろいろなことが起こっていますけれど、もっとゆっくりゆっくり大きな変化が起こっていて、それにどう対応していくのか、考えていかなければならない、本質的で根源的な教育がとっても大事な時代になってきていると思います。自分たちが背負って立つ地域の大学が、自分の足下の具体的なところで見据えていけるんだというところが結構大きいのかなと思っています。以上です。

(学部長)

ありがとうございました。またその文章というか、書いたものがいただけるということなので、先ほど評価いただきましたように、いい点はアピールしていくということと、改善すべき部分はこれからいろいろと対応して、いい形でいい方向で関連していきたいと思っています。もうひとつは、学部長になってから一番冒頭に今年度は何を行うか、次の年度に何を行いその成果と課題があるので、それを受けて今年度は何を行うか、という形でやっているので、ほんとはそれが報告書に載るべきなのですが、まだ何分それをやり始めたのは去年一昨年ぐらいからですので、ここには載せられませんでした。企画と評価は一体として考えていくというのを、この報告書に盛り込むのは、次の3回目の課題とさせていただき、意識的にそこをやっていきたいと考えております。

お互い元気で過ごしていただいて、私ままだ3年後はいますので、学部長にはなっていませんけれども、評価していただければと思っていますので、そういう意味では、楽しみにして、期待して待っていただければ、と思います。

いま国立大学の大学と教員養成改革というのは一緒に来て、しかもそれも学校・地域の在り方を考える、先ほどA委員がおっしゃったような形で、大学が何をやるかがかなり期待されているし、対応していかなければならないと考えておりますので、それも5年後どうなっているのか、また次回の時に検証等していただければいいのかなと考えております。

長い間お付き合いをいただきましてありがとうございました。本当に今日はありがと うございました。お礼申し上げます。

自己評価・外部評価を終えて

教育学部評価委員長 芳賀正之

平成24年度、静岡大学では第2期中期目標期間において、大学評価・学位授与機構が定める「大学評価基準」及び「自己評価実施要領」にそって、全学の評価会議を中心に自己評価を実施し、『自己評価報告書』を作成した。(平成25年3月提出)

自己評価は、「大学の教育、研究、社会連携、国際交流及び施設・設備等について評価を実施することにより、教育、研究活動等の質的向上を図り、大学運営全般の改善、活性化に役立てるとともに、評価結果を広く社会に公表し、国民に対する説明責任を果たすため」(「自己評価実施要領」より)に行うものである。

また、平成 25 年度において、外部評価を実施したが、その目的は「『自己評価』の結果について、学外者による評価・検証を受けることで、各実施組織の教育・研究等の質的向上及び組織の改善・活性化に繋げること」(「外部評価の実施」より) にある。

以下、『自己評価報告書』における基準ごとの「優れた点及び改善を要する点」を踏ま えつつ、評価基準及び外部評価を受けた中で浮かび上がった学部・研究科の特筆すべき特 色・実績、そして改善課題(改善事項)について示してみたい。

1. 評価基準に沿った特筆すべき特色

- (1)組織の目的、組織構成、教員等について
- ○本学部は、「豊かな人間性と幅広い教養を基礎とする実践的指導力を備えた教育従事者」「社会教育・企業内教育等の分野で活躍することのできる広い視野と多彩な技能・技術を有する人材」「今日的かつ学際的な専門性を持ち、幅広い職種・分野の第一線で指導的役割を果たしうる人材」の育成を目的としている。また、本研究科の学校教育研究専攻においては、「教育に関する高度な専門的力量及び見識を備えた学校教員並びに教育事業従事者の育成」を、共同教科開発学専攻においては、「教科開発学の究明を通じて、教科内容の構成原理を明らかにし、教科教育の開発及び教育環境の創造、更に、高等教育機関において、高度な資質をもった教員の養成をするために必要な能力の育成」を目的としている。本学部・研究科の教員は、それぞれが研究活動で得た知識や知見を教育に反映させ、以上のような本学部・研究科の教育目的の達成に貢献している。
- ○本学部・研究科の教員は、授業改善に努めている。
 - (2) 学生の受入、教育内容、成果等について
- ○学部では、アドミッション・ポリシー(入学者受入方針)を定めて、本学部が求める学生像を広く社会に公表し、それに沿って多様できめ細かな入学者選抜を実施し、適正数の学生を受け入れている。
- ○教員養成課程は実践的指導力を備えた教育従事者の育成を目的としているため、教育職員免許法に準拠してカリキュラムを構成している。新課程、いわゆる「ゼロ免課程」は、社会教育・企業内教育等の分野で活躍できる技能・技術を有する人材や、今日的かつ学際的な専門性を持つ人材の育成を目的としているため、専攻科目や自由選択科目に重きを置いてカリキュラムを構成している。各専攻・専修の教育内容や専門性に応じて、多様な授業形態のカリキュラムを適切かつバランスよく配置している。

- ○授業の多くは少人数で行われ、専門性を生かした複数教員によるオムニバスの授業、附属学校教員による教育現場に即した授業等、きめ細かくユニークな工夫を行っている。
- ○研究科において、各専攻ではそれぞれの教育課程に沿って学生教育を行うとともに、学生の研究テーマに関連の深い教員1名又は2名を指導教員として選任し、修士論文に関する研究指導を行う「複数指導教員制」を導入している。
- ○研究科において、既設の授業に加えて、平成24年度から新たな試みとして、「小学校教員免許取得プログラム」(3年コース)を設けており、その履修を許可された者は、静岡大学教育学部において開設する授業科目のうち、別に定める小学校教員免許の所要資格を得るための授業科目を履修することができる。
- ○教育の成果に関して、学部において、過去5年間、90%以上の学生が標準修了年限内に 卒業しており、免許・資格の取得件数も多く、全就職者に占める教員・教育従事者の比 率が高く、学習支援も含めると、半数以上が教育関連の職業に就いている。
- ○大学院において、過去5年間、96%以上の学生が標準修了年限内に卒業しており、全就職者に占める教員・教育従事者の比率が高く、学習支援も含めると半数以上が教育関連の職業に就いている。
- ○卒業生・修了生の就職先からは、総合的な満足度に対してプラス評価が得られている。

(3) 施設・設備、学生支援等について

- ○多くの講義室はAVやLANの装備を有し、その他の教室類や授業・研究を行うための施 設類を合わせて、全体として教育研究組織の運営及び教育課程の実現に必要な種類と数 が揃っている。
- ○平成25年度から教育学部 L 棟 1 階に教職支援室が開かれ、自主的学習環境となるフリースペースを設け、学生が幅広く授業実践に関する交流や情報交換を行う場となった。
- ○学生による授業アンケートを定期的に実施し、その結果を教員は報告書の形で学生にフィードバックしている。
- ○本学部の教員の教授技術及び教育の質は、年度を追うごとに確実に向上している。

(4) 研究活動、地域貢献活動の状況について

- ○科研費の採択率が年々伸びている。
- ○平成 20~24 年度の 5 年間、教員が学会からの賞を毎年受賞しており、文化の発展に資する成果が認められる。

(5) 国際化の状況について

○本学部・研究科の教員は研究分野が多岐にわたり、研究目的の渡航によって世界各地の研究機関と交流している。

2. 自己評価・外部評価を踏まえた改善事項

平成25年8月28日、外部評価委員の3名の先生方を招いて外部評価を実施し、『自己評価報告書』の内容を中心に評価を受け、当日、学部・研究科の取り組みに対しての様々な質問やご意見を頂いた。教員養成課程、新課程ともに優れた人材を育成しており、本学部・研究科の教育研究等の活動に関してその成果を高く評価して頂いた。しかし、課題も多く、今後改善していく必要もある。ここで、いくつか挙げてみたい。

- (1)組織の目的、組織構成、教員等について
- ○本学部及び本研究科の目的(理念)ついては、教職員や学生、一般の方々の認知状況を 把握し、認知度が低い場合には周知に向けた対策を講ずる必要がある。
- ○組織構成において、学部と研究科に関して改善を要する点は特にないが、教育実践総合センターでは次の改善要求があった。それは、これまで担ってきた任務を、①センターに専任教員がいて全学部的な広がりのある課題に応ずるものと、②教員がセンター専任でなく、関連の組織に帰属し、協働してミッションを実現するものとに整理し直すとともに、他の組織・人員と連携・協働しながら複合的・重層的にミッションを実現していく学部全体の連携体制を構築すること、そのために、組織体制の見直しをいっそうすすめる必要性である。
- ○専任教員に占める女性教員の比率が 18.4%と低いため、教員採用に当たっては、女性教員の採用に留意する要望があった。
- ○学生の男女比についても、データとして整理していく必要がある。

(2) 学生の受入、教育内容、成果等について

- ○本研究科において、受験者の区分に合わせた検査科目を課して選抜を実施し、本研究科が求める学生を見出す工夫を講じている。しかし、学校教育研究専攻(修士課程)を見ると、入学定員充足率が100%を割り込んでおり、志願者を増やすための様々な努力が必要である。
- ○教育実習については時期等を含め、教育学部と附属学校園で検討していく必要がある。
- ○教育実習の時期を見直すと同時に、卒業要件を「単免」化し、新カリキュラムのスター トを目指す必要がある。
- ○進路状況において、平成 23 年度卒業生の全就職者に占める教員・教育従事者の比率は 43.4% (大学院進学者を除き、教員養成課程に限定すると 68.3%) であり、さらに比率 を上げるための工夫が必要である。

(3) 施設・設備、学生支援等について

- ○本学部として教室等施設の種類と数には不足はないものの、講義室・実験室の整備、自習スペースやラウンジの整備面では不十分な部分もある。
- ○授業アンケートについては、ほぼ全教員が実施しているが、報告書の提出や FD 研修会への参加については完全実施までには至っていない。全教員が FD 活動の必要性を認識し、参加するための取組が引き続き必要である。

(4) 研究活動、地域貢献活動の状況について

- ○科研費及び科研費以外の外部資金獲得に向けた対策が必要である。
- ○本学部・研究科の地域連携の実態は非常に幅が広く、様々なレベルで展開されている。 しかし、社会連携の形態が多様であるため、実態の量的な把握が難しく、この点につい ては教員各自が地域連携に関する課題を設定し、実践及び評価を行うような仕組みが求 められている。
- ○各教員の多様な連携の取組を尊重しながら、学部・研究科という組織としての実績を蓄積していくことが必要である。

(5) 国際化の状況について

- ○グルーバル化社会において、本学部への留学希望者や留学を修了して帰国した学生への 情報提供を、さらに充実させることが、そして多くの留学生を受け入れるため、広報の 拡大や支援体制の充実等を図ることが必要である。
- ○現在のところ、研究面における学部全体での国際交流活動は活発とはいえない。教員個人の交流だけではなく、学部としての組織的活動も行う必要がある。
- ○国際交流を図る上で、経済面の支援体制も充実を図る必要がある。

今回、組織評価(自己評価及び外部評価)結果に係る要改善事項について、教育実習の あり方と国際化への対応の二点について、改善計画を全学の評価会議に提出(報告)した。 「国際化の状況について」は外部評価委員の評価が低く、最も改善が求められよう。

教育実習に関しては、これまでの3年次の5月連休明け5週間一括型から実習Ⅱを3年次、実習Ⅲを4年次の分離型に変更していくことが課題となろう。

また、グローバル化に対応できる人材の育成、また地域からの「国際化」への視点も重視した「グローカル化」を目指す人材育成が課題だが、具体策として、ESD・国際化 WG を立ち上げ、学部として国際化に向けたシンポジウムや ESD に関する研修会等に取り組むことが考えられる。

3. 学生等評価を踏まえた改善事項

平成 24 年度に、全学の取組みとして、在学生や卒業・修了生等を対象とした学生等による評価を実施した。結果を踏まえ、評価会議で検討し、部局ごとに「学生等評価改善計画書」を提出した。その報告に基づいて、以下、改善すべき内容について概要をまとめた。

- ○アンケート結果から、学部生の時間割が教育実習との関係で1年次、2年次に授業が集中していることが窺える。なるべく、専門基礎や教育法の授業を3年次、4年次に移すなど、学生が余裕をもって授業を受けられるように時間割を見直す必要がある。
- ○全学で取り組むべき課題でもあるが、学部生の英語教育が課題として挙げられる。平成 23 年度からの小学校学習指導要領全面実施により、第5学年・第6学年に「外国語活動」 が必修化されたが、教職に準ずる科目では、現場での取り組みに即した内容の授業科目 を用意するなど、教育活動に活かせる英語の能力を身に付けさせていく必要がある。
- ○初修外国語で身に付けた力を実際に活かすため、短期留学などを積極的に勧め、他国の 文化や人々の生活を実感できる体験の機会を増やすための取組みを試みることも大切 である。
- ○学部生の国際的視野(異分野理解・グローバルな問題の理解)が課題として挙げられて おり、国際経験豊かな教員たちによるプロジェクトを立ち上げ、留学を促すためのイベ ントの企画・実行や授業改善などを試みる必要もある。
- ○学部生のリーダーシップも課題であり、実地科目等において、学生が主体的に取り組めるような目標・内容を設定し、授業改善を図るなど、学生たちがより主体的に地域での教育活動に取り組めるような機会の提供や参加を促すことも大切である。
- ○教職の学級・学校のマネジメント能力も課題であり、平成 25 年度より実施される「教職 実践演習」において、学校現場の教育活動の参加を通して、知識やスキルを一層高める ための指導を行うなど、また、教職支援室との連携をはかり、経験豊富な教師の指導を 受けるような体制づくりを整える必要がある。

4. 評価システム作業を通した今後の課題

平成24年度に教育学部の評価委員会では、全学の評価会議で示された「大学機関別認証評価基準」をもとにした「実施要項」にそって、自己評価報告書を作成した。この作業に取り組む上で、今後の課題となった点をいくつか挙げてみたい。

- ○未来の教師の育成を担う教育学部においては、地域社会に貢献できる人材(教員)の 育成、また学校現場との連携が重要である。そう考えた場合、評価基準で示された 以外の取組みも多く、今後、学部の特色にそった独自の評価項目を設け、それに対 する自己評価が必要である。
- ○教員養成大学・教育学部及び附属学校園は、社会の変化や子どもの姿を捉えながら、教育内容や指導法を検討し、新たな教材開発を試み、地域の学校現場の実践を様々な方面から支えている。また、教育実習という実践の場を通して、学生の資質・能力を育成している。学部の特色・実績を示すものとして、今後、そのような視点を自己評価の中に取り入れた方がよいであろう。
- ○『自己評価報告書』の作成・作業においては、実施組織の特性や状況等を踏まえつつ、 大学評価・学位授与機構の「自己評価実施要項」の例示にそって、または参考にし、自 己評価の根拠となる資料・データ等をそろえる必要がある。学部内で多くの資料を収集 し、さらに数年分の数値を調べ、データを作成する作業は大変な労力を伴う。見通しを もって、計画的かつ年度ごとに、評価基準ごとの根拠を示す上で重要となる様々なデー タを蓄積していく必要がある。
- ○実施組織の目的や状況等に応じて、独自の資料・データ等を利用することも可能であり、 学部の特色・実績を示す上で必要となるデータを検討しておく必要がある。
- ○教員の教育研究等の実績や成果に関して、年度ごとにデータを蓄積していく必要があるが、同時に、その情報の集め方やデータ化の方法などを検討していく必要がある。
- ○これまでの外部評価においても指摘を受けてきたことだが、附属学校園や教育実習等の 取り組みに関しても、どのような点を学部として自己評価していくべきかを検討してい く必要がある。

自己評価及び外部評価を通して、改めて引き継ぎの重要さを感じたところだが、今回の成果と課題については、次の自己評価の取組へ、そして外部評価を受ける際の大きな対応すべき課題として生かして欲しいと願う。